

秋田城跡

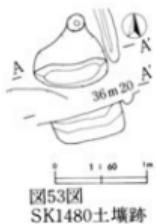
平成八年度秋田城跡調査概報

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

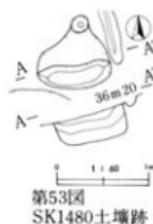
平成8年度 秋田城跡調査概報 訂正表

ペー ジ	行	誤	正
目 次	上から23行目	・・・遺構の年代	・・・遺構と年代
4	上から13~14行目	調査区北側	調査区中央
8	上から18行目	(8月26日)。	(8月28日)。
21	上から1行目	第67次調査	III 第67次調査
25 ~ 26		③第3層・灰黄褐色土層	③第3層・灰黄褐色粘土層
49	上から3行目	第68次調査	IV 第68次調査
83	図版9 S B023掘立柱建物跡柱掘り方断面 写 真 天 地 逆 別紙写真図版のとおり		

誤 33頁



正 33頁



平成八年度秋田城跡調査概報

秋 田 城 跡

秋 田 市 教 育 委 員 会
秋 田 城 跡 調 査 事 務 所

序 文

平成 8 年度秋田城跡発掘調査は、政庁西側焼山地区中央部と外郭東門の東側城外域である鶴ノ木地区北部と政庁南西側の城外域である大小路地区南部の 3 箇所を対象に実施しました。

調査の結果、政庁と西外郭線のほぼ中間の焼山地区で規則的に配置された掘立柱建物群が発見され、役所的な仕事が行われていた官衙地域の可能性がでてきました。これは今後、秋田城跡の全容を解明する手掛かりの一つになると思われます。

また、平成 6 年度から行っております外郭東門築地塀復元事業は 3 年目を迎えました。東門はほぼ完成し、築地塀の復元も着々と進んでおり、来年の 4 月には 1260 年の時を経て、新しく生まれ変わった外郭東門・築地塀・大路の一部がみなさんの前に現れることでしょう。

このように、秋田城跡の発掘調査と管理、そして復元事業が順調に進んでおりますことは文化庁、秋田県教育委員会、諸先生、そして地元住民の方々の多大なるご指導、ご協力の賜物と心より深く感謝申しあげます。

平成 9 年 3 月 31 日

秋田市教育委員会

教育長 石 黒 俊 郎

目 次

例言・凡例

I 調査の計画	1
II 第66次調査	
1) 調査経過	2
2) 検出遺構と出土遺物	8
3) 基本層序及び各層出土遺物	16
III 第67次調査	
1) 調査経過	21
2) 検出遺構と出土遺物	28
3) 基本層序及び各層出土遺物	34
IV 第68次調査	
1) 調査経過	49
2) 検出遺構と出土遺物	50
3) 基本層序及び各層出土遺物	51
V まとめ	
(1) 第66次調査検出遺構と年代について	
1) 焼山地区周辺掘立柱建物の分類について	53
2) 焼山地区周辺掘立柱建物各類の変遷及び年代について	58
3) 第66次調査検出遺構の変遷と年代について	59
4) 焼山地区中央部検出の弥生時代以前の 遺物包含層及び検出遺構について	60
(2) 第67次調査検出遺構の年代について	
1) S G 1206沼地跡（北岸部）の各堆積層の時期について	61
2) 各遺構の年代と変遷について	63
(3) 第68次調査検出遺構と年代について	65
VI 秋田城跡環境整備事業	68
VII 第67次調査出土灰釉陶器付着物質の中間報告	70

例　言

1. 本報告書の執筆、編集は、伊藤武士、進藤靖があたり、小松正夫、日野久が補佐した。
2. 遺物の実測、トレースは、松下秀博、伊藤、進藤の他、補佐員の小松陽子、補助員の鈴木朝子があたり、発掘調査、遺物整理は、桑原愛子、佐藤範子、米谷えつ子、原田久美子、小塚裕姫子(専修大学大学院)、渡辺由孝・北條宏(秋田大学)、佐藤幸輝(南山大学)が協力した。
3. 遺構写真及び遺物写真は伊藤、進藤があたった。
4. 灰釉陶器内白色付着物の分析及び執筆は、秋田大学医学部法医学教室教授吉岡尚文氏及び天理大学附属天理参考館学芸員金原正明氏にお願いした。
5. 墨書き土器の解説は、国立歴史民俗博物館教授平川南氏にお願いした。
6. 火山灰の分析は、秋田大学教育学部教授白石建雄氏を通じ、群馬大学名誉教授新井房夫氏にお願いした。
7. 石器、石製品の石質鑑定は、秋田県立博物館学芸主事渡部均氏にお願いした。
8. 出土鉄製品の鋸取りについては、東北歴史資料館保存科学科長手塚均氏の指導を得て進藤が実施した。
9. 発掘調査では上記の他に、以下の方々、及び関係機関からの指導、助言を得た。記して感謝したい。
新野直吉、岡田茂弘、渡辺定夫、進藤秋輝、細見啓三、牛川喜幸、今泉隆雄、本中眞、坂井秀弥、熊田亮介、諫山えりか、植松暁彦、丹下昌之、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良国立文化財研究所、飛鳥藤原京跡発掘調査部、宮城県教育委員会、東北歴史資料館、多賀城跡調査研究所、秋田県埋蔵文化財センター、秋田県立博物館、秋田大学(敬称略・順不同)

凡　例

遺物

1. 土器断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器、中世陶器である。
2. 土器の性格の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。



黒色処理



転用観

3. 調整技術、切り離し等の表記は下記の如くである。

- 回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はそのつど別記。
- ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
- 切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。
- 回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。回転糸切りによる切離しは、糸切りと記載。
回転以外の切り離しはそのつど別記。
- 実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1/3である。



I 調査の計画

平成8年度の秋田城跡発掘調査は、第66次、第67次、第68次を実施した。

発掘調査事業費は総事業費(本体額)1,600万円のうち国庫補助額800万円(50%)、県費補助額400万円(25%)、市費負担額400万円(25%)となっている。

調査計画は下記表1のように立案した。

表1 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘調査面積m ² (坪)	調査予定期間
第66次	焼山地区中央部	1,400m ² (424)	4月10日～7月30日
第67次	鶴ノ木地区北部	800m ² (242)	8月1日～10月31日
計		2,200m ² (666)	

平成8年度は秋田城跡第五次5ヶ年計画の最終年度にあたり、計画に沿って焼山地区と鶴ノ木地区を調査の対象としている。各次の調査目的と成果の概要は以下のようになる。

第66次調査は、政庁から外郭西門に至る間の区域である焼山地区中央部を対象とした。この地区では北側の第3次・第4次国営調査及び第21次調査や東側の第59次調査で、掘立柱建物跡や竪穴住居跡等を検出しており、その中間部における遺構の広がりや利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、掘立柱建物跡7棟、竪穴住居跡2軒の他、土壙、溝跡、柱列、小柱掘り方群等多数の遺構の存在を確認し、その利用状況を知ることができた。特に、焼山地区中央部における規則的配置に基づく掘立柱建物群の存在とその変遷の概要を把握するなどの新たな成果も得た。

第67次調査は、鶴ノ木地区北部を対象とした。この地域は外郭東門から城外へ延びると推定される大路の延長線上にあたり、また、昨年度第63次調査で検出した古代の水洗便所遺構が面する沼地の北側対岸部分にもあたっている。西側の第62次調査では、竪穴住居跡や柱列等を検出しており、周辺部の遺構の広がりや利用状況の把握を目的として実施した。

調査の結果、掘立柱建物跡3棟、竪穴住居跡1軒の他、竪穴状遺構、土壙、溝跡等古代及び中世の遺構の存在を確認し、また古代から存在する沼地跡の北岸部分も確認した。推定大路跡は確認されなかったものの、周辺の利用状況を把握することができた。

第67次調査中に、指令教文-653の指示に基づき、大小路地区南部における現状変更による緊急調査が実施され、新たに第68次調査とした。

調査の結果、竪穴住居跡1軒を検出した。

12月9日に文化庁記念物課坂井秀弥文化財調査官の現地指導を受けた。

平成8年度の発掘調査実施状況は下記表2のようになっている。

表2 発掘調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘調査面積m ² (坪)	調査実施期間
第 66 次	焼山地区中央部	1,132m ² (343)	4月10日～8月28日
第 67 次	鶴ノ木地区北部	672m ² (204)	8月29日～12月11日
第 68 次	大小路地区南部	387m ² (117)	10月28日～10月30日
計		2,191m ² (664)	

II 第66次調査

1) 調査経過

第66次調査は、焼山地区中央部を対象に平成8年4月10日から8月28日まで実施した。発掘調査面積は1,132m²(343坪)である。

調査地は、政府から外郭西門に至る間の区域にあたり、調査地北側の焼山地区北部では掘立柱建



物跡や堅穴住居跡等が、同じ焼山地区中央部の東側隣接地では規模の大きい掘立柱建物跡や堅穴住居跡が検出されている。

調査地は、第59次調査(平成4年度調査実施)の西側隣接地であり、調査地北側は一部第3次及び第4次国営調査地(昭和36年度、37年度調査実施)と重複している。現地形は平坦な竹藪(旧畠地)となっている。調査は周辺の遺構の広がりと利用状況を把握することを目的として実施した。まず、調査地の竹藪刈りと雑木の伐採作業を行い、その後、重機による竹及び雑木の抜根作業を行った。作業終了後に調査区の設定を行い、南側より表土除去作業を開始した(4月10日～4月30日)。

調査区南側では、表土は現表土と畠地の耕作土からなり、厚さも30cm～40cmと薄いものであった。調査区中央から北側にかけては、表土はやや厚く50cm～70cmとなり、現表土及び耕作土と旧耕作土の他に国営調査時の埋め戻し土が主体を占める部分も多かった。表土直下は、搅乱と削平によりほとんどが浅黄色地山飛砂層面となっており、一部を除き遺物包含層は認められなかった。調査区北端部付近では、旧地形がやや低く、また、搅乱と削平の度合いが大きいためか、地山飛砂層直下の黒褐色腐植土層が露出していた。調査区中央にのみ、褐色砂の遺物包含層の堆積が認められた他は、地山飛砂層面と地山腐植土層面が遺構存在面となっていると推定された。また、調査区中央から北側にかけて南北方向に国営調査時のトレーナー跡の掘り込みが検出された(5月1日～5月29日)。

表土除去作業終了後、再び調査区南側より土層観察用のベルトを記録化し、除去しながら併行して地山飛砂層面を精査していく。その結果、まず調査区南側ではS B1207西側平行柱列、S B1448、S I 1457、S D 1458の他、多数の小柱掘り方群(S A1454)等の遺構の存在を確認した(5月31日～6月5日)。

調査区中央においては、N27からN36ライン付近にかけて調査区の東西にわたり、幅を持って第



3層褐色砂層の堆積範囲が確認された。褐色砂層面を精査したところ、古代の遺構の存在が確認されたものの、層内からは繩文土器片や弥生土器片が出土し、古代の遺物が出土しないため、弥生時代以前の遺物包含層であると考えられた(6月6日～6月7日)。

調査区中央から北側にかけての地山飛砂層面に精査の対象を広げていったところ、まずS B1450、S D1460の他、多数の小柱掘り方群の広がりを検出した。次に調査区北東側を精査したところ、第3次国営調査で検出、調査された南北棟掘立柱建物跡の西側桁行の柱掘り方を確認、S B022とした。調査区北西側でも第4次国営調査で検出、調査された南北棟掘立柱建物跡の東側桁行柱掘り方列を確認し、S B023とした。この段階で、焼山地区中央部において、S B1207、S B022、S B023といった規模の大きい掘立柱建物が一定間隔で規則的に配置されている状況が確認された。また、S B023東側で、S I 1456を検出した。小柱掘り方群(S A1455)は調査区北側一帯にその広がりを持つことが判明した(6月10日～6月20日)。

調査区全域に平面実測用の櫛り方を設置した(6月21日)。

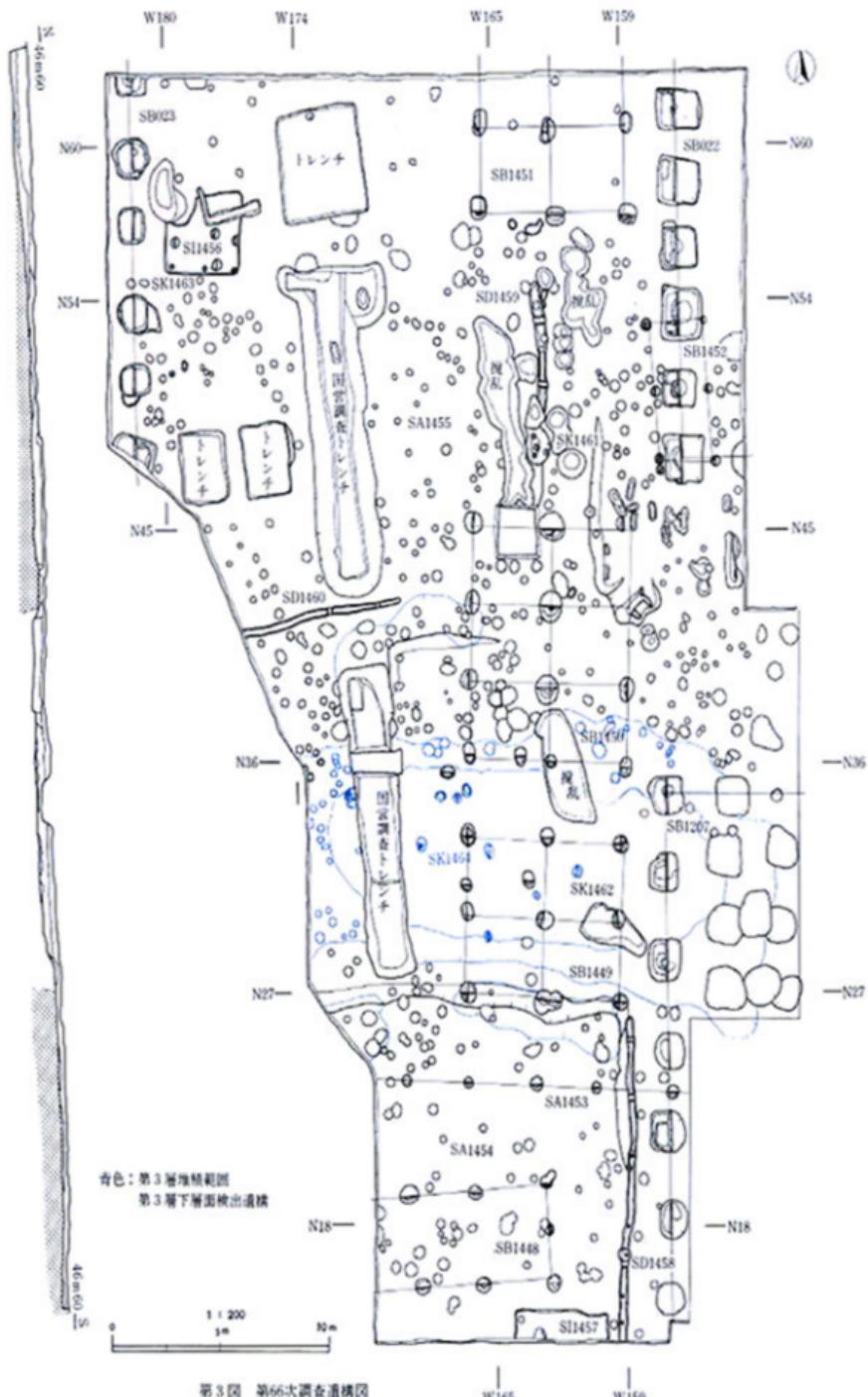
調査区中央の褐色砂層面の再精査を行い、縦柱の掘立柱建物跡のS B1450を検出した。また、調査区北側でS K1462を検出した。ひとまず、調査区全域の遺構の検出が終了した段階で、調査区全域及び各遺構の検出状況や、調査区中央の褐色砂層の堆積状況について写真撮影を行った(6月26日～7月4日)。

調査区中央の褐色砂層の掘り下げを行う前に、褐色砂層面に存在しているS B1207、S B1449、S B1450の精査と柱掘り方断ち割りや、各遺構の写真撮影及び平面実測を行った。その際、S B1449と重複するS K1462を検出し、またS B1450の建物プランが東へ延び、S B1449とほぼ同じ建物方位をもつ縦柱の掘立柱建物跡となることが判明した(7月5日～7月15日)。

調査区中央の褐色砂層を段階的に掘り下げ精査を行っていったところ、堆積の最下層の地山腐植土層に近い面で小ピット状落ち込み6基が位置的なまとまりを持たずに検出された。掘り下げを行ったところ、そのうちの1基から、弥生土器の鉢がほぼ1個体で出土し、S K1464とした。遺構検出面での各遺構及び全体の写真撮影、実測を行い、地山面まで掘り下げた。その後、褐色砂層の堆積状況の写真撮影、土層断面実測を行った。最終的に褐色砂層内からは古代の遺物は出土せず、弥生時代を中心とした時期に窪地状の地形に堆積した遺物包含層であることが判明した(7月16日～7月22日)。

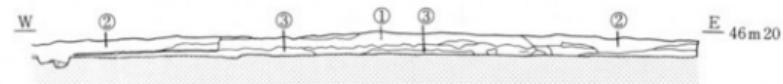
調査区北側を再精査し、S B1449やS B1450と関連性を持つ縦柱の掘立柱建物となるS B1451を検出した。また、S I 1456の南側で遺物を伴う小土壤を検出し、S K1463とした。再精査後、調査区北側の各遺構の断ち割り、掘り下げを行った。S B022とS B023といった国営調査で検出、調査された建物跡についても再度掘り下げ、記録化を行った。北側各遺構の断ち割り終了後、各遺構の写真撮影及び実測を行い、全体の平面実測を行った(7月24日～8月1日)。

調査区南側を再精査し、東西方向の柱列となるS A1453を検出した。再精査後、調査区南側の各





調査区中央南北ベルト（W165ライン）土層断面図 1/250

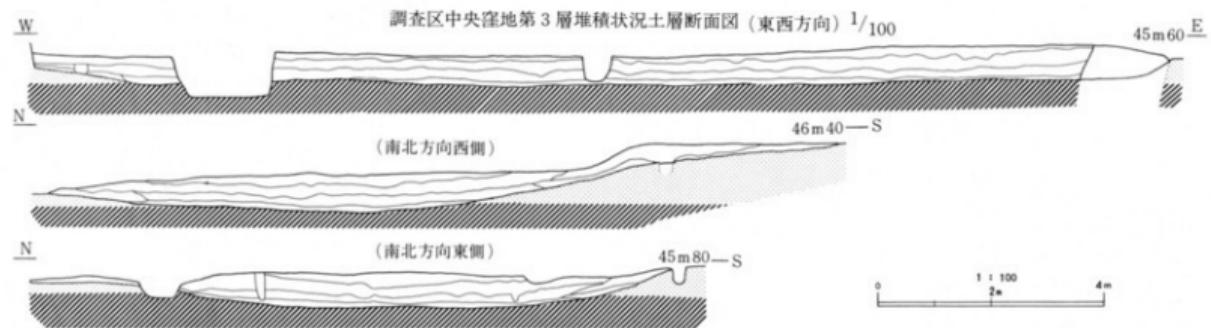
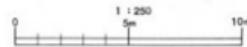


調査区北壁土層断面図 1/250

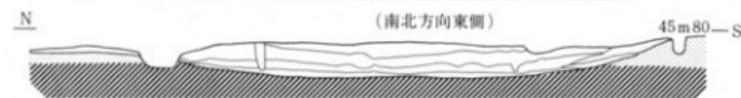


調査区中央東西ベルト（N36ライン）土層断面図 1/250

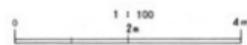
- ①表土（現表土・未耕作土）
- ②表土（国営調査埋め戻し土）
- ③旧耕作土



(南北方向西側)



(南北方向東側)



第4図 第66次調査土層断面図

遺構の断ち割りを行った。断ち割り、掘り下げ終了後、各遺構の写真撮影及び実測を行い、全体の平面実測を行った。また、調査区北側では、調査区北壁、西壁、東壁の土層断面実測及び写真撮影を行った(8月2日～8月9日)。

調査区全域の全景写真及び航空写真撮影のため、清掃作業を行つた(8月19日～8月20日)。

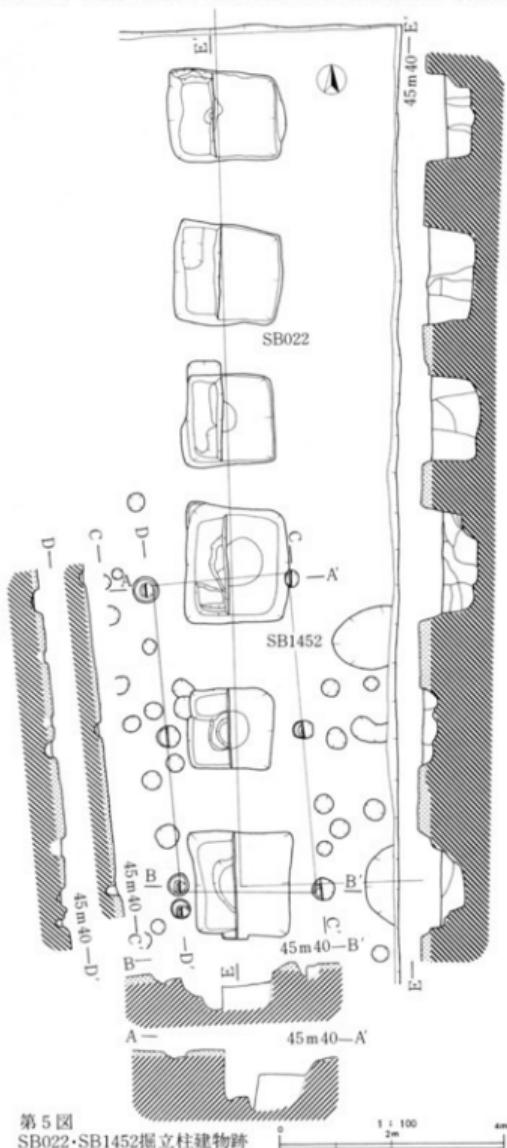
8月21日に全域の航空写真撮影を行い、8月23日に完掘後の全景写真撮影を行つた。

その後、補足調査として、調査区北側の小柱掘り方群(S A1455)の再精査を行い、建物プランの組み合いを検討したが判然とせず、S B1452を検出したにとどまつた。この他、S B1207南側柱掘り方の断ち割りと実測及び、写真撮影やS I1457の写真撮影を行い調査を終了した(8月26日)。

2) 検出遺構と出土遺物

S B022掘立柱建物跡(第5図、図版6・7)

調査区北東部の地山飛砂層面及び地山腐植土層面で検出された。昭和36年度の第3次国営調査で検出された梁間3間(3.0m+3.0m+3.0m)、桁行7間(2.7m+2.7m+2.7m+2.7m+2.7m+2.7m+2.7m)の南北棟の掘立柱建物跡に該当すると推定される。建物方位は桁行が北で約1度西に振れている。柱掘り方は1.3m～1.9m×1.3m～2.0mの方形で、深さ35cm



第5図
SB022・SB1452掘立柱建物跡

~105cmである。柱痕跡は国営調査時の埋め戻し土により搅乱を受けているものが多く、確認できたのは2基の掘り方で、直径約30cmである。SB1452と重複し、これよりも古い。

S B 023掘立柱建物跡(第6図、図版8・9)

調査区北西部の地山飛砂層面及び地山腐植土層面で検出された。昭和37年度の第4次国営調査で検出された梁間2間(3.0m+3.0m)、桁行5間(3.0m+3.0m+3.0m+3.0m+3.0m)の南北棟の掘立柱建物跡に該当すると推定される。建物方位は桁行が北で約1度西に振れている。柱掘り方は1.0m~1.3m×1.1m~1.3mの方形で、深さ50cm~95cmである。柱痕跡は国営調査時の埋め戻し土により搅乱を受けているものが多く、確認できたのはわずかに1基のみで、直径約30cmである。

S B 023出土遺物(第7図、図版39)

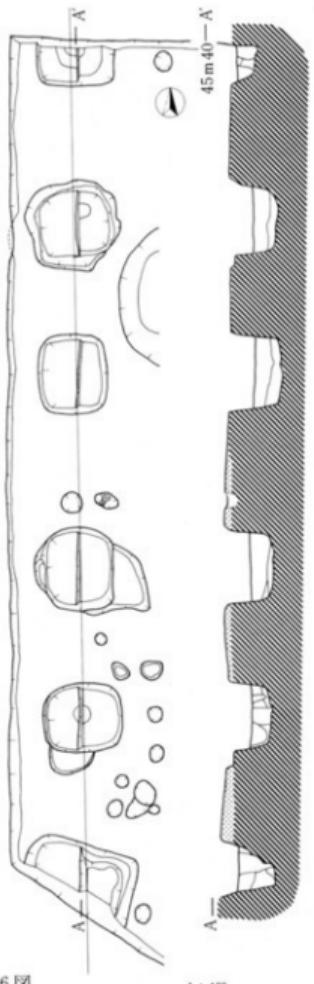
弥生土器(1)：柱掘り方埋め戻し土からの出土である。鉢形土器の胴部で、撚糸文を施文後、数条の沈線により文様を作り出している。

S B 1448掘立柱建物跡(第8図、図版10)

調査区南部の地山飛砂層面で検出された。梁間2間(1.8m+1.8m)、桁行2間以上(3.0m+3.0m+...)の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は梁間が北で約4度西に振れている。柱掘り方は直径50cm~80cmの円形で、深さ20cm~45cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

S B 1449掘立柱建物跡(第9図、図版11)

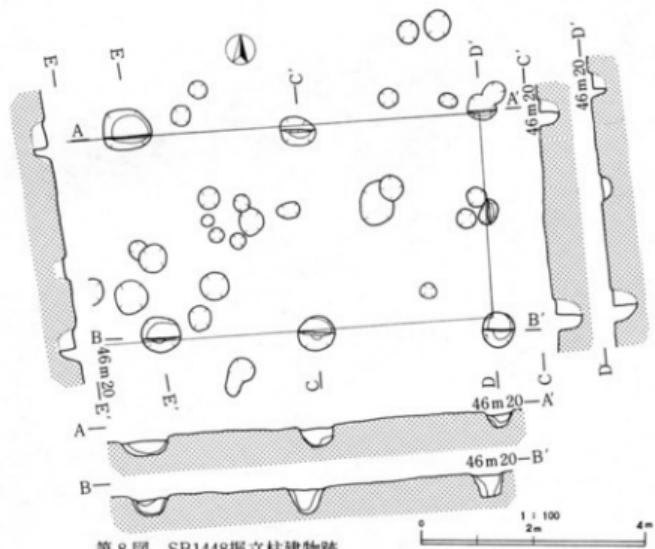
調査区中央部南側の第3層褐色砂層上面及び地山飛砂層面で検出された。梁間2間(3.0m+3.0m)、桁行2間(3.6m+3.6m)の縦柱東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は梁間が北で約3度東に振れている。柱掘り方は直径50cm~70cmの円形で、深さ35cm~50cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。SK1462と重複し、これよりも新しい。



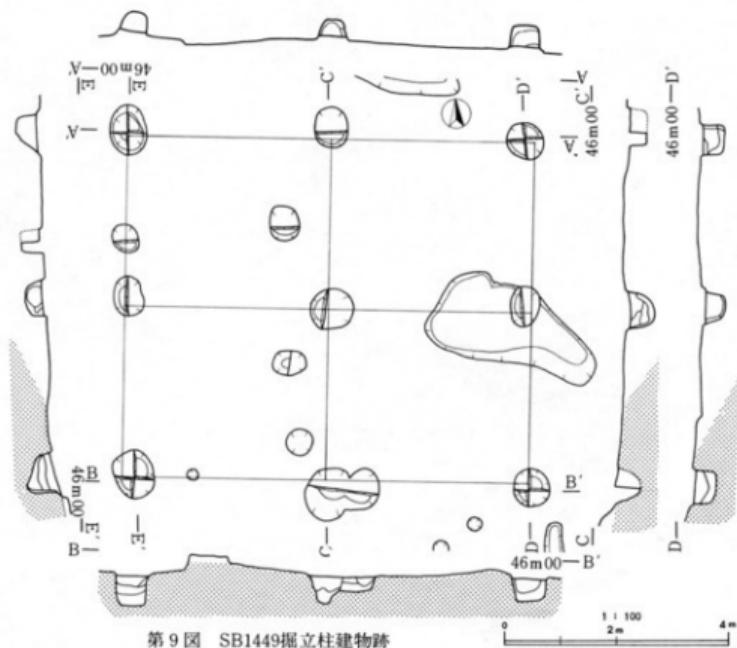
第6図
SB023掘立柱
建物跡



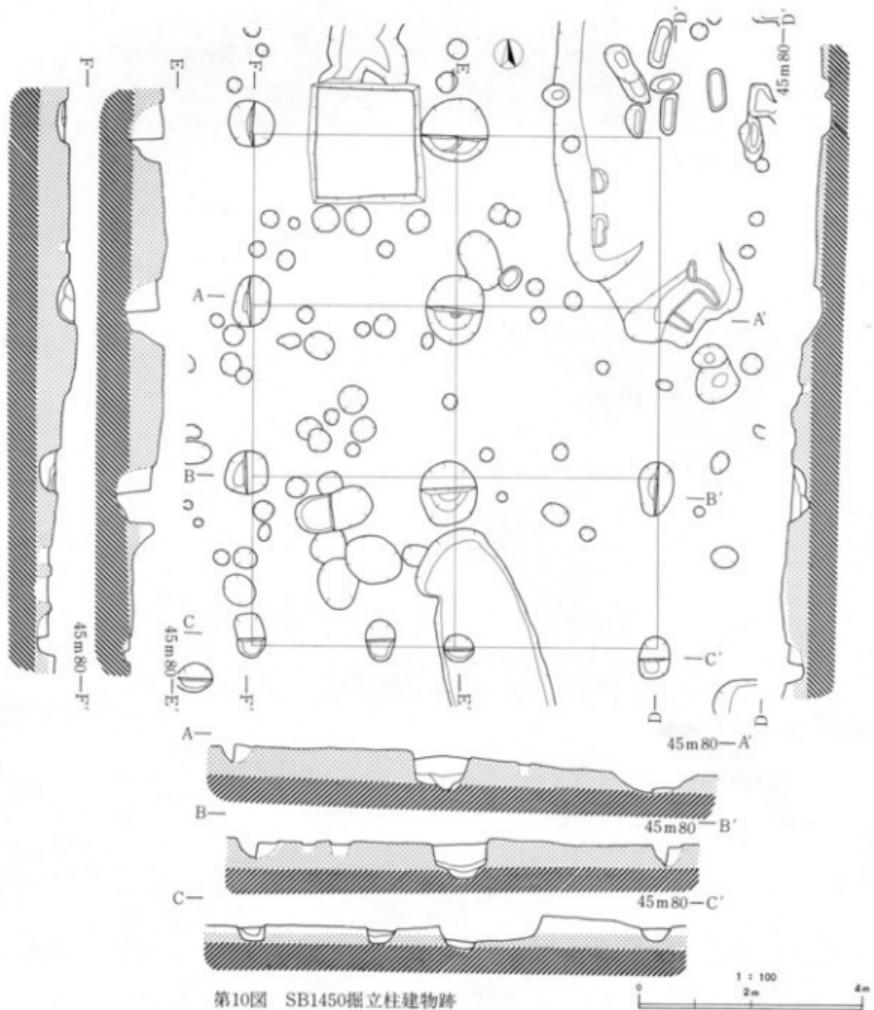
第7図
SB023掘立柱建物跡
出土遺物



第8図 SB1448掘立柱建物跡



第9図 SB1449掘立柱建物跡



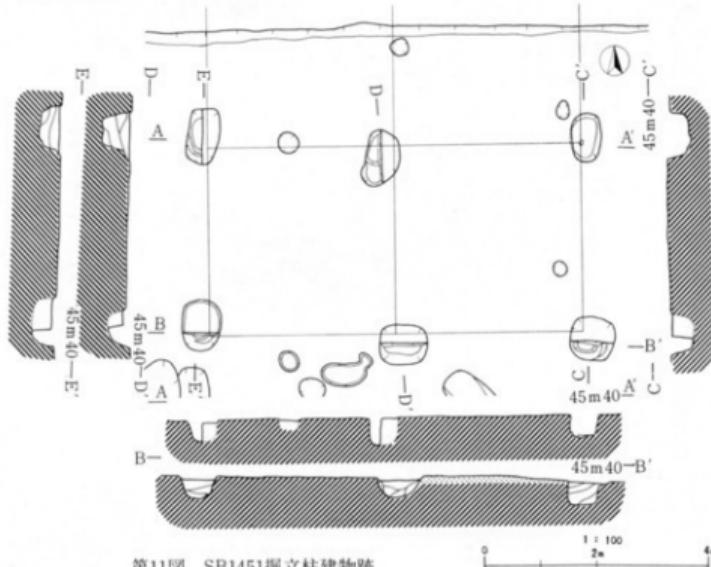
第10図 SB1450掘立柱建物跡

S B1450掘立柱建物跡(第10図、図版12)
調査区中央部の地山飛砂層面で検出された。梁間2間(3.6m+3.6m)、桁行3間(3.0m+3.0m+3.0m)の総柱南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約2度東に振れている。柱掘

り方は直径50cm～110cmの円形で、深さ25cm～70cm、直径約20cmの柱痕跡が認められる。

S B1451掘立柱建物跡(第11図、図版13)

調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。東西2間(3.3m+3.3m)、南北1間以上(3.3m+...)の総柱掘立柱建物跡である。柱掘り方は55cm～75cm×80cm～100cmの隅丸方形で、深さ40cm～50cm、直径約15cmの柱痕跡が認められる。建物方位は北側が調査区外のため不明であるが、現状では南北方向の柱列はほぼ真北を向く。



第11図 SB1451掘立柱建物跡

S B1452掘立柱建物跡(第5図)

調査区中央部東側の地山飛砂層面及び地山腐植土層面で検出された。梁間1間(2.4m)、桁行2間(東側2.7m+2.8m、西側2.7m+2.7m)の南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約5度西に振れている。柱掘り方は直径20cm～45cmの円形で、深さ10cm～25cmである。柱掘り方に抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。S B022と重複し、これよりも新しい。

S B1207掘立柱建物跡(第12図、図版20)

調査区南東部の地山飛砂層面及び第3層褐色砂層上面で検出された。平成4年度の第59次調査で検出された梁間2間(3.3m+3.3m)、桁行6間以上(3.3m+3.3m+3.3m+3.3m+3.3m+3.3m+...)の南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約3度西に振れている。西側桁行柱掘り方は1.2m～1.6m×1.4m～1.5mの方形または直径1.3m～1.5mの円形、深さ50cm～120cm、直径約40cmの柱痕跡が認められる。

S A 1453柱列(第13図、図版14)

調査区中央部南側の地山飛砂層面で検出された。5基以上の掘り方よりなる東西方向の柱列である。柱間間隔は東より3.6m+2.7m+3.0m+3.0m+…である。柱掘り方は直径40cm~50cmの円形で、深さは40cm~50cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。方位は西で約3度北に振れている。純柱掘立柱建物群の目隠し塀と考えられる。

S A 1454小柱掘り方群(第3図)

調査区南側の地山飛砂層面で検出された。直径15cm~30cmの小柱掘り方群である。

S A 1455小柱掘り方群(第3図)

調査区北側の地山飛砂層面で検出された。直径15cm~30cmの小柱掘り方群である。

S I 1456豊穴住居跡(第14図、図版15)

調査区西北部の地山腐植土層面で検出された。平面形は東西3.4m×南北3.2mのほぼ方形を呈し、東壁は北で約5度東に振れている。カマドは検出されない。東壁及び南壁直下に柱掘り方が伴う。住居壁高は15cmを計る。

S I 1456出土遺物(第15図、図版15)

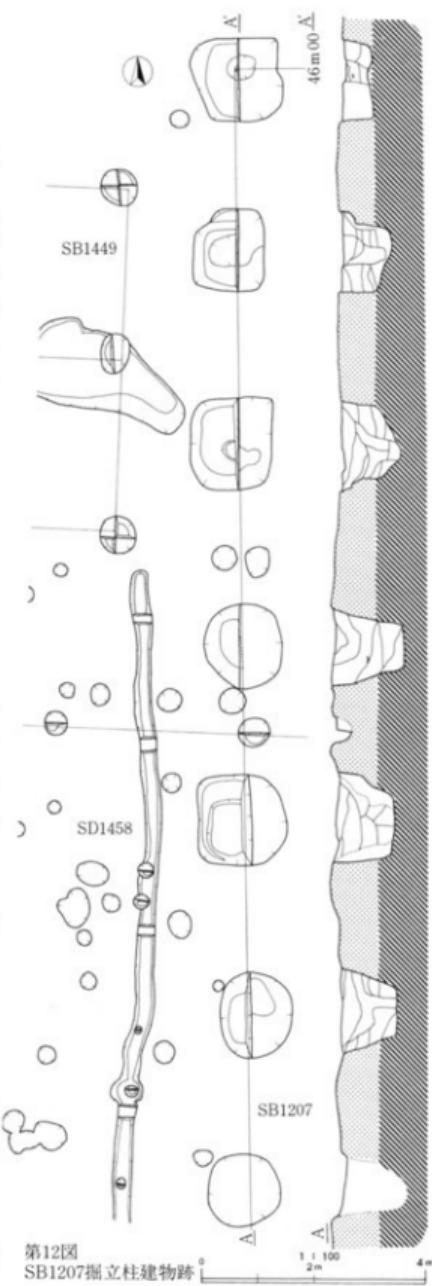
赤褐色土器(1)：糸切り後、底部立上り部にケズリ調整を施す小型甕である。

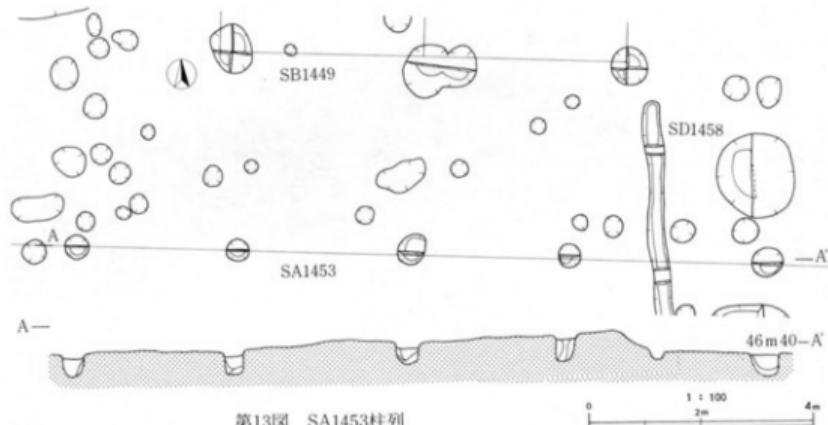
S I 1457豊穴住居跡(第16図、図版15)

調査区南部の地山飛砂層面で検出された。平面形は南側が調査区外のため不明であるが、現状で東西4.3m×南北1.2m以上の方形を呈し、北壁はほぼ真東に向く。カマドは検出されない。住居壁高は18cmを計る。

S D 1458溝跡(第17図、図版16)

調査区南東部の地山飛砂層面で検出され





第13図 SA1453柱列

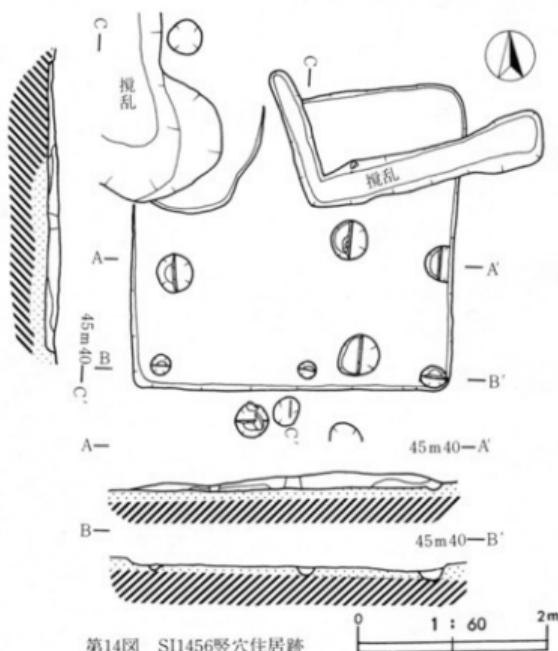
た。幅25cm～35cm、深さ10cm～20cmの南北方向の溝跡である。溝の方向は北で約2度西に振れている。

SD1459溝跡(第18図、図版17)

調査区中央部北東側の地山飛砂層面で検出された。幅30cm～60cm、深さ25cm～45cmの南北方向の溝跡である。溝の方向は北で約4度西に振れている。

SD1460溝跡(第19図、図版18)

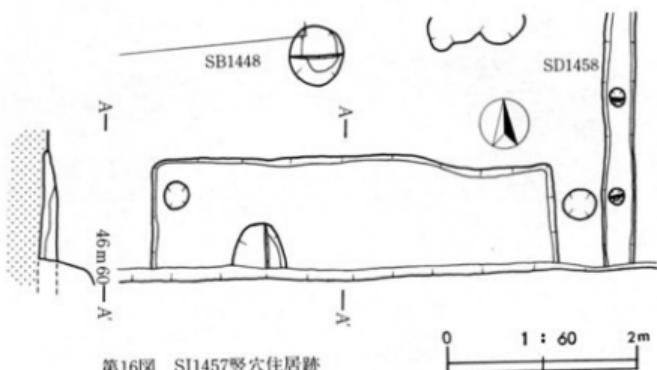
調査区中央部西側の地山飛砂層面で検出された。幅20cm～35cm、深さ8cm～10cmの東西方向の溝跡である。溝の方向は東で約9度北に振れている。



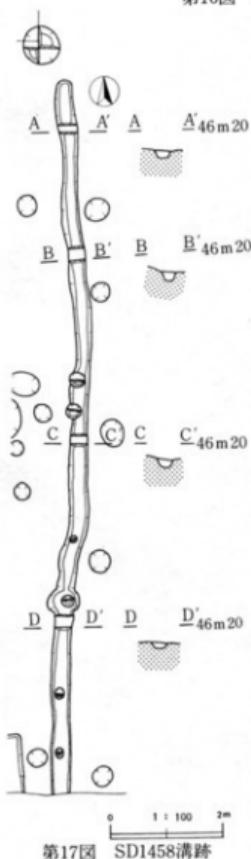
第14図 SI1456竪穴住居跡



第15図 SI1456竪穴住居跡出土遺物



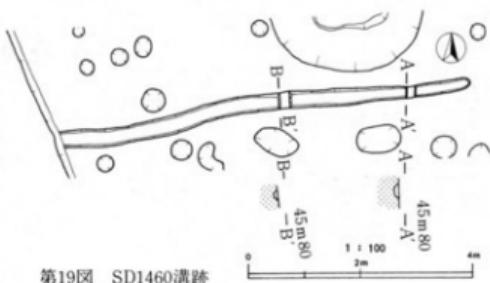
第16図 SI1457豎穴住居跡



第17図 SD1458溝跡



第18図 SD1459溝跡



第19図 SD1460溝跡

S K1461土壤(第20図、図版19)

調査区中央部北側の地山飛砂層面で検出された。長径1.4m以上、短径1.1m以上、深さ40cmの不整形の土壤である。底面に小掘り方を伴う。

S K1462土壤(第21図、図版19)

調査区中央部の第3層褐色砂層上面で検出された。長径3.0m、短径0.7m～1.5m、深さ25cmの不整形の土壤である。SB1449と重複し、これよりも古い。

S K1463土壤(第22図、図版19)

調査区北西部の地山飛砂層面で検出された。直径35cm、深さ20cmのはば円形の土壤である。

S K1464土壤(第23図、図版20)

調査区中央部西側の第3層褐色砂層下層面で検出された。長径55cm、短径40cm、深さ25cmの楕円形の土壤である。

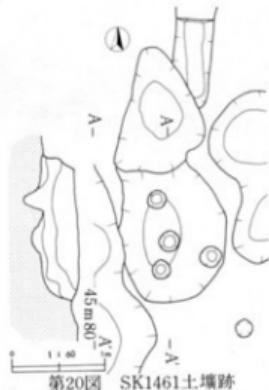
S K1464出土遺物(第24図、図版39)

弥生土器(1)：埋土出土の口縁部が緩く外反する波状口縁の鉢形土器である。口唇部には頂部に3ヶ所の刻みがある小突起を持ち、小突起の間にはL R 単節斜繩文(縦位回転)の地文が残る。口縁部には3条の平行沈線、山形文、4条の平行沈線を施し、山形文と下段の平行沈線の接点に縦位の短い2条の沈線を引き、変形工字文を構成する。沈線により区画される部分には磨消しを施す。地文はR L 単節斜繩文(横位回転)である。口唇部と口縁部の沈線部分、胴部には縦位の2条一組の赤彩部分が認められる。口縁部に補修孔と考えられる孔が認められる。内面は全体にミガキ調整を施し、口縁部に3条の平行沈線を施す。

3) 基本層序及び各層出土遺物

基本層序

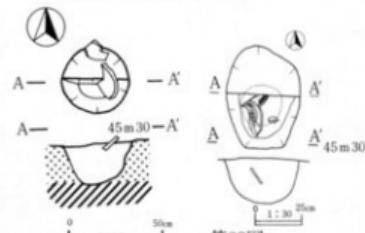
第66次調査では、搅乱と削平により、調



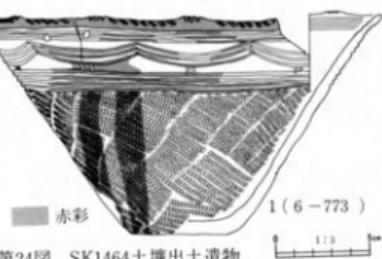
第20図 SK1461土壤跡



第21図 SK1462土壤跡



第22図 SK1463土壤跡



第23図 SK1464 土壤跡

査区中央部を除き、遺物包含層の堆積は認められなかった。調査区内での層位は以下のようになる（第4図、図版5）。

第1層 表土：現表土と近年の畑地の耕作土及び国営調査時の埋め戻し土。

第2層 旧耕作土：旧畑地の耕作土。近世以降の陶磁器出土。

第3層 褐色砂層：調査区中央の窪地に堆積した弥生時代以前の遺物包含層。細分される可能性を持つ。

S K 1464の検出面。

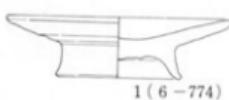
地山飛砂・地山腐植土層：調査区南側及び中央北側は浅黄褐色砂及び明黄褐色砂の飛砂が地山となり、調査区中央の窪地及び調査区北側は黒褐色を呈する腐植した粘土が地山となっている。

各層出土遺物

○表採、表土出土遺物（第25

図、図版39）

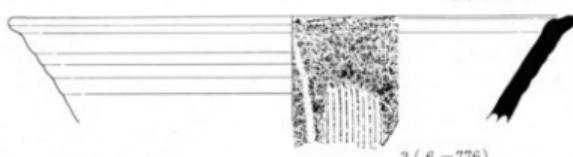
赤褐色土器(1)：台付皿である。台取付け時に底部外面を棒状工具で撫で調整を施し、台取付け後、台周縁部を回転利用で撫で調整を施しているため切り離しは不明である。



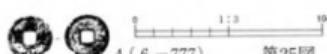
1 (6-774)



2 (6-775)



3 (6-776)



4 (6-777) 1:3 10cm

第25図 表採・表土出土遺物

瓦(2)：15葉細弁蓮華文の軒丸瓦の小破片である。

中世陶器(3)：珠洲系陶器の擂鉢である。

錢貨(4)：乾徳元宝（初鑄年919年、前蜀）の銅錢である。

○旧耕作土出土遺物（第26図、図版39）

赤褐色土器(1・2)：糸切り無調整の皿である。



1 (6-778)



2 (6-779)



3 (6-780)



4 (6-781)

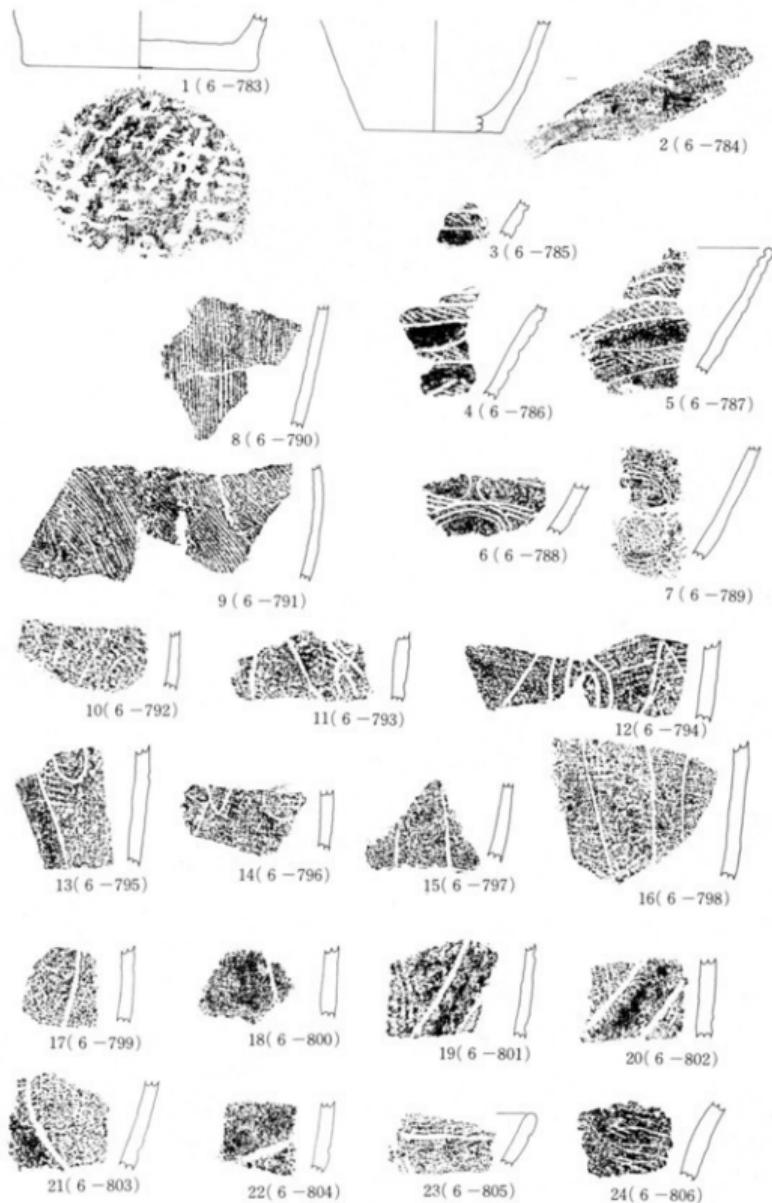


5 (6-782)

第26図
旧耕作土出土遺物

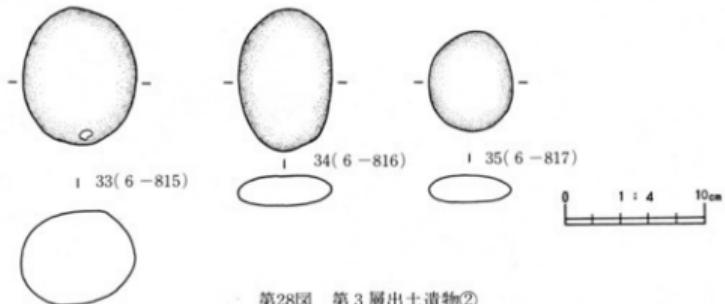
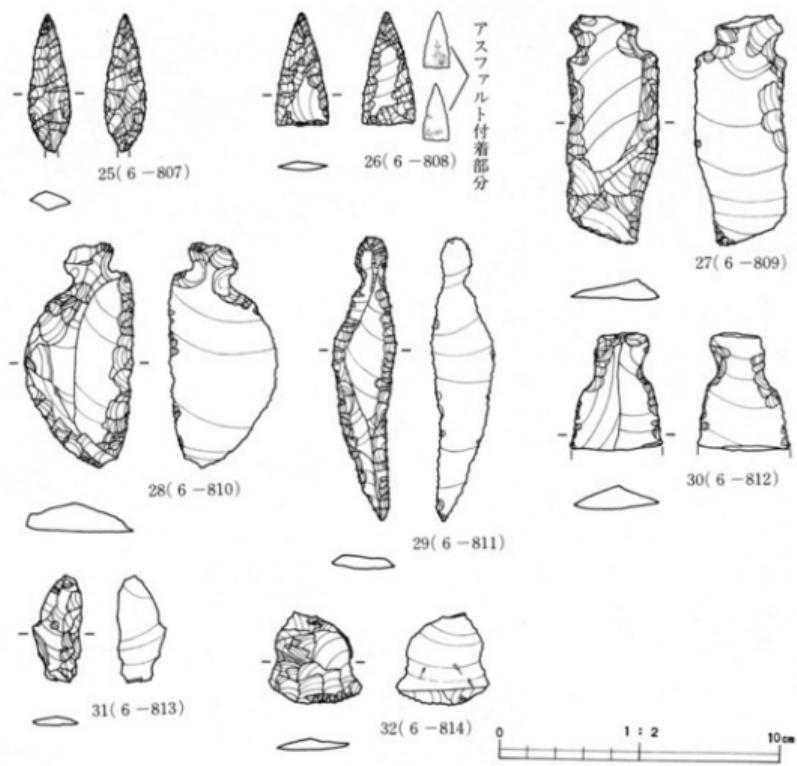
縄文土器(3～5)：すべて深鉢形土器の胸部である。3は数条の沈線により文様を作り出している。4は沈線区画の磨消带を持つ。

地文はR L単節斜縄文（横位回転）である。5は撲糸文を施している。



第27図 第3層出土遺物①

1 : 3 1mm



第28図 第3層出土遺物②

○第3層褐色砂層出土遺物(第27・28図、図版39~41)

縄文土器(1・10~24)：1は深鉢形土器の底部で、網代痕が認められる。10~18は深鉢形土器の胴部である。数条の比較的細い沈線により文様を作り出している。沈線間に磨消繩文を施すものもある。地文は10はL R 単節斜繩文(縦位回転)、12、15はL R 単節斜繩文(横位回転)、13はR L 単節斜繩文(横位回転)、11、14、16~18は磨滅しているため不明である。19~22は深鉢形土器の胴部である。沈線区画の磨消帯を有する。地文は19はR L 単節斜繩文(縦位回転)、20はR L 単節斜繩文(縦位回転)、L R 単節斜繩文(縦位回転)、21はR L 単節斜繩文(斜位回転)、22は磨滅しているため不明である。23は深鉢形土器の口縁部で、沈線を施している。地文はL R 単節斜繩文(横位回転)である。24は深鉢形土器の胴部で、撲糸文を施している。

弥生土器(2~9)：2は壺形土器の底部から胴部下部で、底部から胴部下部にかけて刷毛目調整を施す。地文はL R 単節斜繩文(横位回転)である。3~5は沈線区画の磨消帯を有し、口縁部の内外面に対応する沈線を施すものである。3、5は鉢形土器の胴部、4は鉢形土器の口縁部で、口唇部に刻目のある突起を持つ。地文は3はL R 単節斜繩文(縦位回転)、4、5はR L 単節斜繩文(横位回転)である。6は数条の沈線により、変形工字文を施すものである。沈線間は磨消している。7は数条の沈線により、流線的な文様を作り出している。8、9は深鉢形土器の胴部で、内外面に刷毛目調整を施すものである。刷毛目は器面に対し外面は8が縦位、9が斜位、内面は横位に施している。

石鏡(25・26)：25は有茎、26は無茎のものである。26の両面にはアスファルトの付着が認められる。石質はいずれも硬質頁岩である。

石匙(27~30)：すべて縦型である。30は下部が欠損している。石質はすべて硬質頁岩である。

撫器状石器(31・32)：片面調整で刃部を作り出している。石質は31は硬質頁岩、32は黒耀石である。

磨石(33~35)：両面が磨れているもので、33の断面はほぼ円形をなす。34、35は比較的扁平である。石質は33、34は安山岩、35は砂岩である。

輕石(図版41~6)：輕石で用途は不明である。

第67次調査

1) 調査経過

第67次調査は鶴ノ木地区北部を対象に平成8年8月29日から12月11日まで実施した。発掘調査面積は672m²(204坪)である。

調査地北側は外郭東門から延びると推定される大路の延長線上にあたり、調査地南側は、昨年度第63次調査で検出した古代の水洗便所遺構が面する沼地跡(SG1206沼地跡)の北側対岸部分にあたっている。調査は第37次調査地の北側隣接地、第62次調査地と第22次調査地の東側隣接地であり、西側の第62次調査では竪穴住居跡や柱列等を検出している。現地形は、沼地に面する南側に対し、北側が一段(約2.5m程)高い畠地であったものが、そのまま竹藪となっていた。

調査は周辺の遺構の広がりや利用状況の把握を目的として実施した。まず、調査地の竹藪刈りと雑木の伐採作業を行い、その後、調査区の設定を行った(8月29日)。

表土除去作業を調査区北側から開始した。一段高い平坦な調査区北側は、表土が畠地の耕作土と旧耕作土よりもなっており、厚さは段差付近で50cm~60cmと厚いものの、他では20cm~40cmと薄いも



第29図 第67次調査周辺地形図

のであった。また、搅乱と削平により、表土直下は地山飛砂層面となっており、遺物包含層は確認されなかった。一段低く平坦となっている調査区中央では、表土は厚さ30cm前後と薄く、段差のすぐ下の北側寄りの部分では、表土直下が地山飛砂層面となっていたが、S36ライン付近を境にしてそれより南側では、表土下に褐色砂層の遺物包含層と思われる土層の堆積が認められた。また、調査区北側と南側の段差は、畑地の造成や沼地の埋め立て時に削り出されて大きくなつたと考えられたが、旧地形自体も調査区北側から中央にかけて急傾斜で低くなつたと判断された。調査区南側では南西寄りに灰黄褐色土層の

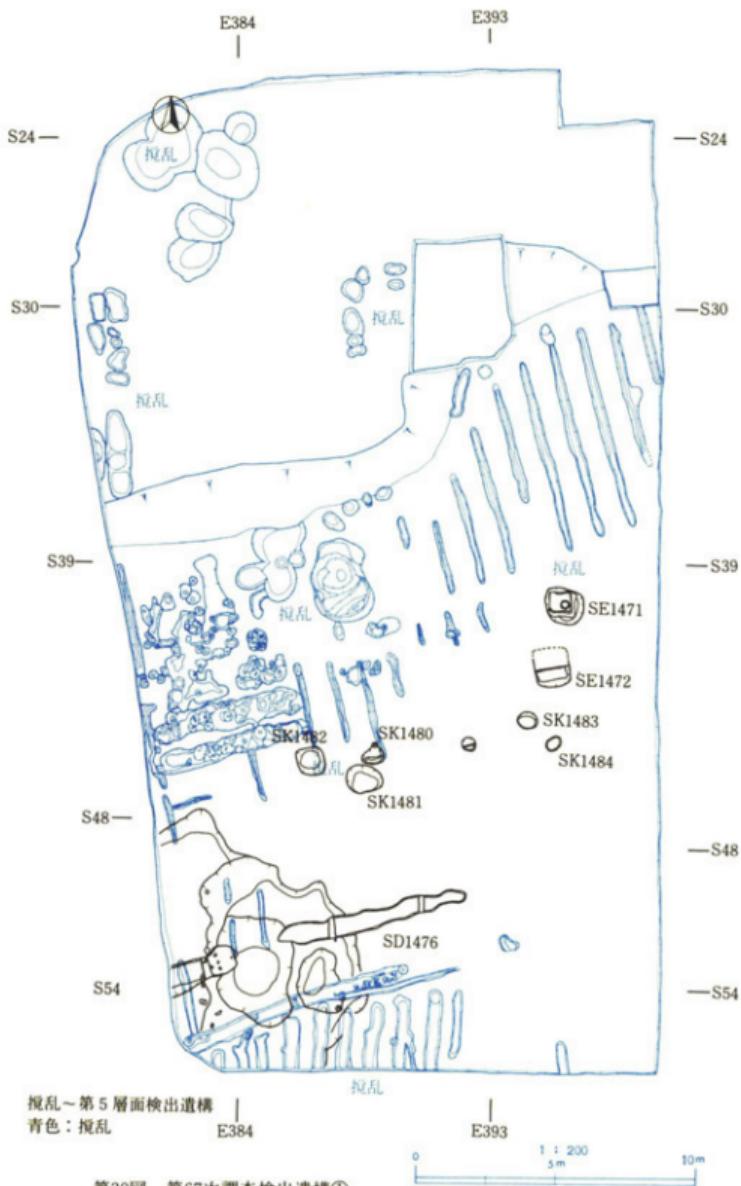
堆積が認められ、南端付近では表土直下が地山粘土層面となっていた。表土を除去しながら各グリッドの土層観察用のベルトについても実測、写真撮影を行つていった(9月4日～9月27日)。

表土除去作業終了後、調査区北側より土層観察用のベルトを除去しながら、地山飛砂層面の精査を進めていった。調査区北側は地山飛砂層面が遺構存在面であり、精査の結果 S I 1468、S I 1469、S I 1470、S K 1486の他、多数の小柱掘り方群を検出した(9月30日～10月1日)。

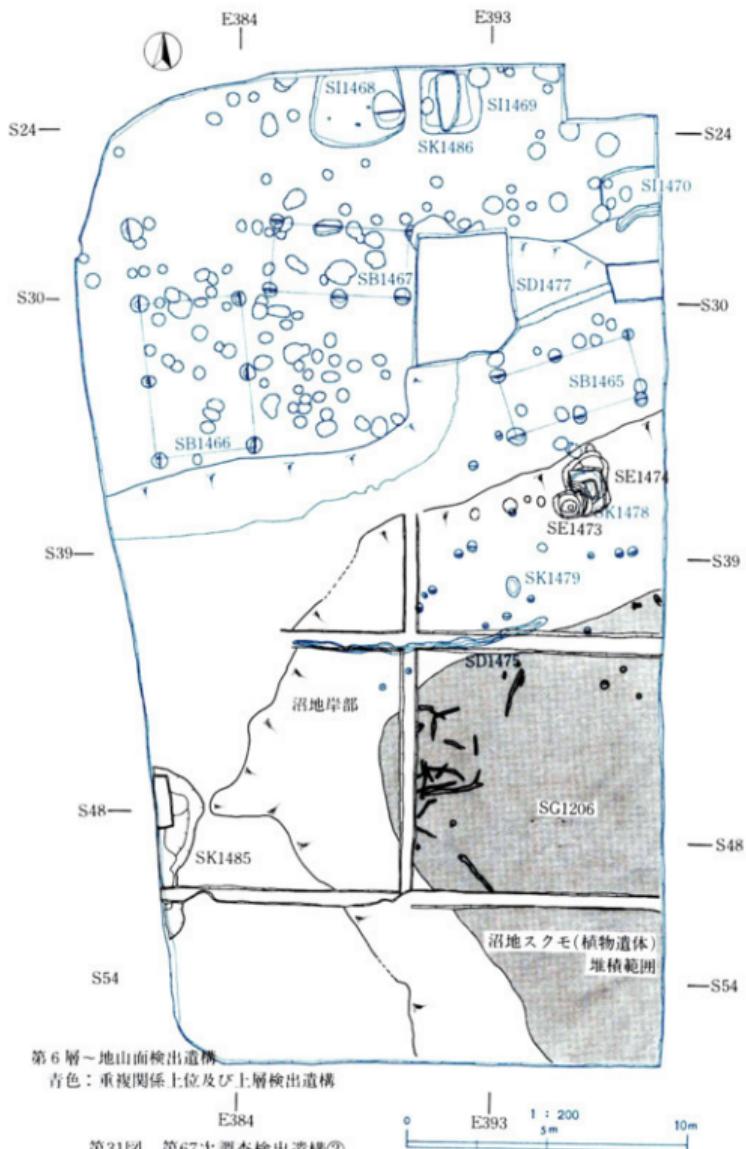
次に、一段低い調査区中央北東寄りのS33ラインからS42ラインにかけての地山飛砂層面及び褐色砂層面を精査した結果、畑の畝状搅乱や搅乱穴を多数検出し、それに切られる形でS K 1478、S K 1479の他、小柱掘り方を検出した(10月2日)。

調査区中央を南側に向けて精査していくところ、沼地の方向の南側に向けて古代の遺物を伴う土層が、褐色砂から極暗赤褐色土と灰褐色土の混じり、黒褐色土といったように帶状に変化して堆積し、細分される状況が確認された。その堆積状況から、旧地形の沼地への傾斜面に段階的に遺物包含層が堆積していくものと判断された。調査区中央から西側にかけても、畑の畝状搅乱を多数検出し、それらに切られる形でS D 1475を検出した。また、調査区中央南寄りの黒褐色土層面で、

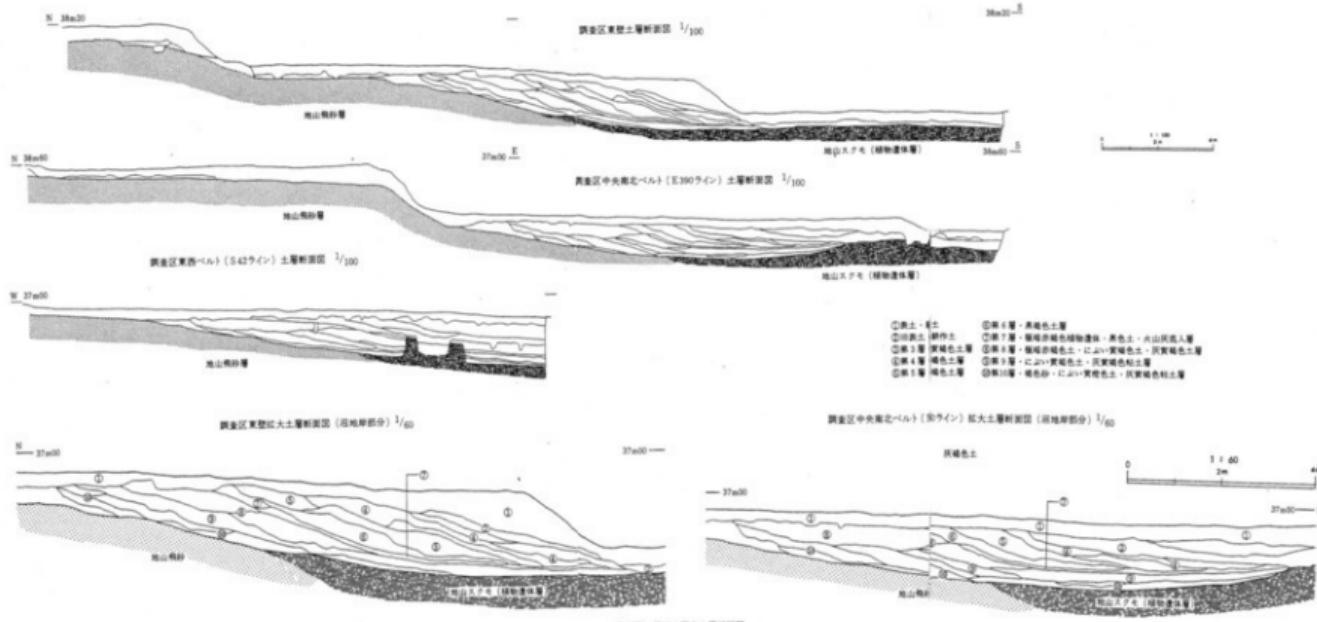




第30図 第67次調査検出遺構①



第31図 第67次調査検出遺構②



第30课 第6次调查土壤剖面图

位置的にまとまりをもってSK1480、SK1481、SK1482を検出した(10月3日)。

調査区南側においては、南西寄りの灰黄褐色土層面や、南端付近の地山粘土層面において竪状擾乱や溝状擾乱が検出された(10月4日)。

擾乱も含めた表土除去後の遺構の検出状況について全景写真撮影を行った後、調査区全域に平面実測用の権り方を設置した(10月7日～10月11日)。

この段階での検出各遺構の断ち割り、掘り下げを行い、実測と写真撮影を行うとともに、調査区北側の地山飛砂層面検出の小掘り方群の再精査と建物プランの検討を行い、SB1465、SB1466、SB1467を検出した(10月14日～10月21日)。

検出各遺構の断ち割り、掘り下げ後の状況及び中央から南側にかけての沼地岸辺付近の各土層の堆積状況についての写真撮影を行った。この段階で沼地岸辺付近の堆積層の検討を行った結果、表土と旧耕作土を含めて、10層に細分されると考えられた。写真撮影終了後、調査区全域の平面実測を行った(10月22日～10月29日)。

沼地岸辺付近の各堆積層を上層から精査しながら段階的に掘り下げて除去していくことにした。そのうち、調査区中央南側に堆積している最上層とした黒褐色土層については、層内より近現代の遺物が出土したため畠地造成前の第2層旧表土と判断された。また、調査区南西側に堆積している第3層灰黄褐色土層内からは中世陶器片が出土し、中世の遺物包含層と判断された。第3層の掘り下げと同時に周辺を精査しSD1476を検出した。第3層を除去したところ、調査区南西側は地山粘土層が掘り込まれ窪地状となっていることが判明した(10月30日～11月6日)。

調査区中央に堆積している第4層黒褐色土層の堆積範囲を確認し、堆積状況の写真撮影を行った(11月7日)。

第4層を除去しながら精査を行ったが、遺構は検出されなかった。その下層の第5層暗褐色土層を除去しながら精査を行ったところ、調査区中央東側でSK1483、SK1484を検出したため、その検出面での実測と写真撮影を行った。その後、さらに第5層を除去しながら精査していったところ、第5層下層面でSE1472を検出した。また、北側に隣接した斜面上方で第8層から第5層にかけてSE1471を検出した。検出各遺構の断ち割り、掘り下げを行った後、実測と写真撮影を行った。その後、第5層を除去し、第6層黒褐色土層及びその下層の第7層植物遺体層の堆積状況について平面実測と写真撮影を行った。なお、第4層と第5層からは、後に中世陶器とかわらけ類が出土していることが確認され、中世の遺物包含層であると判断された(11月8日～11月12日)。

第6層と第7層を除去したところ、第6層からは赤褐色土器片、第7層内からは赤褐色土器壊が多数出土し、古代の遺物包含層であることが判明した。第9層灰黄褐色粘土・にぶい黄褐色土層が検出された。この段階で堆積状況確認のためトレンチを設定し、その結果、第9層下には第10層褐色砂・にぶい黄橙色土・灰黄褐色粘土層が堆積し、その直下が、沼地岸辺の斜面上方では地山飛砂層、沼地側では地山植物遺体層となっていることが判明した(11月14日)。

土層の堆積状況確認後、第9層内より壺型の灰釉陶器が出土した。調査区中央北東側の第10層面を精査したところ、位置的に重複するS E1473とS E1474を検出した。調査区中央の沼地部分では第9層、第10層を除去し、地山植物遺体層面を検出していく段階で第9層や第10層より曲物底板、板材などの木製品が出土した。また、沼地地山植物遺体層面では岸に近い部分で自然木がまとまって検出された(11月15日～11月20日)。

調査区全域で地表面を検出した段階で清掃作業を行い、終了後、全景写真撮影を行った(11月22日)。

S E1473、S E1474の断ち割り、掘り下げを行い、実測及び写真撮影を行った後、11月26日には調査区全域の航空写真撮影を行った。

写真撮影後、調査区中央から南側の沼地及び沼地岸辺付近について平面実測を行い、沼地部分の土層観察用のベルトや、調査区各壁の土層断面について写真撮影と実測を行った。また、調査区西壁の南側付近を再精査し、地山粘土層面を掘り込む落込みをSK1485として検出した(11月27日～12月6日)。

12月9日に文化庁記念物課 坂井秀弥文化財調査官の現地指導を受けた。

S E1473、S E1474について補足調査を行い、また、第7層内の火山灰の堆積状況確認を行って調査を終了した(12月6日～12月11日)。

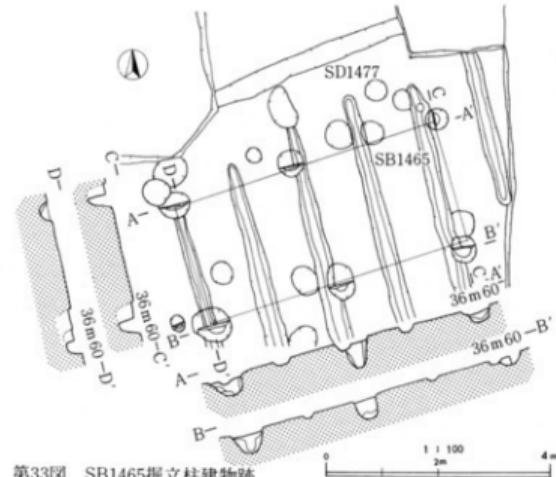
2) 検出遺構と出土遺物

S B1465掘立柱建物跡(第33図、図版26)

調査区中央北東寄りの地山飛砂層面で検出された梁間1間(2.1m)、桁行2間(2.4m+2.4m)の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は梁間が北で約17度西に振れる。柱掘り方は直径40cm～60cmの円形で、深さ20cm～50cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入るもの、直径約15cmの柱痕跡が認められる。

S B1466掘立柱建物跡(第34図、図版27)

調査区北側西寄りの地山飛砂層面で検出された梁間1間(3.6m)、桁行2間(2.7m+2.7m)



第33図 SB1465掘立柱建物跡

2.7m)の南北棟の掘立柱建物である。建物方位は桁行が北で約7度西に振れる。柱掘り方は直径50cm~60cmの円形で、深さ20cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

S B 1467掘立柱建物跡(第35図、図版28)

調査区北側中央の地山飛砂層面で検出された梁間1間(2.4m)、桁行2間(2.4m+2.4m)の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は梁間が北で約5度東に振れる。柱掘り方は直径50cm~60cmの円形で、深さ20cm~40cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

S I 1468豊穴住居跡(第36図、図版29)

調査区北側北辺部の地山飛砂層面で検出された。平面形は北側が調査区外のため不明であるが、現状で東西3.3m×南北2.6m以上の隅丸方形を呈し、東壁は北で約9度西に振れる。カマドは検出されない。中央付近に炭化物集中面が検出された。壁高15cmを計る。住居廃絶後、明褐色粘土により埋め立てられた状況が認められる。

S I 1468出土遺物(第37図、図版42)

いずれも床面出土である。

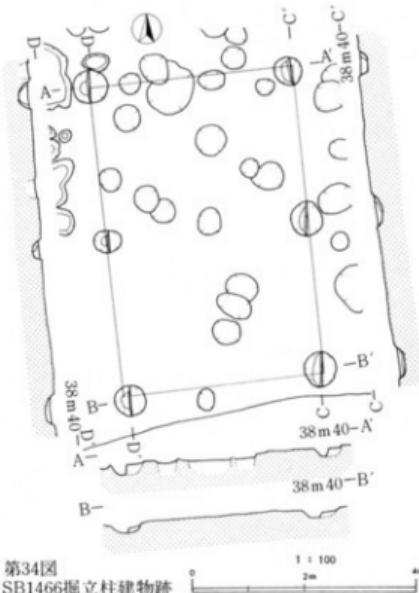
須恵器(1)：ヘラ切り後、台周縁のみ撫で調整を施す台付坏である。

赤褐色土器(2)：糸切り無調整の坏である。

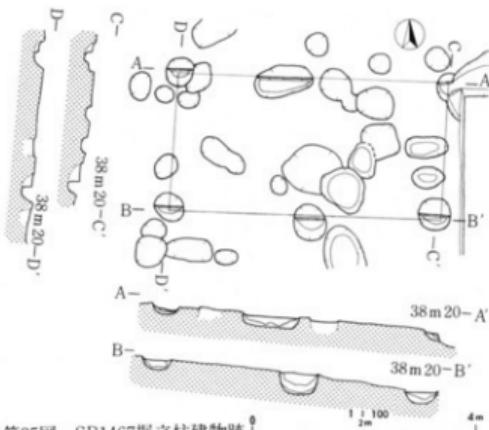
S I 1469豊穴状遺構(第38図、図版30)

調査区北側北辺部の地山飛砂層面で検出された。平面形は東西2.0m×南北2.2mの方形を呈し、西壁はほぼ真北を向く。壁高は20cmを計る。SK 1486と重複し、これより古い。

S I 1469出土遺物(第39図、図版42)



第34図
SB 1466掘立柱建物跡



第35図 SB 1467掘立柱建物跡

赤褐色土器(1)：埋土出土の糸切り無調整の壺である。

S E 1470 竪穴状遺構(第40図、図版30)

調査区北側東辺部の地山飛砂層面で検出された。平面形は東側が調査区外、南側が削平により不明であるが、現状で東西2.0m以上×南北1.6m以上の方形を呈する。西壁は北で約6度西に振れる。壁高は15cmを計る。

S E 1471 井戸跡(第41図、図版31)

調査区中央東側の第5層暗褐色土層上面で検出された。掘り方の平面形は、東西約1.5m×南北約1.2mのゆがんだ楕円形を呈する。確認面より55cmまでは若干傾斜を付けて掘り下げ

られ、そこから一辺90cmの正方形にすばまり、底部まではほぼ垂直に掘り下げられる。確認面から底部までの深さは1.2mである。正方形の掘り方の内側には、やや北西にかたよる状態で、一辺約70cmの正方形の井側痕跡が認められる。また、井戸底部に埋設された直径約30cmの円形を呈する曲物と考えられる痕跡も検出された。

S E 1471 出土遺物(第42図、図版42)

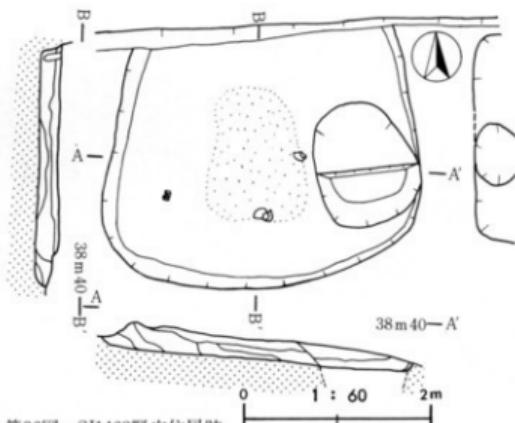
いずれも埋土出土である。

赤褐色土器(1)：糸切り無調整の壺である。

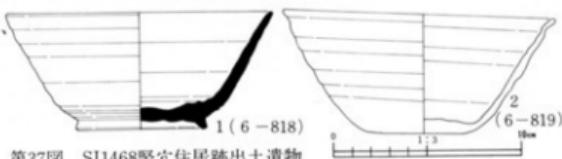
土製品(2)：小型の土錘である。

S E 1472 井戸跡(第43図、図版31)

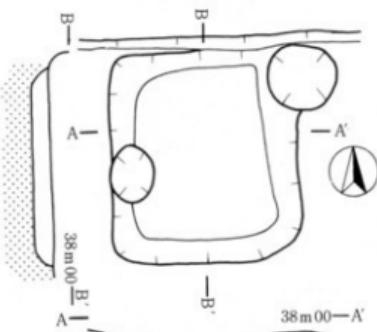
調査区中央東側の第5層暗褐色土層下層面で検出された。掘り方の平面形は、土層観察用のベルトの下になり不明であるが、現状で東西1.2m×南北1.1m以上の方形を呈する。ほぼ垂直に底部まで掘り下げられ底面は地山植物遺体層に接している。確認面から底部までの深さは70cmである。井側痕跡は認められなかったが、掘



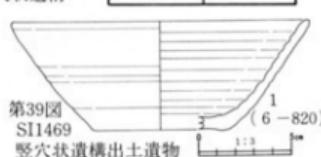
第36図 SI1468 竪穴住居跡



第37図 SI1468 竪穴住居跡出土遺物



第38図
SI1469 竪穴状遺構



第39図
SI1469
竪穴状遺構出土遺物

り方の形態より抜き取られた可能性が考えられる。

S E 1473井戸跡(第44図、図版31)

調査区中央北東寄りの第10層褐色砂層面で検出された。掘り方の平面形は東西約1.1m×南北約1.0mの円形に近い隅丸方形を呈する。ほぼ垂直に底部まで掘り下げられ、確認面から底部までの深さは70cmである。井戸底部の四隅には直径10cm前後の隅柱の痕跡が検出され、隅柱を伴う形態の井側を有したと考えられる。また、井戸底部に埋設された直径約40cmの円形を呈する曲物と考えられる痕跡も検出された。S E 1474と重複し、これより新しい。

S E 1473出土遺物

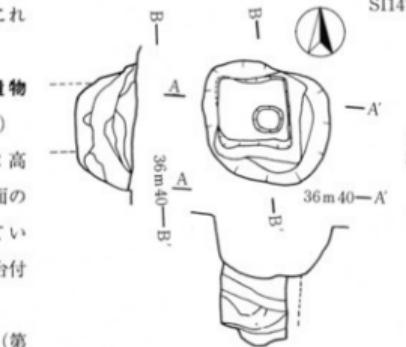
(第45図、図版42)

灰釉陶器(1)：高台内側と底部外面のみ露胎となっている。埋土出土で台付皿と考えられる。

S E 1474井戸跡(第

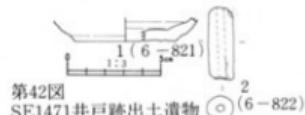
44図、図版32)

調査区中央北東寄りの第10層褐色砂層面で検出された。掘り方の平面形は東西約1.6m×南北約2.0mの不整形形を呈する。北側及び東側では確認面より約40cmまでは、傾斜を付けて掘り下げられ、そこか

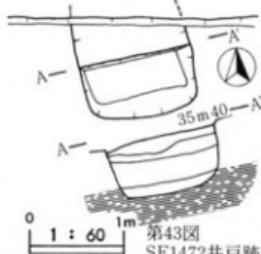


第41図
SE1471井戸跡

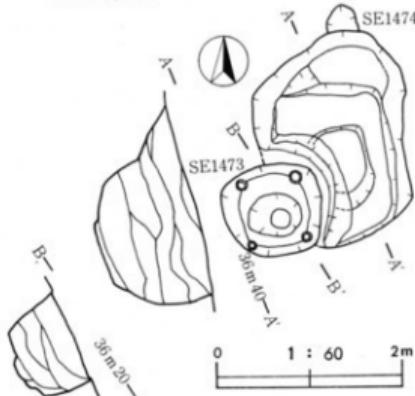
第40図
SI1470堅穴状遺構



第42図
SE1471井戸跡出土遺物



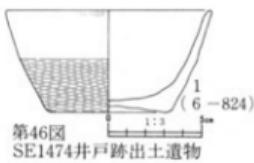
第43図
SE1472井戸跡



第44図
SE1473・SE1474井戸跡



第45図
SE1473井戸跡出土遺物



第46図
SE1474井戸跡出土遺物

ら東西約1.1m×南北約1.6mのゆがんだ長方形にすばまり、底部まで若干の傾斜を付けて掘り下げる。この段差が井戸痕跡となる可能性も考えられるが、明確な痕跡は検出されなかった。確認面から底部までの深さは1.0mである。井戸底部に埋設された東西約60cm×南北約70cmの隅丸方形を呈する曲物と考えられる痕跡も検出された。SE1473と重複し、これより古い。

S E1474出土遺物(第46図、図版42)

赤褐色土器(1)：埋土出土で、糸切り後、体部下端から下半にかけてケズリ調整を施す坏である。

S D1475溝跡(第47図、図版32)

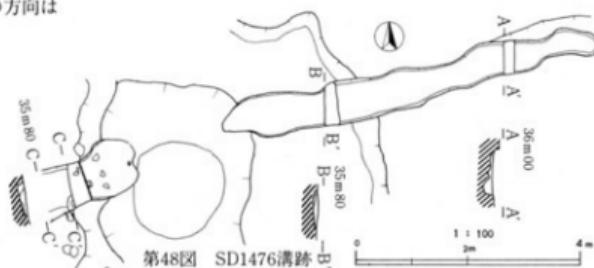
調査区中央の第6層黒褐色土層面から第9層にぶい黄褐色土層面にかけて検出された。幅20cm～35cm、深さ10cm前後の東西方向の溝跡である。溝の方向は西側において東で約4度南に振れ、東側において東で約11度北に振れる。



第47図 SD1475溝跡

S D1476溝跡(第48図、図版33)

調査区南西側の地山

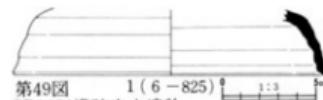


第48図 SD1476溝跡

粘土層面から第4層黒褐色土層面にかけて検出された。

幅45cm～80cm、深さ10cm～20cmの東西方向の溝跡である。

溝の方向は東で約16度北に振れている。



第49図 SD1476溝跡出土遺物

S D1476出土遺物(第49図、図版42)

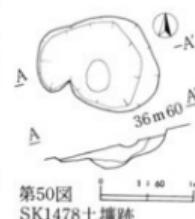
須恵器(1)：埋土出土の天井部欠損により切り離し不明の蓋である。

S D1477溝跡(第33図、図版26)

調査区中央北東寄りのSB1465北側に隣接する地山飛砂層面から検出された。検出位置は、調査区北側の一段高い造構面から調査区中央の一段低い造構面へかけての傾斜面の下端となっている。幅30cm～40cmの東西方向の溝跡で、溝の方向は東で約12度北に振れている。

S K1478土壤(第50図、図版34)

調査区中央東側の第9層にぶい黄褐色土層面で検出された。長径1.35m×短径1.0m、深さ35cmのゆがんだ梢円形の土壤である。



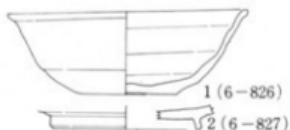
第50図 SK1478土壤跡

S K1479土壤(第51図、図版34)

調査区中央東側の第8層にぶい黄褐色土層面で検出された。長径70cm×短径45cm、深さ10cmの楕円形の土壤である。



第51図



SK1479土壤跡 第52図 SK1479土壤出土遺物

S K1479出土遺物(第52図、図版42)

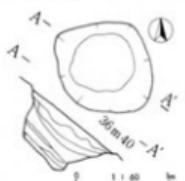
いずれも埋土出土である。

赤褐色土器(1)：糸切り無調整の壺である。

灰釉陶器(2)：高台内側と底部外面が露胎となっていいる。台付皿と考えられる。

S K1480土壤(第53図、図版34)

調査区中央の第4層黒褐色土層面で検出された。長径80cm×短径65cm、深さ30cmのゆがんだ楕円形の土壤である。



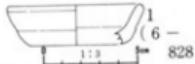
第53図 SK1480土壤跡



SK1480土壤跡 第54図 SK1481土壤跡

S K1481土壤(第54図、図版35)

調査区中央の第4層黒褐色土層面で検出された。長径1.3m×短径1.0m、深さ30cmのゆがんだ楕円形の土壤である。



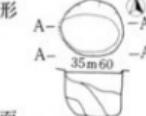
第55図 SK1482土壤跡



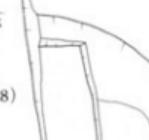
SK1482土壤出土遺物 第56図

S K1482土壤(第55図、図版35)

調査区中央の第4層黒褐色土層面で検出された。長径1.2m×短径1.0m、深さ55cmの楕円形の土壤である。



第57図 SK1483土壤跡



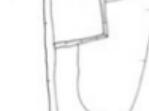
SK1483土壤跡 第58図

S K1482出土遺物(第56図、図版42)

かわらけ(1)：埋土出土の底部欠損により切り離し不明の小型皿である。



第59図 SK1484土壤跡



SK1484土壤跡 第60図

S K1483土壤(第57図、図版35)

調査区中央東側の第5層暗褐色土層面で検出された。長径70cm×短径60cm、深さ50cmの楕円形の土壤である。



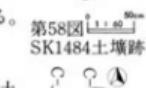
第61図 SK1485土壤跡



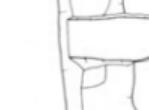
SK1485土壤跡 第62図

S K1484土壤(第58図、図版36)

調査区中央東側の第5層暗褐色土層上面で検出された。長径55cm×短径45cm、深さ15cmの楕円形の土壤である。



第63図 SK1486土壤跡



SK1486土壤跡 第64図

S K 1485 土壌(第59図)

調査区南西側の地山粘土層面で検出された。平面形は西側が調査区外となっているため不明であるが、現状では長径6.0m×短径1.7m、深さ25cmの楕円形の土壌となると推定される。土取り穴となる可能性がある。

S K 1486 土壌(第60図、図版36)

調査区北側北辺部でS I 1468と重複し、その上面で検出された。長径1.1m×短径0.4m、深さ15cmのゆがんだ楕円形の土壌である。埋土には炭化物が多量に混入していた。

3) 基本層序及び各層出土遺物

基本層序

第67次調査では、調査区中央から南側で古代から現在に至るまで存在するS G 1206沼地跡が検出された。その沼地岸辺付近の傾斜面から沼地にかけて多数の層の重複が見られた。調査区中央から南側の層堆積を基準にして、調査区の層位についてまとめると以下のようになる。

第1層 表土：現表土と調査前の畑地の造成土と耕作土。

第2層 旧表土：畑地造成前の旧表土。近現代の遺物出土。

第3層 灰黄褐色粘土層：調査区南西側の窪地付近にのみ認められる。中世陶器が出土しており、最上層の遺物包含層となる。

第4層 黒褐色土層：調査区中央から南側の沼地岸辺付近の傾斜面から沼地にかけて広く堆積する。

S K 1480、S K 1481、S K 1482、S D 1476の検出面。

第5層 暗褐色土層：調査区中央の沼地岸辺付近の傾斜面から沼地にかけて堆積し、東側がやや厚い。かわらけが出土している。

S E 1471、S E 1472、S K 1483、S K 1484の検出面。

第6層 黒褐色土層：調査区中央の沼地岸辺付近の傾斜面から沼地にかけて堆積する。赤褐色土器が出土しており、古代の遺物包含層となる。

S D 1475の検出面。

第7層 極暗赤褐色植物遺体・黒色土・火山灰混入層(上層スクモ層)：調査区中央から南側の沼地岸辺付近の傾斜面から沼地にかけて広く薄く自然堆積する。沼地内の低い部分の層内に火山灰(灰白色細粒物)が不均一に混入し二次堆積する。

第8層 極暗赤褐色土・にぶい黄褐色土・灰黄褐色土層：調査区中央の沼地岸辺付近の傾斜面の北寄りにやや厚く堆積する。

S K 1478、S K 1479の検出面。

第9層 灰黄褐色粘土・にぶい黄褐色土層：調査区中央の沼地岸辺付近の傾斜面から沼地にかけて堆積する。沼地部分では灰黄褐色粘土が主体となって堆積する。

第10層 褐色砂・にぶい黄橙色土・灰黄褐色粘土層：調査区中央の沼地岸辺付近の傾斜面から沼地にかけてやや広く堆積する。斜面上方北側では褐色砂が、南側の沼地部分では灰黄褐色粘土が主体となって堆積する。

S E 1473、S E 1474の検出面。

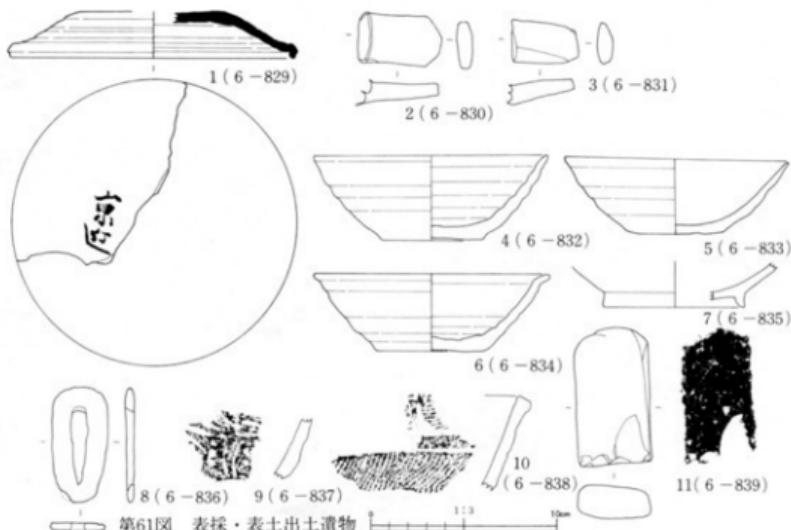
地山飛砂・地山粘土・地山植物遺体層(地山スクモ層)：調査区北側の一段高い面と一段低い調査区中央の沼地北側岸辺にかけては、地山飛砂層が地山となっている。調査区西側及び南側から沼地南側岸辺にかけては地山粘土層が地山となっている。調査区中央付近が地山粘土層と地山飛砂層との境となっている。調査区中央から南西側にかけての S G 1206 沼地跡では沼地に堆積した地山植物遺体層が地山となっている。

S B 1465、S B 1466、S B 1467、S I 1468、S I 1469、S I 1470、S K 1485の検出面。

各層出土遺物

○表採・表土出土遺物(第61図、図版42)

須恵器(1・2)：ヘラ切り後、天井部にていねいな撫で調整を施した蓋で、口縁部に重ね焼き痕が認められる。外面に「京迎」の墨書がある。2は双耳坏(台付)の耳部でヘラケズリによるていねいな整形が施されている。焼成不良のため赤褐色を呈する。



第61図 表採・表土出土遺物

土師器(3)：双耳坏(台付)の耳部である。胎土断面が黒色化していることから土師器と考えられる。ヘラケズリによる整形が施されている。

赤褐色土器(4～6)：糸切り無調整の坏である。

灰釉陶器(7)：内面見込み部と外面の遺存している部分は露胎となっている。塊と考えられる。

鉄製品(8)：刀装具であるが時期は不明である。

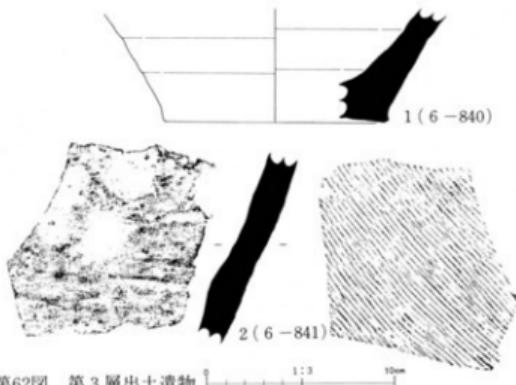
縄文土器(9・10)：9は深鉢形土器の胴部である。数条の沈線により文様を作り出している。縦位の沈線をはさみ、両側に刺突文を施している。10は深鉢形土器の口縁部である。口唇部に三叉の突起を持ち、L R 単節斜縄文(横位回転)を施している。口縁部には沈線区画の磨消帯を有する。地文はR L 単節斜縄文(縦位回転)である。

石製品(11)：泥岩の一面に、鋭い工具で引っ搔いた「天神塚」の刻書がある。

○第3層出土遺物(第62図、

図版43)

中世陶器(1・2)：珠洲系
中世陶器である。1は静止糸
切り後、無調整の擂鉢で、内
面に条線は認められない。2
は甕である。



○第4層出土遺物(第63図、

図版43)

中世陶器(1・2)：珠洲系 第62図 第3層出土遺物
中世陶器である。1は擂鉢で内面に条線は認められない。2は切り離し不明で、外面体部下端に手
持ちケズリ調整、内面体部下端から底部にかけて刷毛目調整を施す壺である。

赤褐色土器(3)：蓋のツマミである。ツマミ上面に「郷」の墨書がある。

鉄製品(4)：頭部が欠損した鉄鎌である。

○第5層出土遺物(第64図、図版43・44)

須恵器(1～3)：1はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。2、3は甕の破片で、内面に矢羽
状アテ具痕が認められる。

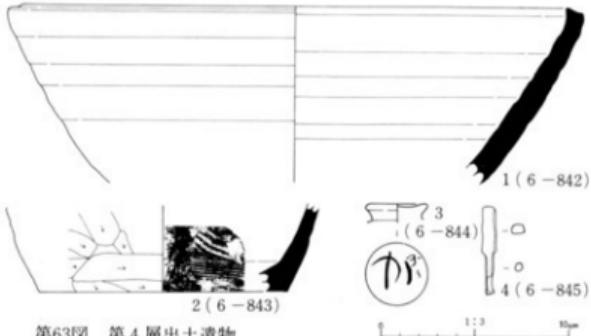
かわらけ(4～12・14～19)：4～12は糸切り無調整、ロクロ成形の小型皿である。14～16は糸切
り無調整、ロクロ成形の大型皿であり、17～19も体部が欠損しているものの、糸切り無調整でロク
ロ成形の大型皿になると考えられる。

赤褐色土器(13)：糸切
り無調整の坏である。

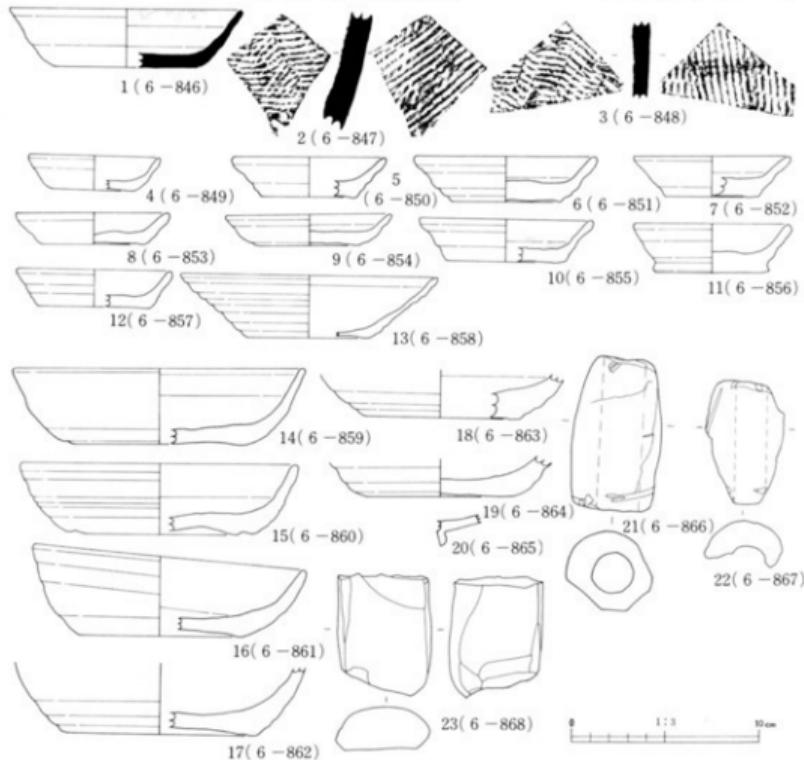
灰釉陶器(20)：高台皿
である。

土製品(21・22)：いず
れも大型の土錘である。

石製品(23)：砂岩製の
磨製石斧である。



第63図 第4層出土遺物



第64図 第5層出土遺物

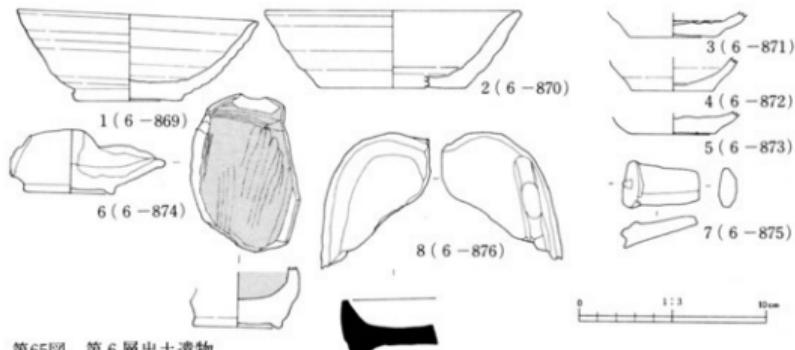
○第6層出土遺物(第65図、図版44)

赤褐色土器(1～5)：1、2は糸切り無調整の坏である。1は底部切り離しが粗雑である。3～

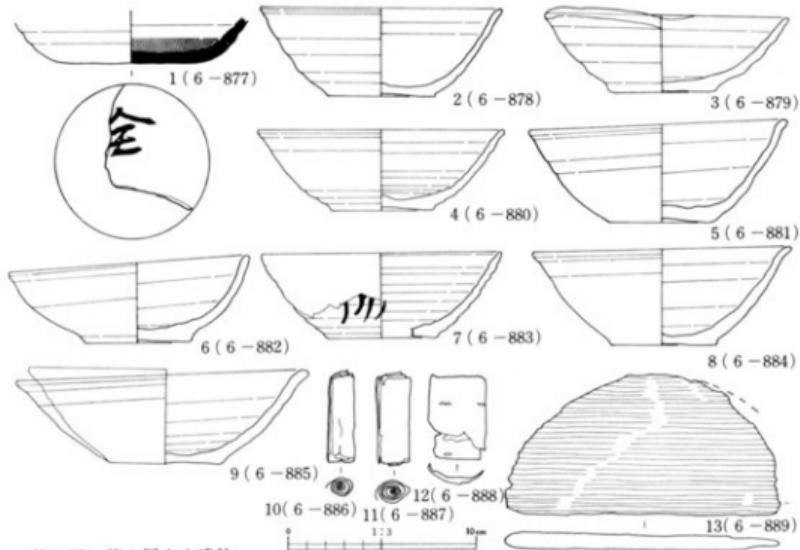
5は糸切り無調整の小型の壺となると考えられる。

土師器(6・7)：6は糸切り後、台周縁のみ撫で調整を施す台付耳皿である。内面ミガキ調整後黒色処理を行う。7はヘラケズリにより面取り整形された双耳壺(台付)の耳部である。壺身と耳部を接合する為のホゾが認められ、その壺身内面に接する先端部に黒色処理が認められることから、土師器と考えられる。

硯(8)：須恵器の硯である。脚付の二面硯と考えられる。



第65図 第6層出土遺物



第66図 第7層出土遺物

○第7層出土遺物(第66図、図版44・45)

須恵器(1)：ヘラ切り後、ていねいな撫で調整を施し、底部に「全」の墨書がある。内面は硯に転用されている。

赤褐色土器(2～9)：糸切り無調整の坏である。3、6、9のようにユガミの激しいものもある。

3、6、7、9は内外面に黄褐色の柿渋状の塗布痕が認められる。7は体部に「物」の墨書がある。

木製品(10～13)：10～12は曲物の縫じ材として用いる未使用の桺皮である。幅約5cmに切り取ったものを丸めたものである。13は曲物の底板であるが腐食が激しく竹釘等の痕跡は認められない。

○第8層出土遺物(第67・68図、図版45・46)

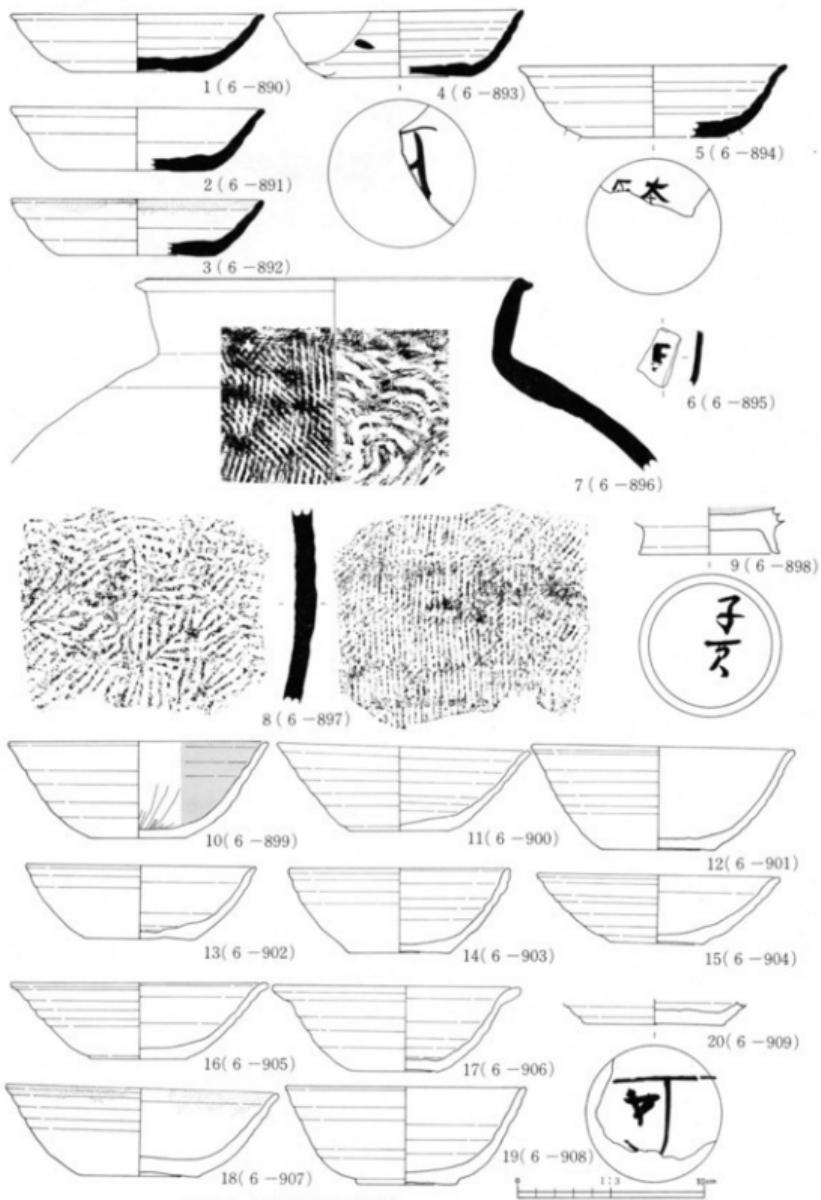
須恵器(1～8)：1、2はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。3、4はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。4は底部に「厨」の墨書がある。5は糸切り後、台周縁のみ撫で調整を施した台付坏で、台部が欠損している。5は底部に「□／本」の墨書がある。6は坏類の体部破片で、外面に判読不能の墨書がある。7は中型壺で体部外面に平行叩き目が斜格子状に、体部内面に同心円状アテ具痕が認められる。8は壺の体部破片で、外面に平行叩き目、内面に矢羽状アテ具痕が認められる。

土師器(9・10)：9は体部の欠損した台付坏で、底部に「子万呂」の墨書がある。10は糸切り無調整の坏である。

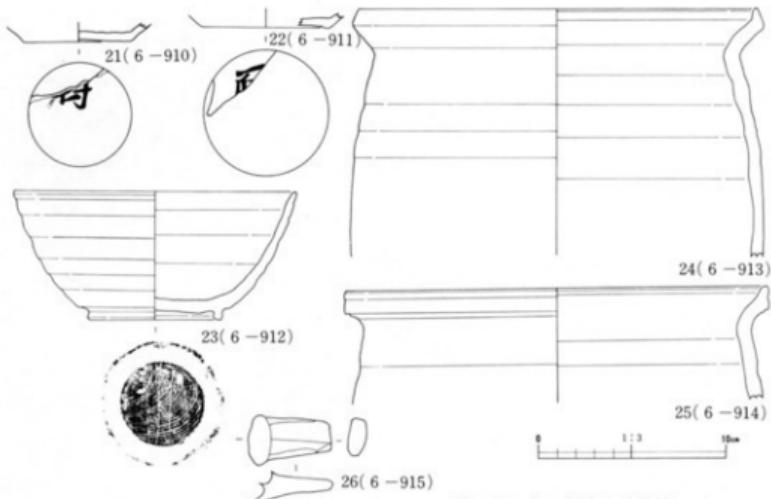
赤褐色土器(11～26)：11～22は糸切り無調整の坏である。20は底部に「可」、21は底部に「厨」、22は底部に「厨」の墨書がある。23は糸切り後、台周縁のみに撫で調整を施す台付坏で、底部に鋭い工具のようなもので刻まれた三条の平行する印がある。24、25は長胴壺の体部上半から口縁部である。26はヘラケズリにより面取り整形された双耳坏(台付)の耳部である。

○第9層出土遺物(第69～72図、図版47～51)

須恵器(1～22)：1～8はヘラ切り後、撫で調整を施す坏で、6は特にていねいな撫で調整である。2は口縁部に煤状炭化物が認められ燈明皿に使用している。4は内面に薄い漆膜が認められ漆を小分けした容器と考えられる。8は内外面に薄い褐色の柿渋状の塗料を塗布しているが、口縁部の重ね焼痕の部分では認められないことから、焼成以前の塗布と考えられる。5は底部、及び体部に倒位で「巾」、6は底部に「役」、7は底部に判読不能の墨書がある。9～13は糸切り無調整の坏である。12は底部に「五万」、13は底部に「十万」、14は体部外面に「真」の墨書がある。15～18は台付坏で、いずれも糸切りである。15は口唇部が内側にわずかに突出する形態と思われるが欠損している。16、17は底部に判読不能の墨書がある。19はリング状ツマミを有する蓋、20は壺である。21は壺口縁部、22は三段構成の長頸瓶である。



第67図 第8層出土遺物①



第68図 第8層出土遺物②

土師器(24~26): 24は糸切りの壺、25は糸切りの台付壺。26の切り離しは不明で、底部に墨痕があるが、転用硯としては使用されていない。

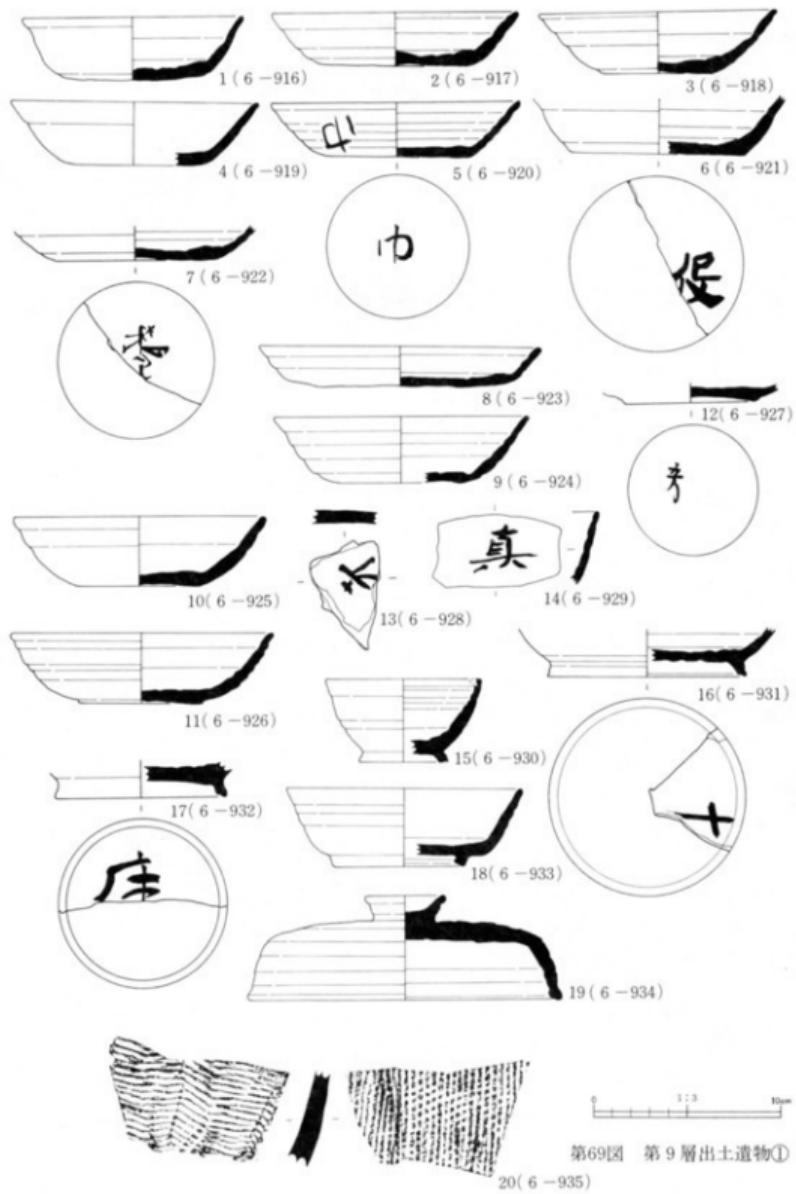
硯(23): 須恵器壺体部を打ち欠いて、内面を硯に転用している。

赤褐色土器(27~47): 27~44は糸切りの壺である。27、28は体部下端にケズリ調整を施し、それ以外は無調整である。35は内外面全面に柿渋状の塗布物が認められる。27は底部に「本」、28は底部に「厨」と部に判読不能の墨書、42は底部に「千」、43は底部に「伴」、44は底部に「下」、45は体部に判読不能の墨書がある。46は壺口縁部、47は糸切り無調整の小型壺である。内外面に煤状炭化物が認められる。

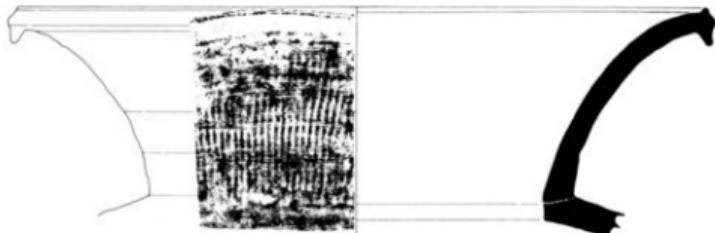
灰釉陶器(48): 無台の多嘴壺と思われるが、注口部の数については不明である。外面は肩部から体部下端までロクロ利用のケズリ、その後に軽い撫で調整が施されている。注口部は体部を切り込んで注口を差し込み接着している。口縁部は底部に対して平行でなく外高がやや下がった角度で装着されている。釉は底部も含め外面全面及び注口部の内面まで施釉されているが、刷毛塗りの痕跡は認められない。内面底部から体部にかけて、かなり硬質の白色の付着物が認められ、その厚さは底部で2mm位に達する部分もある。体部は中央よりやや上方にまで達するが厚さはほとんどない。この物質の分析結果については後述する。

木製品(49~54、図版51~7): 49は曲物の底板で竹釘が1ヶ所のみ遺存している。50は曲物の蓋だと思われるが、腐食が著しく竹釘等は遺存していない。51~54はそれぞれ板状・棒状の不明木製品である。図版51~7は片面に溝を穿った建築部材である。

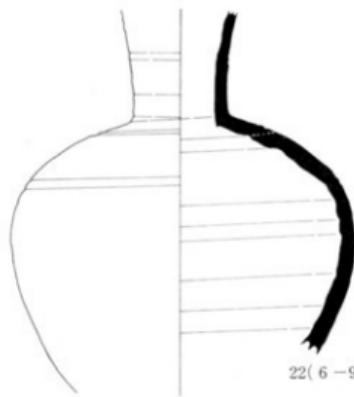
石製品(55・56): 55は整形された泥岩であるが用途は不明である。56は硬質頁岩のスクレイパー



第69図 第9層出土遺物①



21(6 - 936)



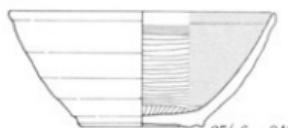
22(6 - 937)



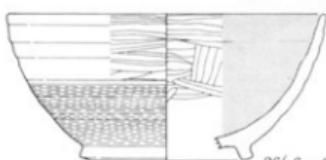
23(6 - 938)



24(6 - 939)



25(6 - 940)

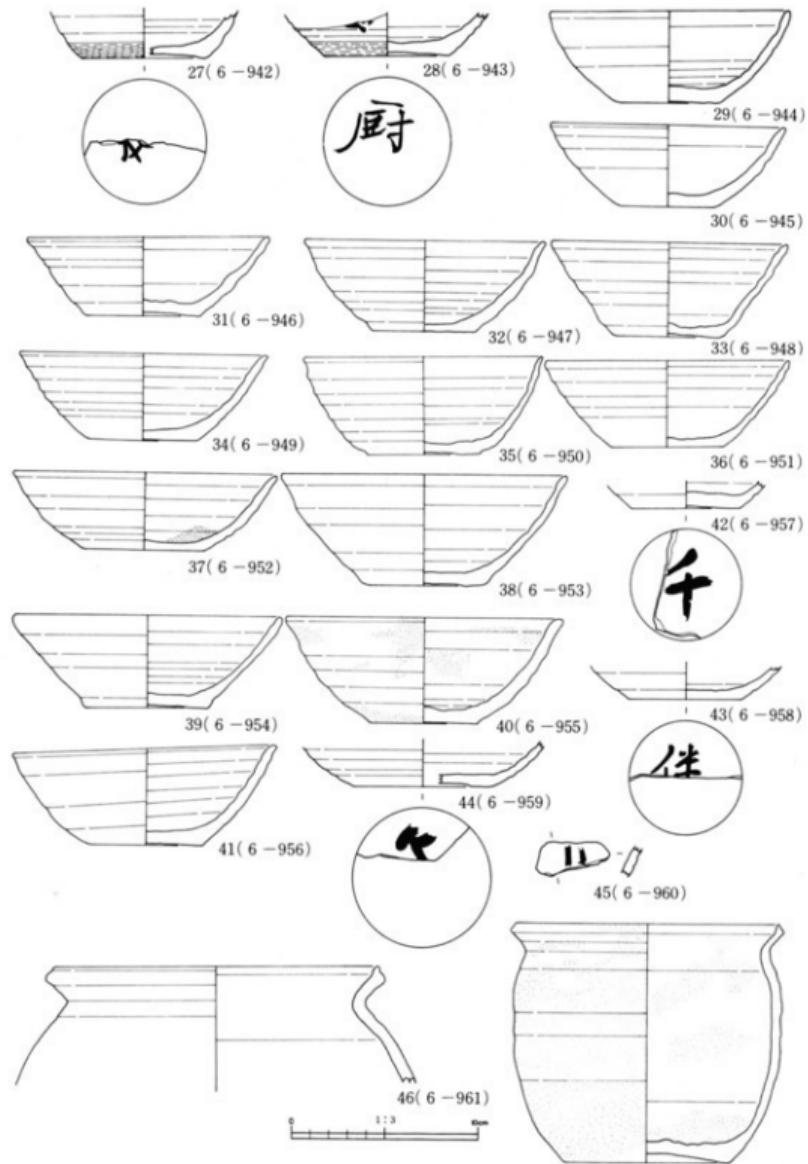


26(6 - 941)

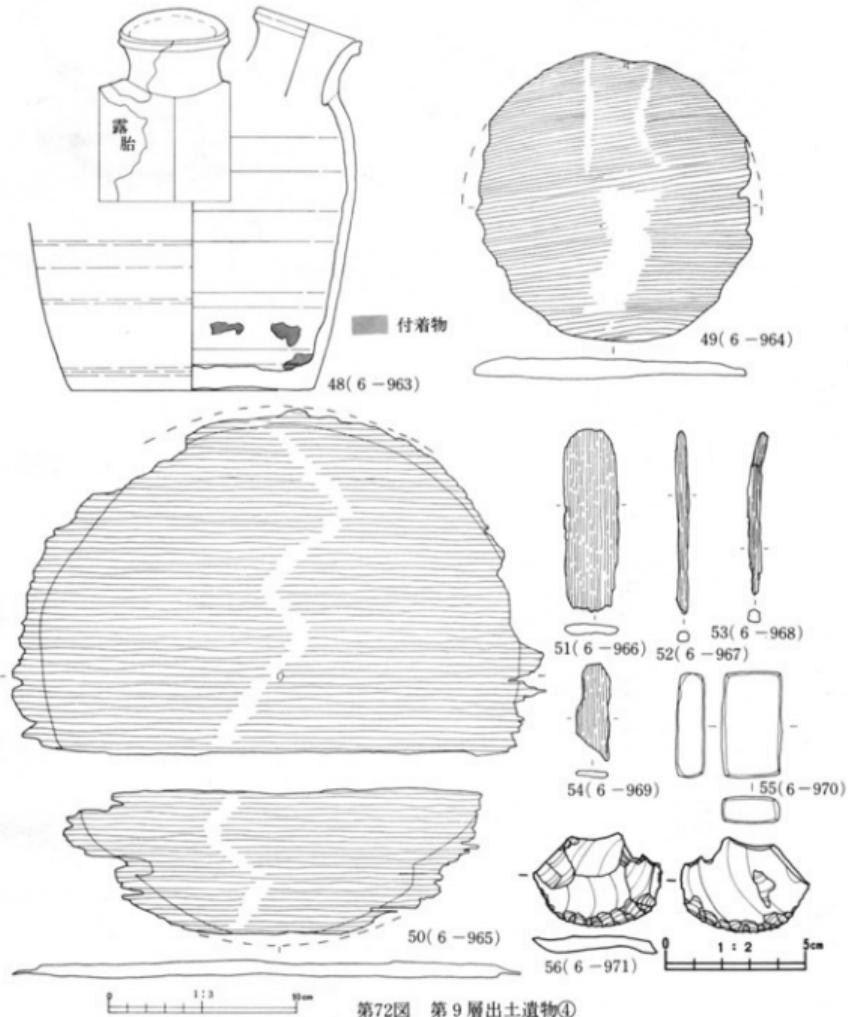


1:3
mm

第70図 第9層出土遺物②



第71図 第9層出土遺物③

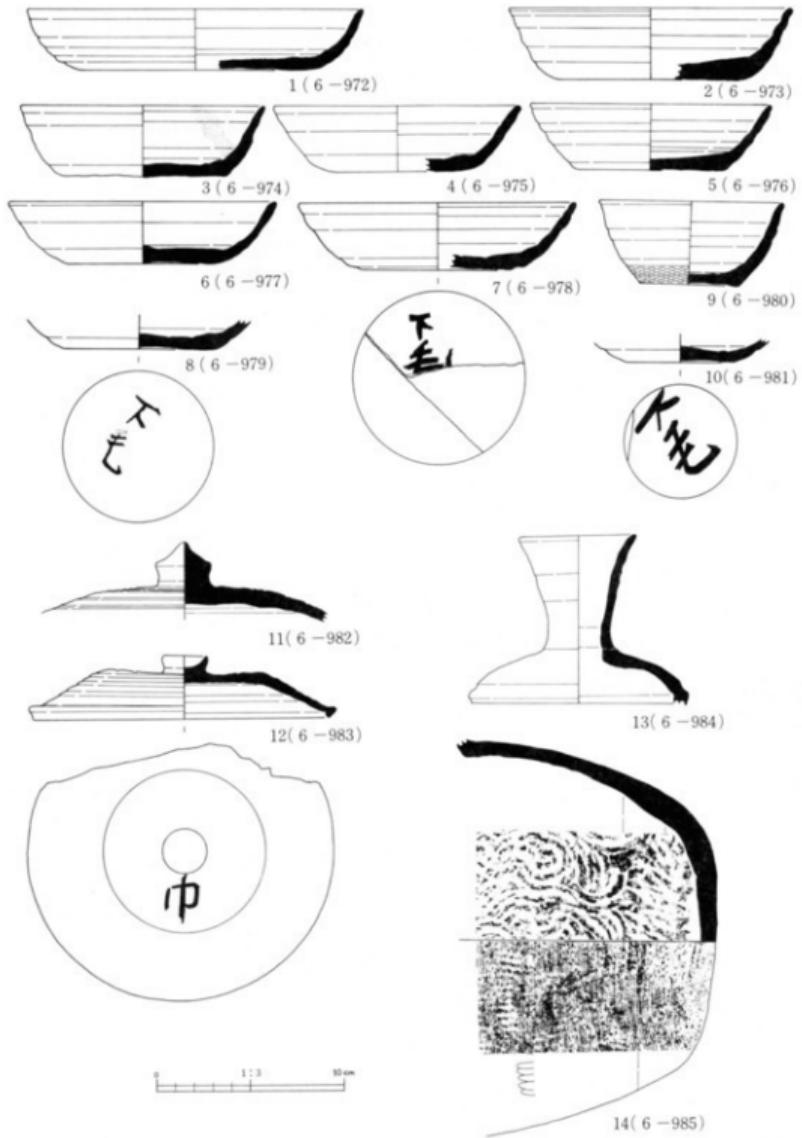


第72図 第9層出土遺物④

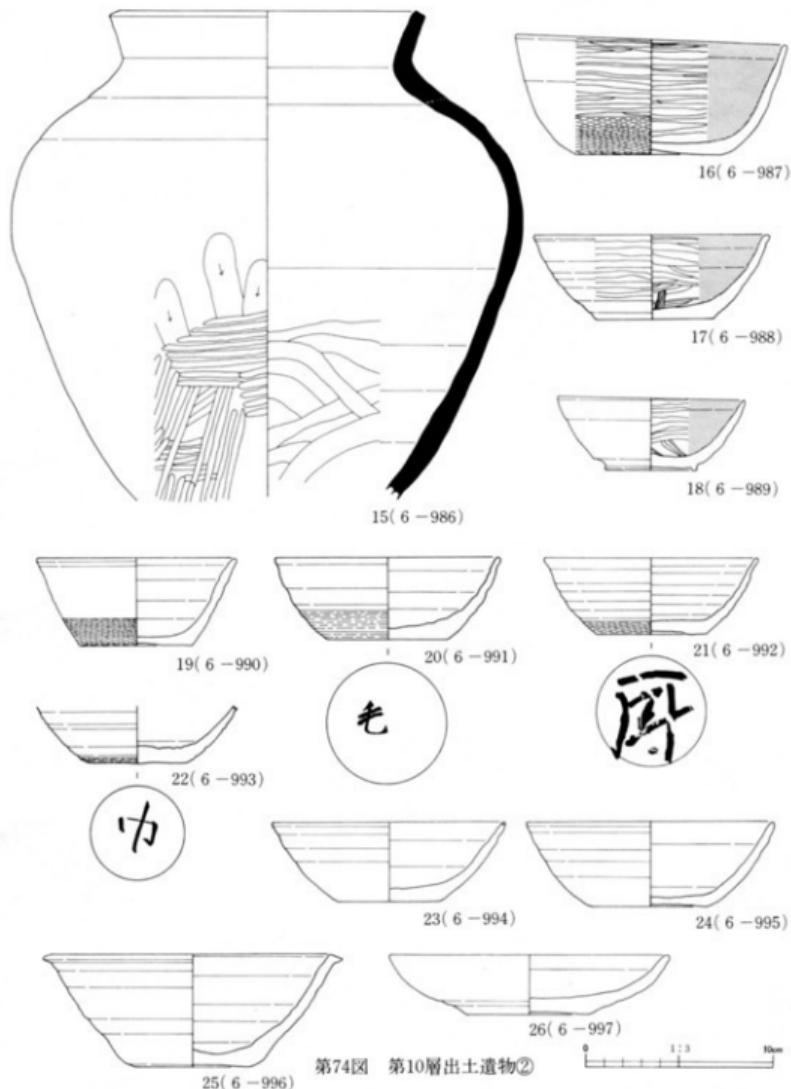
である。

○第10層出土遺物(第73~75図、図版52~54)

須恵器(1~15)：1は静止糸切り無調整、2~8はヘラ切りで2以外は切り離し後、撫で調整を施す。9、10は糸切りで9は体部下端にケズリ調整を施し、法量、形態的には赤褐色土器坏Bと類

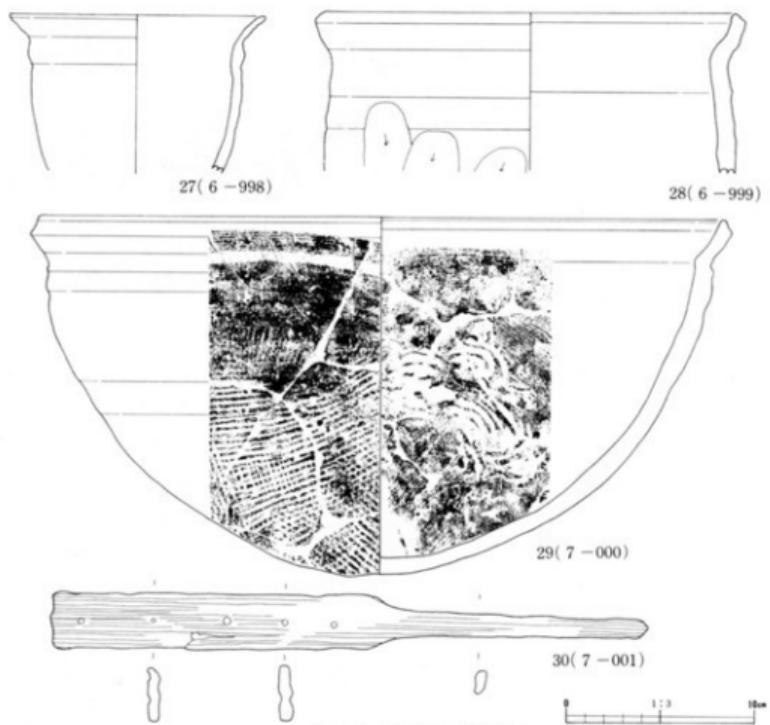


第73図 第10層出土遺物①



第74図 第10層出土遺物②

似する。7、8、10は底部に「下毛」の墨書がある。11は撫で調整のため切り離しは不明であるが擬宝珠状ツマミ、12はヘラ切り後、リング状ツマミを付した蓋である。12は外面に「巾」の墨書がある。13は明確に屈折する肩部を有する二段構成の長頸瓶である。14は横瓶体部である。外面にロクロ調整痕、内面はアテ具痕が認められる。15は短頸壺で、外面は下方向の手持ちケズリ後にタタキ痕、



第75図 第10層出土遺物③

内面は斜方向のヘラ撫で調整を施す。

土師器(16~18): 16~18は糸切り後、内面黒色処理を施している。16は内面、外面にヘラミガキ、さらに外面体部下端にはケズリ調整を施している。17は内面全面と外面中央やや下方まで斜方向のヘラミガキを施す。18は小型の台付壺で、内面にミガキを施している。

赤褐色土器(19~29): 19~22は糸切りで体部下端にケズリ調整を施した壺で、20は底部に「毛」、21は底部に「厨」、22は底部に「巾」の墨書がある。23~26は糸切り無調整の壺である。26は皿の形態に近い。24の内面に小さな布压痕が認められるが、偶然に押圧されたものと考えられる。27は二次加熱を受け、もなく、外面一部に煤状炭化物が付着した小型壺である。口縁部は単純に外反する。28は外面に縱方向のケズリ調整を施した長胴壺である。口縁部は小さく外反し、さらに小さく立ち上がる。29は丸底の鍋である。外面は二次加熱によると考えられる剥離痕や煤状炭化物が付着している。外面上半はロクロ痕、下半はタタキが施されている。内面は下半のアテ具痕を工具によって一部撫で消している。

木製品(30)：ほぼ完形のヘラ状木製品であるが広幅部ほぼ中央に2.7cm、3.2cm、4cm、4cm間隔の5本の竹釘が認められるものの欠損しており、その長さや用途は不明である。

第68次調査

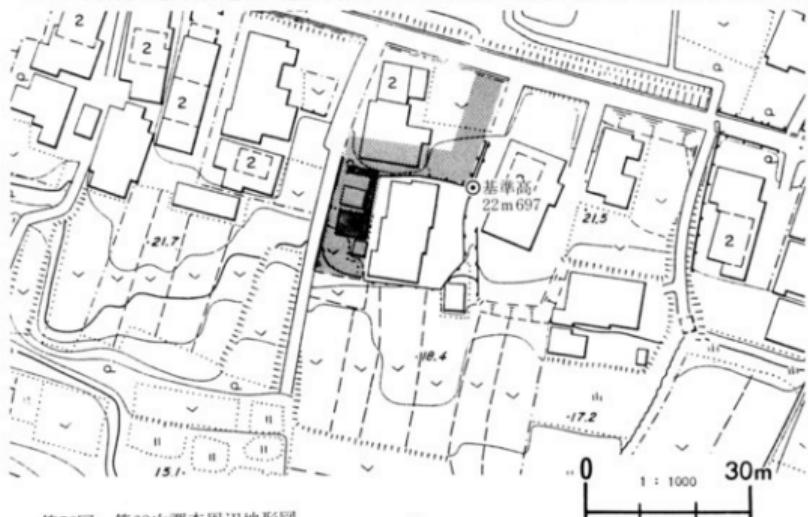
1) 調査経過

第68次調査は、住宅改築に伴う緊急調査である。秋田県教育委員会からの指令教文-653の指示により、秋田市寺内字大小路34、小野和子宅地内の発掘調査を実施した。調査面積は387m²(117坪)である。

調査地は秋田城外郭南辺から約170m南に位置し、また政府中軸線を外郭外へ延長した推定南大路の東側にあたり、大路周辺の遺構の存在が予想される地区である。なお、旧地形は北側から南側への緩やかな傾斜地と推定される。

調査は敷地内の畠地にL字状に2本のトレンチを設定し行った。トレンチの掘り下げを行ったところ、調査地の基本層序は、耕作土及び宅地造成土よりなる表土、旧耕作土、地山飛砂層となっており、畠地及び宅地造成により搅乱、削平を受けているため遺物包含層は確認されなかった。トレンチ内の地山飛砂層面の精査を行ったところ、トレンチ北側では地山飛砂層面をさらに掘り込む搅乱穴や搅乱溝しか検出されなかった。地山飛砂層面の検出状況での写真撮影を行った(10月28日)。

トレンチ南側の地山飛砂層面の精査を行ったところ、南西端付近で竪穴状の落ち込みを検出した



第76図 第68次調査周辺地形図

ためトレンチを南面側に拡張した。拡張部を精査した結果、S I 1487を検出した。S I 1487の掘り下げを行ったところ、埋土の炭化物層内より土器類が一括出土した。遺構の調査と併行して、擾乱の掘り下げ及び掘り下げ後の写真撮影を行い、トレンチの平面実測を行った。また、トレンチ断面の写真撮影及び実測も行った(10月29日)。

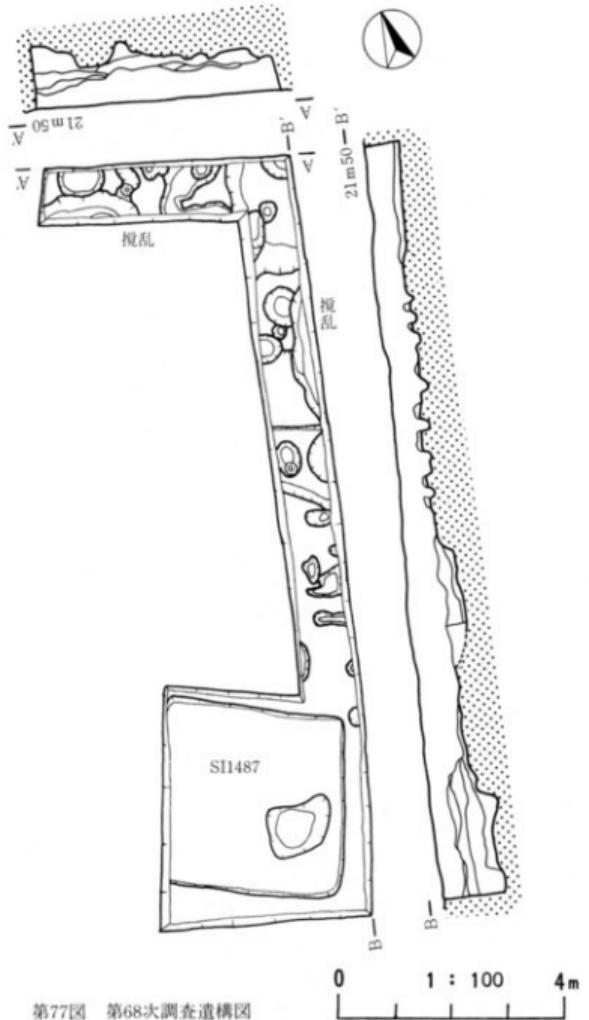
S I 1487の土層断面の実測及び写真撮影を行い、その後、完掘後の写真撮影を行い、調査を終了した(10月30日)。

2) 検出遺構と出土遺物

S I 1487竪穴住居跡

(第78図、図版38)

調査区南西側の地山飛砂層面で検出された。平面形は西側の一部が調査区外のため明確でないが、現状で、東西3.1m



第77図 第68次調査遺構図

×南北3.2mの方形を呈する。東壁は北で約20度東に振れる。カマドは検出されない。壁高は20cmを計る。住居跡東側床面の落ち込みは、住居廃絶後の上層面からの掘り込みと考えられる。

S I 1487出土遺物(第79図、図版55・56)

すべて埋土の炭化物層出土である。

赤褐色土器(1~16): 1~10は糸切り無調整の坏で、1~5、8は内外面に煤状付着物が認めら

れる。11、13～15は糸切り無調整の皿で、11、13は柱状高台状を呈する。11は体部全周に絵画状の墨書があるが内容は不明である。12は坯体部に判読不能の墨痕がある。16は塊状を呈する台付坏で底部に台部取付け以前の菊花状の工具痕が認められる。

土師器(17)：やや深い糸切りの台付坏である。内面全面と外面部口縁部にヘラ磨きと黒色処理を施している。

石器(18)：硬質頁岩の石鎧である。

3) 基本層序及び各層出土遺物

基本層序

第68次調査では、搅乱と削平により、遺物包含層の堆積は認められなかった。調査区内での層位は以下のようになる(第77図、図版37)。

第1層 表土：耕作土及び宅地造成土。

第2層 旧耕作土：旧畑地の耕作土。

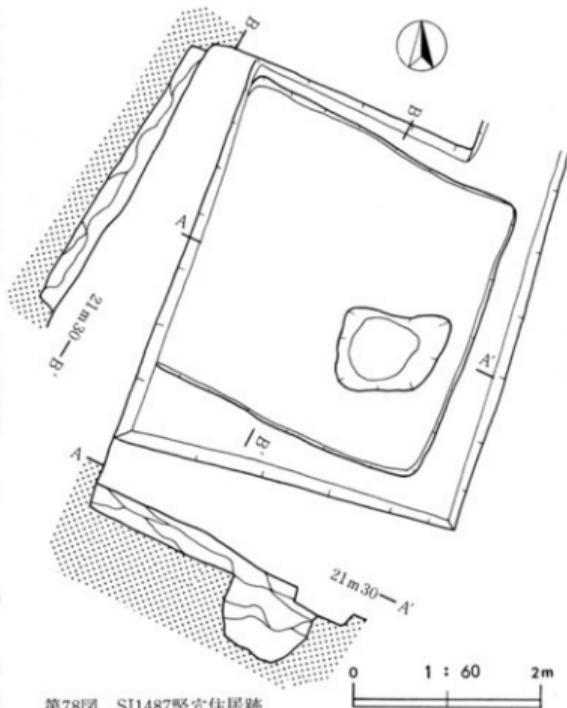
地山飛砂層：浅黄色砂の飛砂が地山となっている。

各層出土遺物

○表土出土遺物(第80図、図版56)

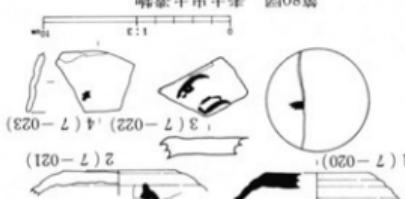
須恵器(1)：糸切り無調整の坏で、底部に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器(2～4)：2、3は糸切り無調整の坏で、2は体部に、3は底部に、また4は体部に判読不能の墨書がある。

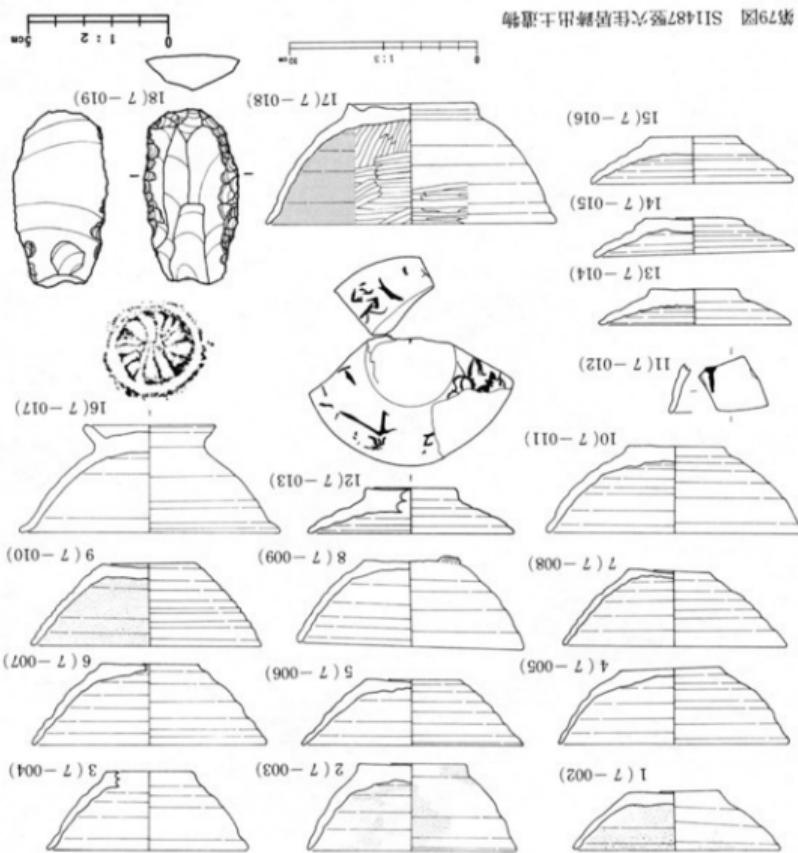


第78図 SI1487竪穴住居跡

第80圖 考古出土遺物



第79圖 SII487堅火燒器殘件出土遺物



V ま と め

(1) 第66次調査検出遺構と年代について

第66次調査は、政府から外郭西門に至る間の焼山地区中央部における遺構の広がりや利用状況把握を目的として実施した。調査の結果、古代の遺構として掘立柱建物跡7棟、柱列1列、竪穴住居跡2軒、溝跡3条、土壙3基、小柱掘り方群を検出しその利用状況を把握することができた。また、古代以外にも調査区中央において弥生時代以前の遺物包含層の堆積と遺構を検出した。

古代の各遺構は、ほとんどが地山飛砂層面検出であるため検出層位などからの時期区分は困難であり、また、遺構に伴う出土遺物も少なく、年代比定資料に欠けている。しかし、以前に調査された周辺遺構との関連性を明らかにし、それらも含めた中での遺構の重複関係及び遺構出土の年代比定資料に基づく検討を行うことにより、遺構の変遷やおおよその年代の把握は可能である。

以下、まず主要遺構である掘立柱建物跡を対象に、焼山地区周辺調査で検出された遺構も含めた分類を行い、そのうえで分類された掘立柱建物群の変遷や時期について、重複関係及び遺構出土の年代比定資料に基づく検討を加えていきたい。また、焼山地区全体の遺構の変遷とおおよその年代的位置付けを試みた後に、今次調査検出遺構の年代的位置付けについても考えてみたい。更に調査区中央部で検出された弥生時代以前の遺物包含層の出土遺物と検出遺構の時期についても検討を加えてみたい。

1) 焼山地区周辺掘立柱建物の分類について

今次調査の主要検出遺構としては掘立柱建物跡がある。それらの掘立柱建物跡は、建物形態及び建物の規模や建物の方位により、仮に1~3の3タイプに分類が可能である。

○1類は梁間2間~3間、桁行5間~7間の南北棟で、建物規模の大きな掘立柱建物である。建物方位は、桁行が北で約1度~3度西に振れる。S B022、S B023、S B1207がこのタイプに分類される。なお、S D1458はその方向から1類に属する溝と考えられる。

○2類は、梁間2間、桁行2間~3間の総柱の掘立柱建物で、1類に比して建物規模が小さい。建物方位は、桁行及び梁間がほぼ真北から、北で3度東に振れる。S B1449、S B1450、S B1451がこのタイプに分類される。また、S B1449とS B1450は、若干の建物方位の違いで区別されるものの、東西方向柱列の柱間(3.6m)も一致した形で隣接して建てられており、総柱建物が南北に隣接する「並倉」のような建物構造となる可能性が考えられる。なお、S A1453は柱列の方位から2類建物群に付属すると考えられる。

○3類は、2類に比してさらに建物規模が小さく、建物方位は桁行及び梁間が北で約1度~5度西に振れる。S B1448、S B1452がこのタイプに分類される。

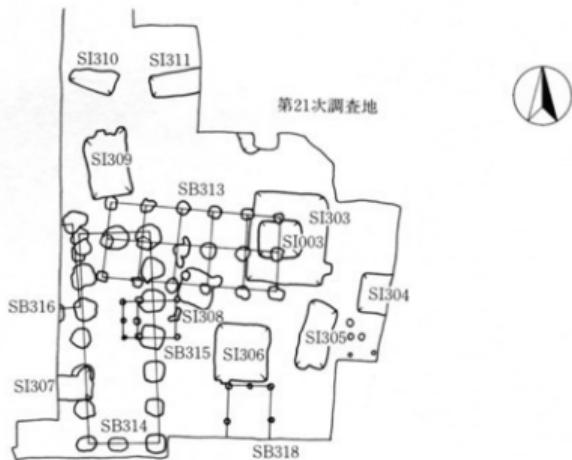
以上のように仮に分類された今次調査の掘立柱建物跡各タイプのうち、特に1類と2類に関しては、建物方位の他に、建物の配置においても、各建物が一定間隔をあけて南北方向に列をなす形での規則性が認められた。そこで、以前に調査された第21次調査及び第59次調査といった周辺調査地も含めた焼山地区北部から中央部の広い範囲に、この分類基準をあてはめて検討を行ったところ、他にも1類と2類に該当する建物が認められ、焼山地区北部から中央部にかけて規則的配置に基づく掘立柱建物群が存在すると判断されるに至った。また、前述の1～3類とは別タイプと考えられる掘立柱建物も存在すると考えられた(第81図参照)。

まず、第21次調査検出のS B314は、梁間2間、桁行6間の南北棟で規模の大きい掘立柱建物であり、ほぼ同位置で1回の建て替えが確認されている。建物方位も桁行が北で約2度西に振れることなどから、1類に該当すると考えられる。次に、S B314と重複しこれより新しいS B313は、梁間2間、桁行5間の東西棟でやや規模の小さい総柱の掘立柱建物と報告されている。建物方位も梁間が北で約4度東に振れることなどから2類に該当すると考えられる。なお、S B313については、桁行の東側3間と西側3間の間に若干の建物方位の相違が認められることから、前述のS B1449とS B1450のように2棟の建物として区分され、各々梁間2間、桁行2間の総柱建物となり、それが隣接する「並倉」のような形態の建物構造となる可能性が考えられる。また、第21次調査検出のS B315、S B318については、建物規模が小さく、建物方位もS B315が梁間で約3度、S B318が桁行で約1度北で西に振れることなどから3類に該当すると考えられる(註1・第82図参照)。

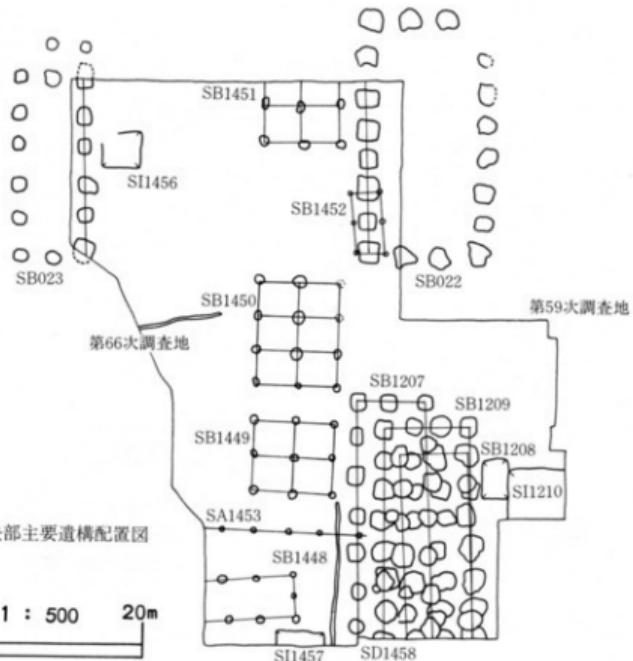
第59次調査においては、今次調査検出のS B1207の他に、S B1208、S B1209の計3棟が検出されている(註2)。3棟の建物プランは重複し、古いものからS B1209→S B1208→S B1207の順に若干位置をずらして建て替えられている。S B1207・S B1208は梁間2間、桁行5間～6間以上の南北棟で側柱のみの規模の大きい掘立柱建物である。建物方位は、桁行が2棟とも北で約3度西に振れていることなどから1類に該当すると考えられる。

3棟のうち最も古いS B1209のみは、梁間3間、桁行7間以上の南北棟総柱の掘立柱建物として報告されており、建物方位は、桁行がほぼ真北の方向を向いている。S B1209に対し、他の2棟は位置的に重複し建て替えられ、同じく規模の大きい南北棟の掘立柱建物という共通性を持つものの、その一方で、S B1209のみ総柱建物という構造上の違いがあり、また、建物方位についても桁行に若干の西偏がなく真北を向くという点で相違していることなどから、他の2棟と同じく1類とするかは問題が残る。前述の1類に該当とした第21次調査検出のS B314が、1回のみの建て替えしか確認されておらず、それにS B1208からS B1207への建て替えが対応すると想定した場合、現段階ではS B1209を1類とは別タイプの掘立柱建物の4類として把握するのが妥当と考えられる(註3)。

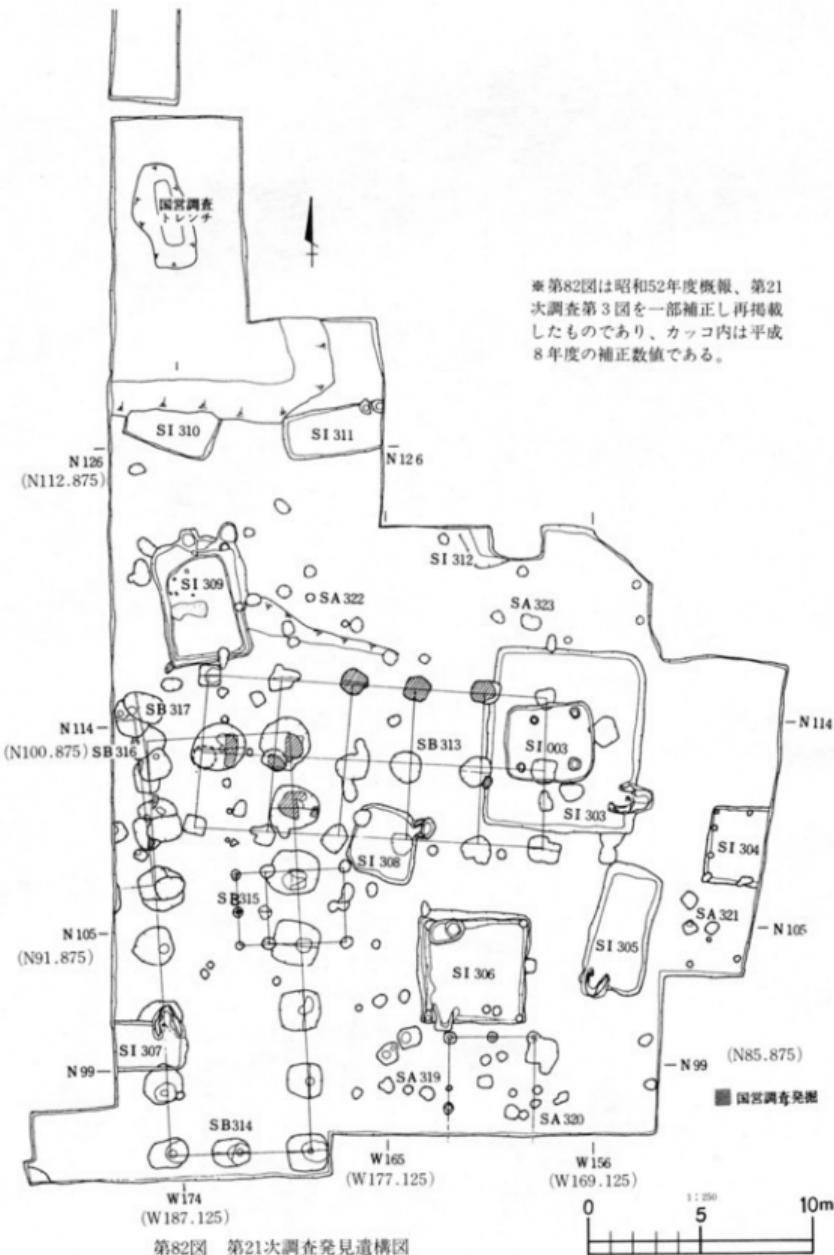
以上のように、今次調査検出の他に周辺調査検出の掘立柱建物も加えて、焼山地区北部から中央部における掘立柱建物の分類と検討を行った結果、1類・2類は掘立柱建物群としての把握が可能



*SB022・SB023の柱振り方と間数は今次
調査検出遺構と国営調査時の記録図面と
を組み合わせ補正したものである。



第81図
焼山地区北部・中央部主要遺構配置図



第82図 第21次調査発見遺構図

であることが明らかになり、また、前述の今次調査における3分類に更に1分類を加えた計4タイプの掘立柱建物の存在が把握されることとなった。

1~4類の分類を各々4類→A類、1類→B類、2類→C類、3類→D類として再整理し、焼山地区北部から中央部における掘立柱建物の分類と、各タイプの掘立柱建物群としての建物配置の検討を行うと以下のようなになる(第81図参照)。

○A類-S B1209

梁間3間、桁行7間以上の規模の大きい南北棟純柱の掘立柱建物。柱掘り方は1辺1.5m~2.0mの円形または、1辺1.4m~1.8mの不整方形で、柱痕跡は直径40cm~50cmである。建物方位は桁行がほぼ真北を向く。

現段階では1棟のみの検出であり、建物群を構成するかは不明。B類と同時併存し、建物群を構成する可能性も残す。

○B類-S B314・S B022・S B023・S B1207・S B1208・(S D1458)

梁間2間~3間、桁行5間~7間以上の建物規模の大きい南北棟の掘立柱建物。柱掘り方は1辺1.0m~2.0mの方形または直径1.5m~2.0mの円形で、柱痕跡は直径30cm~40cmである。建物方位は桁行が北で約1度~3度西に振れる。

B類建物は掘立柱建物群を構成し、現段階では、南北方向に10m~16mの間隔を置いて列をなし、それが2列に並列する形で規則性を持ち配置されていると考えられる。また、ほぼ同位置での建て替えが確認されていることから、少なくともB類のなかで2時期の変遷があり、小期に区分される可能性がある。

○C類-S B313・S B1449・S B1450・S B1451・(S A1453)

梁間2間、桁行2間~7間(3間)のB類に比して建物規模のやや小さい純柱の掘立柱建物。前述したように、S B1449とS B1450、S B313のように建物方位の若干の相違で区分される2棟の純柱の掘立柱建物が同時期に隣接して建てられる「並倉」のような建物構造を持つものもあると考えられる。柱掘り方は直径50cm~140cmの円形で、柱痕跡は直径20cm~25cmである。建物方位は梁間及び桁行がほぼ真北か、北で約2度~4度東に振れる。

C類建物は掘立柱建物群を構成し、現段階では未検出遺構が多く明確ではないが、S B1449・S B1450・S B1451が南北方向に列をなすのに対し、北側のS B313は東西棟で南面しており、逆L字状の形で規則性を持ち配置されていると考えられる。今後、S B313を間にて西側に南北列を折り返す形(コの字状)となる可能性も含めて建物配置を追究していくことが課題である。

また、現段階では柱抜き取り等により、ほぼ同位置での建て替えは確認されておらず、建て替えがないのか、C類のなかで変遷し、小期に区分されるかは不明である。また、S A1453は前述したようにC類に付属し、建物群の目隠し壁としての機能を持ったと考えられる。

○D類-S B315・S B318・S B1448・S B1452

C類に比して更に建物規模が小さい。側柱タイプの掘立柱建物だが、建物の形態に規則性は認められない。柱掘り方は直径22cm～70cmの円形で、柱痕跡は直径20cmのものが認められる。建物方位は梁間及び桁行が北で約1度～5度西に振れる。

建物配置については、その位置関係に規則性は認められない。

D類に関しては建物形態の相違や、位置関係のバラつき等から細分類される可能性がある。

2) 焼山地区周辺掘立柱建物各類の変遷及び年代について

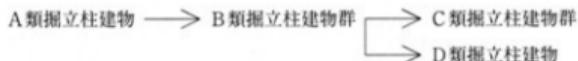
次に前述した分類に基づき、焼山地区北部から中央部における掘立柱建物群の変遷とおおよその年代的位置付けについて検討してみたい。

今次調査においては、遺構の重複、切り合い関係はほとんど認められず、掘立柱建物に関して、D類のSB1452がB類のSB022と重複し、これより新しいことが確認されているのみである。

第21次調査においては、掘立柱建物に関し、C類のSB313がB類のSB314と重複し、これより新しく、また、D類のSB315がB類のSB314と重複し、これより新しいことが確認されている。

第59次調査においては前述の通り、A類のSB1209がB類のSB1207・SB1208より古いことが確認されている。

これらのことから、B類掘立柱建物群はA類掘立柱建物より新しく、C類掘立柱建物群とD類掘立柱建物はB類掘立柱建物群より新しいといえる。また、D類掘立柱建物群とC類掘立柱建物との前後関係については重複、切り合い関係がないため不明である。



各掘立柱建物群の年代的位置付けに関しては、今次調査及び第59次調査では、各建物跡から年代比定資料がほとんど出土しておらず明確でない。一方、第21次調査では、掘立柱建物跡と重複する竪穴住居跡から年代比定資料が出土しており、そこからおおよその年代的位置付けが可能である(註4)。

B類のSB314の柱掘り方と重複し、これより新しいSI307出土の土器は、須恵器坏の形態が第54次調査SG1031出土土器のうち、8世紀末から9世紀初めに位置付けられる上層スクモ層～15・16層の出土土器に類似している(註5)。このことからB類の掘立柱建物群は8世紀末から9世紀初めにかけての時期に廃絶していたと考えられる。

C類のSB313は、第21次調査報告で、SI303と重複しこれより古いとされている。そのSB313より新しいとされたSI303出土土器は、底部周縁にケズリ調整を施す須恵器坏やその他の須恵器坏の形態が、第54次調査SG1031出土土器のうち、8世紀第3四半期に位置付けられる築地崩壊土・

瓦層～上位木炭層出土土器に類似している(註6)。それに基づけばS B313は、8世紀前半以前に位置付けられることとなり、建て替えにより2時期の変遷が確認され、8世紀末から9世紀初めにかけての時期に廃絶していたとされるS B314よりも切り合い関係で新しいことと矛盾する。このことからS I 303とS B313の切り合い関係の再検討を行ったところ、S I 303はS B313より古い形で切り合いが修正されることが判明した。このことから、C類の掘立柱建物群は8世紀第3四半期以降に位置付けられると考えられた。また、S B313はS I 308と重複しこれより新しいとされているが、S I 308出土土器は須恵器坏底部1点のみで年代比定資料としては不十分であり、C類の掘立柱建物群の下限の年代は明確でない。

以上のことから、分類された掘立柱建物とB類・C類の掘立柱建物群の年代的位置付けについてまとめると以下のようになる。

B類掘立柱建物群は、8世紀末から9世紀初めの時期にかけて廃絶していることから、それ以前の8世紀代に位置付けられる。

A類掘立柱建物は、切り合いの関係でB類掘立柱建物群よりも古く、またB類掘立柱建物群自体に2時期の変遷があることや掘立柱建物の耐久年数も考慮した場合、出羽櫛創建期に遡る可能性も含めた8世紀代のより古い時期に位置付けられると考えられる。

C類掘立柱建物群は切り合い関係でB類掘立柱建物群よりも新しく、B類掘立柱建物群の後に新たに画一的に設置された建物群であることを考慮した場合、それが廃絶している8世紀末から9世紀初め以降の年代に位置付けられると考えられるが、その下限の年代については現時点では不明である。

D類掘立柱建物についても9世紀以降の年代が考えられるが、C類掘立柱建物群との前後関係は不明である。

3) 第66次調査検出遺構の変遷と年代について

以上の焼山地区北部から中央部における掘立柱建物の分類と変遷及び年代的位置付けをふまえた上で、その他の今次調査検出遺構の年代についても可能な範囲で検討してみたい。

S I 1456からは体部下半にケズリ調整を施す赤褐色土器小型甕の破片が出土しているが、これは調整技法において、第54次調査S G 1031出土土器のうち9世紀第1四半期に位置付けられる15・16層出土の小型甕や、第62次調査のうち9世紀前半に位置付けられる14層出土の小型甕に類似している(註7)。そのことからS I 1456は9世紀前半に位置付けられると考えられ、また、C類掘立柱建物群と併存する可能性もあると考えられる。SK 1461、SK 1463、S I 1457からは、秋田城跡では8世紀末以降に出現する赤褐色土器の破片が出土しており、それらは8世紀末以降に位置付けられると考えられる。SK 1462はS B1449と重複し、これより古いことから、8世紀代に位置付けられる。その他の遺構については、出土遺物等からの年代的位置付けは困難である。

前述した掘立柱建物群とそれに関係する遺構及びそれ以外の遺構の年代の検討もふまえて、今次調査地各遺構の前後関係について大別すると以下のようになる。

① S B022・S B023・S B1207・
S D1458・S K1462 →② (S B1449・S B1450・S B1451・S A1453)・
(S I 1456・S I 1457)・(S B1448・S B1452)・
S K1461・S K1463。

①は大きく8世紀代、②は9世紀以降に位置付けられるが、②については今後、時期的に更に細分されると考えられる。

4) 焼山地区中央部検出の弥生時代以前の遺物包含層及び検出遺構について

今次調査区中央部では、窪地状の地形に弥生時代以前の遺物包含層(第3層褐色砂層)の堆積が検出され、その第3層褐色砂下層面から小ピットが検出されている(第3図・第4図参照)。検出遺構と第3層褐色砂層堆積の時期について、出土遺物より検討してみたい。

第3層下層面検出小ピットのうち9基を断ち割り掘り下げたところ、そのうちの1基S K1464より鉢形土器がほぼ一個体出土した。その鉢形土器は文様及び形態から、秋田県内の横長根A遺跡出土の鉢形土器Ⅱa類に類似している(註8)。そのことからS K1464は弥生時代前期末葉～中期前葉に位置付けられ、その他同一面検出のピットも同時期に位置付けられると考えられる。

一方、第3層内出土土器は第3層下層からは出土せず、全て中～上層の出土であった。また、層内出土遺物の中に奈良・平安時代のものは認められなかった。

出土土器をその文様から分類し時期について検討してみると、まず前述の第3褐色砂層出土遺物でふれたように、大きく弥生時代と縄文時代に大別される。縄文土器(第27図10～24)では、①19～22がやや太めの沈線で区画される磨消し文様から、縄文時代後期初頭の土器と考えられ、②10～18が細い沈線による曲線、直線を組み合せ文様を構成しており、縄文時代後期初頭の土器と考えられる。その他の土器については時期は不明である。弥生土器(第27図2～9)では、①2が壺形土器底部から胴部下部への刷毛目調整に横長根A遺跡出土土器との類似性があり、また、②3～5が、横長根A遺跡鉢形土器Ⅱa類に類似していることから、ともに弥生時代前期末葉～中期前葉の土器と考えられる。③6・7は複数の沈線による曲線文を組み合わせ、6のように形のくずれた変形工字状の文様が認められることから弥生時代の土器と考えられるが時期は明確でない。④8・9も刷毛目を内外面に施していることから弥生時代の土器と考えられるが時期は明確でない。

以上のように、第3層中～上層出土土器のうち最も新しいものは、弥生時代のものと考えられ、また、下層面検出遺構が弥生時代前期末葉～中期前葉に位置付けられることから、第3層は弥生時代前期末葉～中期前葉以降に、縄文時代の遺物を混入しながら堆積したと考えられる。

(2) 第67次調査検出遺構と年代について

第67次調査地は、外郭東門から城外へ延びると推定される大路の延長線上にあたり、また、昨年度第63次調査で検出した古代の水洗便所遺構が面する沼地(S G1206沼地跡)の北側対岸部分にもあたっている。調査は、その鶴ノ木地区北部における遺構の広がりや利用状況把握を目的として実施した。調査の結果、大路跡は検出されなかったものの、掘立柱建物跡3棟、竪穴住居跡1軒、竪穴状遺構2基、井戸跡4基、溝跡3条、土壙9基の他、古代から存在する沼地跡(S G1206沼地跡)の北岸部も検出し、周辺の利用状況を把握することができた。また、調査区中央から南側では、沼地岸辺付近の傾斜面から沼地にかけて古代から中世の遺物包含層の堆積が確認され、各層位より遺構が検出された。

今次調査検出各遺構は、出土遺物やS G1206沼地跡付近の遺物包含層との層位関係などから、時期区分及び年代的位置付けが可能である。大きくは中世と古代の遺構に区分され、古代は更に細分されると考えられる。

まず、S G1206沼地跡付近の堆積層の堆積時期について検討し、その後に、今次調査検出各遺構の変遷や年代的位置付けについて考えてみたい。

1) S G1206沼地跡(北岸部)の各堆積層の時期について

S G1206沼地跡付近の各堆積層の堆積時期については、各層に含まれる遺物の出土状況及び年代観や、火山灰の降下年代等により位置付けられる。

最下層である第10層は、層内より、体部下半から下端にケズリ調整を施し体部が内反気味に立ち上がる赤褐色土器坏Bとともに、体部下端にケズリ調整を施し器形も赤褐色土器坏Bに類似する須恵器小型坏が出土している(註9)。その様相は、9世紀第1四半期に位置付けられる第54次調査S G1031の16層に類似している(註10)。また、赤褐色土器坏としては、口径に対し底径比がやや大きいタイプの無調整の坏Aや口径が大きく器高の低いタイプの坏Aが出土しており、これは年代的にやや新しい9世紀第2四半期に位置付けられるS G1031の第11層の様相にも類似している。一方、須恵器坏の形態においては、S G1031の16層出土の坏に類似するもの他に、その下層で8世紀末に位置付けられるS G1031上層スクモ層出土の須恵器坏に類似するものがある(註11)。以上のことから第10層はその堆積期間にやや幅を持ち、8世紀末から9世紀前葉にかけて堆積したと考えられる。

第9層は、層内より、須恵器では、法量が縮小しやや小型化した逆台形を呈するヘラ切りの坏と体部が内反気味に立ち上がる糸切り無調整の坏が出土している。その様相は、9世紀第2四半期から9世紀第3四半期に位置付けられる第54次調査S G1031の11層から10層に類似している。赤褐色土器では、ケズリ調整を施す坏Bが出土するものの、無調整の坏Aが主体を占めており、また坏Aも下層の10層に比して法量が大きくなり大型のものが目立っている。これも、第54次調査S G1031

の11層から10層の様相に類似している(註12)。これらのことから、第9層は9世紀中葉に堆積したと考えられる。また、第9層からは「伴」の墨書き土器が出土しており、これが氏族名の「伴」を意味するとした場合、弘仁14年(823)淳和天皇の即位に際する「大伴」氏から「伴」氏への改名の事実と年代的に矛盾しないと考えられる(註13)。

第8層は、層内より、赤褐色土器としては下層の第9層に比して法量及び底径比が縮小した坏Aが出土している。それらの坏Aは全体に作りが粗雑になっており、形態的にはそのほとんどに口縁部の外反が認められる。皿類の出土はないものの、これら坏類の様相は、9世紀第4四半期に位置付けられる第54次調査S G 1031の7層に類似している(註14)。下層の第9層の堆積を9世紀中葉と考えた場合、その上層の第8層は9世紀後葉の堆積と考えたい。

第7層は、層内に二次堆積した火山灰が十和田aの火山灰に同定される可能性が強く(註15)、その十和田a火山灰の降下年代が915年とされていることから(註16)、10世紀前葉を中心としたその前後の時期に自然堆積したと考えられる。また、第7層からは、作りが粗雑でゆがみの大きい底径比の小さい赤褐色土器坏Aが出土しており、それらはその法量、形態も含めて10世紀第1四半期に位置付けられる第54次調査S G 1031の4・5層出土土器と類似している(註17)。このことは、第7層を915年の火山灰降下前後の年代に堆積したことと一致している。

第6層は、層内より、下層の第7層よりも更に底径の縮小した小型の赤褐色土器坏Aの底部が出土しているが、明確な年代的位置付けは困難である。第7層の堆積時期を考慮した場合、第6層は10世紀中葉以降の堆積と考えられる。また、出土遺物から古代最上層の遺物包含層となると考えられる。

第5層は、層内よりかわらけが出土している。かわらけについては、秋田城跡では鶴ノ木地区から集中して出土している。第5層出土のかわらけは、ロクロ成形の大型皿とロクロ成形の小型皿に大別され、手捏ねのものは出土していない。ロクロ成形の大皿、小皿がセットをなすかわらけは、岩手県平泉藤原氏関連遺跡から多く出土しており、形態的には12世紀後半に位置付けられる柳之御所跡出土のものに類似している。しかし、柳之御所跡におけるⅠ期、Ⅱ期どちらに並行する時期のものかは明確でない(註18)。また、平泉藤原氏関連遺跡においては、手捏ねのかわらけを伴わない、ロクロ成形による塊型のかわらけと小皿のセットが、一段階古いものとされている(註19)。第5層からは手捏ねのかわらけが出土しないものの、ロクロ成形による塊型のかわらけも出土していないため、第5層出土のかわらけ類も古くは遡らないと現時点では考えられる。手捏ねのかわらけは、秋田城跡鶴ノ木地区周辺から出土例が多く、これが地域的特色なのか、時期的特色なのかは今後なお検討を要するといえる。以上のことから第5層の堆積時期については大きく12世紀後半頃と考えられ、中世の遺物包含層となると考えられる。

第4層からは、珠洲系中世陶器の無文擂鉢が出土しており、これは珠洲陶Ⅰ期に分類されると考えられる。また、第3層からも珠洲系中世陶器の無文擂鉢が出土している。珠洲陶Ⅰ期は寺社1号

廟式で1150年～1200年の年代観が与えられている(註20)。このことから、第3層及び第4層は堆積時期に時期差はあまりなく、12世紀後半頃と考えられる。また第5層から第3層間にも堆積の時期差はあまりないと考えられる。

2) 各遺構の年代と変遷について

各遺構のおおよその年代について、出土遺物及びSG1206沼地跡付近の堆積層との層位関係から検討してみたい。

古代の遺構は調査区中央から北側にまとまっている。まず、第10層検出のSE1474からは、体部が直線的に立ち上がるやや深めの形態を持ち、体部下端から体部下半までのケズリ調整を施す赤褐色土器壺Bが出土している。これは、9世紀第2四半期に位置付けられる第54次調査SG1031の11層出土の壺Bや払田柵跡で嘉祥2年(849)の紀年を持つ本筒と共に伴した壺Bとも類似している(註21)。また、地山飛砂層検出のSI1469からは大型であるが底径比の大きい赤褐色土器壺Aが出土しており、これも第54次調査SG1031の11層の壺Aに類似している(註22)。そのことからSE1474とSI1469は9世紀第2四半期頃に位置付けられると考えられる。

SE1474と重複しこれより新しいSE1473からは、黒筆90号窯式に該当すると考えられる灰釉陶器高台皿が出土しており、重複するSE1474の年代や第9層の堆積時期を考慮した場合、9世紀中葉に位置付けられると考えられる(註22)。

地山飛砂層面検出のSI1468からは、薄手作りの粗雑な大型の赤褐色土器壺Aが出土しており、その形態は9世紀第3四半期から第4四半期に位置付けられる第54次調査SG1031の10層から7層出土の壺Aに類似しているものが認められる(註23)。同じく地山飛砂層面検出のSI1470とSB1466からは、赤褐色土器片が出土しており、8世紀末以降に位置付けられる。SI1468は東壁が北で約9度西に振れ、SI1470は西壁が北で約6度西に振れ、SB1466は桁行が約7度西に振れるという方位の共通性を考慮した場合、SI1470とSB1466もSI1468と同じく9世紀後半に位置付けられると考えられる。

SK1486は、前述のSI1469と重複しこれより新しいことから、9世紀後半以降に位置付けられる。9世紀後葉の堆積とされる第8層面検出のSK1479からは、底径比の小さい小型の赤褐色土器壺Aが出土しており、その形態は前述の9世紀第4四半期に位置付けられる第54次調査SG1031の7層出土の壺Aに類似していることから層位関係と矛盾しない(註24)。同じく第8層面検出のSK1478はSE1474と重複しこれより新しいことから9世紀後葉以降に位置付けられる。

SD1475は10世紀中葉以降の堆積とされる第6層面から検出しており、それ以降の時期に位置付けられると考えられる。

地山飛砂層面検出のSB1467からは赤褐色土器片が出土しており、大きく8世紀末以降に位置付けられるが、詳細な時期は不明である。同じく地山飛砂層面検出のSB1465、SB1477については

方位がほぼ一致することから同時期に存在したと考えられる。S B1465は建物の規模、形態から古代の遺構と考えられるが時期は不明である。

以上のように今次調査検出の古代の遺構については9世紀前半から10世紀にかけての変遷があり、大きく9世紀前半と9世紀後半のまとまりに区分されると考えられる。

中世の遺構は調査区中央から南側にまとまっている。S E1471とS E1472、S K1483、S K1484は、12世紀後半に堆積したとされる第5層検出面であり、時期差がなく堆積したと考えられる上層の第4層との層位関係から、12世紀後半に位置付けられると考えられる。S E1472とS K1483は第5層下層面の検出であり、S E1471とS K1484は第5層上層面の検出であり、小間に区分され変遷する可能性がある。

S K1480、S K1481、S K1482、S D1476は、12世紀後半に堆積したとされる第4層面検出であり、12世紀後半以降の年代に位置付けられると考えられる。S K1482埋土からは、第5層出土と同じタイプのロクロ成形のかわらけ小皿が出土しており、周囲の土壤も含めてやはり12世紀後半を大きく降らない時期の遺構と考えられる。

今次調査検出の中世の遺構に関しては、時期的にあまり幅を持たないと考えられるが、各遺構の検出層位から前後関係の把握が可能である。それに基づき変遷をまとめると、S E1472・S K1483→S E1471・S K1484→S K1480・S K1481・S K1482・S D1476となる。しかし、各遺構出土の年代比定資料はほとんどなく、詳細な年代については不明である。

以上のような各遺構の年代の検討をもとに、調査区全体の遺構の変遷及び利用状況について大きく古代と中世に分けてまとめてみると、以下のようになる。

古代では9世紀前半に調査区中央から北側に井戸や竪穴状遺構が、9世紀後半にも竪穴住居や掘立柱建物が作られ、9世紀を通して調査区中央から北側が居住ブロックとして利用されたと考えられる。調査区北東側に隣接する第62次調査地北西部でも、9世紀前半代の住居跡を検出しており、利用状況は一致していると考えられる(註25)。

今次調査では8世紀代の遺構は検出しておらず、またS G1206沼地跡付近の各堆積層の堆積時期についても8世紀末以降の堆積となっていることから、8世紀代には周辺の利用に対し何らかの規制が存在した可能性が考えられる。

8世紀代に周辺の利用が確認されず、9世紀以降に居住ブロックとして利用された状況は今次調査地西側の外郭東門東側郭外地域の利用状況と一致しており、その状況は鶴ノ本地區北部一帯に共通していると考えられる。また、第62次調査では、9世紀後半以降には外郭東門により近い地域が居住ブロックとして利用されたとしているが、その時期の遺構が今次調査地周辺にまで広がりを持つことも確認された。

今次調査区内で外郭東門から郭外に延びる道路の存在が推定された範囲には9世紀後半には竪穴住居や掘立柱建物が存在しており、少なくとも9世紀後半以降の道路については、道幅を縮小した

他に、位置が北側にややずれる可能性が考えられる。

中世では12世紀後半に調査区中央から南側にかけて再び土層が堆積し、周辺が利用される。従来、鶴ノ木地区では中世の遺構が南部を中心に確認されていたが、今次調査によりその広がりが鶴ノ木地区北部にも及ぶことが確認された。

(3) 第68次調査検出遺構と年代について

第68次調査の検出遺構はS I 1487のみである。そのS I 1487の埋土の炭化物層内より、土器類が一括出土している。出土した赤褐色土器のうち、壺に関しては口径が10cm台前半から12cm台後半、器高が3cm台から4cm台前半の小型のものが主体を占めている。皿についても口径が10cm台と小型である。今回報告の第67次調査の第7層は、前述のとおり火山灰の二次堆積との関係及び土器形態の検討などから10世紀前葉とされている。その第7層出土の赤褐色土器の壺は、口径が12cm台から13cm台、器高が4cm台から5cm台となっている。また、10世紀第1四半期に位置付けられる第54次調査S G 1031の5層出土の赤褐色土器皿の口径は、12cm台前半である(註26)。

これらのことから、第67次調査第7層及び第54次調査S G 1031の5層出土の壺、皿よりも、S I 1487埋土出土の壺、皿は法量が全体的に縮小し小型化していることが指摘され、前者よりも後者の方が一段階新しいと考えられる。また、小型化の他に、S I 1487出土の壺には底部が台状に厚くなるといった新しい形態的特徴を示すものも認められるが、一方で対比した各層出土の壺、皿と著しい形態の相違はなく、共通性も認められることから大きく年代の降らないものと考えられる。

前述の第67次調査第7層及び第54次調査S G 1031の5層の堆積年代を踏まえた場合、S I 1487埋土出土の土器類は10世紀中葉に位置付けられると考えられ、S I 1487はそれ以前の年代に位置付けられると考えられる。

註1：『秋田城跡昭和52年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1978年

註2：『秋田城跡平成4年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1993年

註3：S B1209についても、梁間3間、桁行7間以上と総柱の掘立柱建物としてはやや長大であることと、建物の柱掘り方の位置に桁行北半と南半でそれが認められることなどから、前述したS B1449・S B1450やS B313のように2棟の建物に区分され、「並倉」のような形態の建物構造となる可能性が考えられる。

註4：註1と同じ。

註5：a 『秋田城跡平成元年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1990年

b 『秋田城跡平成2年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1991年

c 小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相(試案)－第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土

器を中心にしてー』『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 1992年

註6：註5に同じ。

註7：a『秋田城跡平成6年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1995年

b註5に同じ。

註8：『横長根A遺跡』 秋田県若美町教育委員会 1984年

児玉準『秋田県における弥生式土器編年研究の現状と課題』『第2回縄文文化検討会シンポジウム東北地方の弥生式土器の編年について』 1988年

須藤隆『東日本における弥生文化の成立と展開』『弥生文化の研究第4卷弥生土器Ⅱ』 雄山閣出版 1987年

註9：赤褐色土器坏A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、坏類の底部から体部下端及び下半にかけてケズリ調整を施すものを坏B、無調整のものを坏Aとしている。

註10：註5に同じ。

註11：註5に同じ。

註12：註5に同じ。

註13：大伴氏は弘仁14年(823)の淳和天皇の即位に際し、淳和天皇の諱「大伴」を避けるため、氏族名を「大伴」氏から「伴」氏に改姓した。同様の検討は、山形県遊佐町宮ノ下遺跡出土の墨書土器についてもなされている。

『宮ノ下遺跡』 山形県埋蔵文化財センター調査報告書第32集 1996年

註14：註5に同じ。

註15：第7層極暗赤褐色土・黒色土・火山灰混入層より採取した灰白色細粒物を、秋田大学教育学部白石建雄教授を通じ、群馬大学新井房夫名誉教授に分析依頼したところ、十和田a火山灰由来物質を主体とするものである旨を御教示いただいた。

註16：十和田a火山灰については、『扶桑略記』の延喜15年(915)7月13日条の「出羽国言上雨灰降高二寸諸郷農桑枯損之由」の記事が灰白色火山灰の降下に結び付くものとして、915年をその降下年代とする見解が有力とされている。

阿子島功・檀原徹『東北地方、10C頃の降下火山灰について』『中川久夫教授退官記念地質学論文集』 1991年

『火山灰アトラス』町田洋・新井房夫 東京大学出版会 1992年

註17：註5に同じ。

註18：『かわらけの形態分類と編年』『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書 第228集 1995年

註19：及川司『平泉のかわらけ』『柳之御所の検討資料』平泉文化財センター 1994年

註20：吉岡康暢『日本海域の土器・陶器』中世編 六興出版 1989年

註21：註5に同じ。

『払田柵跡昭和50年度発掘調査概報』秋田県教育委員会払田柵跡調査事務所 1975年

註22：斎藤孝正『東海地方の施釉陶器生産』『律令的土器様式の西・東3施釉陶器』

古代の土器研究会第3回シンポジウム 1994年

註23：註5に同じ。

註24：註5に同じ。

註25：註7に同じ。

註26：註5に同じ。

VI 秋田城跡環境整備事業

平成8年度の整備(鶴ノ木地区第1次15ヶ年計画)

平成8年度の整備は、史跡公園来訪者の声を配慮し鶴ノ木地区南端に公衆便所及び雨宿りのできる休憩スペースも併せて設置した。

1) 公衆便所

公衆便所は、鉄筋コンクリート造平屋建、一部木造(休憩スペース)、長尺塙ビ鋼板瓦棒葺きで、建築面積は52.54m²(便所スペース30.04m²、休憩スペース22.50m²)となっている。

便器数は、男子用(小便器2・和式大便器1)と女子用(和式大便器1・洋式大便器1)身障者用(洋式大便器1)とした。これは公園緑地管理財団等のデータを利用し、平成25年までに整備される予定面積及びその最大在園者数などから必要便器数を算出し、便所設置箇所数から割り出したものとなっている。

トイレ内の照明・換気はセンサーを取り付け、利用者の入室時にスイッチが入るものとした。休憩スペース部分は、木袖の表しのまま仕上げた。

2) 地域中核史跡等整備特別事業

この事業については平成7年度から9年度継続事業となっており、本年度施工概要について報告する。東門及び築地堀復元工事では、東門に関しては屋根工事(瓦葺き等)、左官工事(漆喰壁)、塗装、雜工事(建具取付等)等が終了し、土間舗装を残すのみとなっている。築地についても指導委員会の指導を受け5cm捲き出して3cm程度に掘き上げることとし工事を進めている。また、この事業のもう一つの柱である管理運営施設建設工事については、木、屋根、左官、アルミ建具、ガラス設置等の工事を行った。

工事の概要是次の通りである。

実施地区

鶴ノ木地区

実施面積(建築面積) 52.54m²

総事業費 20,000千円

施設名	種類	数量	金額(千円)	備考
便益施設	公衆便所	1棟	10,749	建築面積(52.54m ²)
	機械設備	1式	4,027	給・排水他 1式
	電気設備	1式	1,843	電気設備 1式
直接工事費			16,619	



公衆便所・休憩スペース（正面）



公衆便所・休憩スペース（西側）

VII 第67次調査出土灰釉陶器付着物質の中間報告

秋田大学医学部法医学教室

教授 吉岡 尚文

検査項目：鑑定物件から尿由来の物質が検出されるか否か。

試料

鑑定試料1：参考試料として提供された古いトイレからの物件

鑑定試料2：鑑定物件 壺の破片および壺に付着した物質

試料の処理

各試料を粉碎し粉末状として試験に供した。(以下サンプルと称す)

検査方法および結果

1、化学的検査：

壺内容物が尿石と同一の場合には尿石の検査が適用されるものと考え、臨床検査における尿石の検査法の試薬の濃度、試料の量を変えて検査を行った。

尿石の主要成分の特徴と検査法：

1) 尿酸塩石

＜特 徴＞尿酸アンモニウムよりなる。→ 水酸化ナトリウムを加えて加熱すればアンモニアを発生する。

＜検査法＞サンプル+10%または50%NaOH → 加熱 → 陽性であれば、アンモニア臭を発生し、リトマス試験紙でアルカリ性を示す。

2) シュウ酸塩石

＜特 徴＞多くはシュウ酸カルシウムからなる。→灼熱すると炭酸カルシウムとなり、酸を加えるとガスを発生して溶解する。

＜検査法＞サンプル → 灼熱 → 陽性であれば、白色の炭酸塩石になる → これに1Nまたは2N HCl、あるいは濃塩酸を注ぐ → 炭酸塩石であれば、ガスが生ずる。

3) 炭酸塩石

＜特 徴＞炭酸カルシウムからなり、希塩酸を注ぐと陽性であればCO₂を発生

＜検査法＞サンプル+1Nまたは2N HCl、あるいは濃塩酸 → CO₂の泡

4) シスチン石

＜特 徴＞塩酸に溶かし、アンモニアを加えると六角形の特有の結晶を析出する。

＜検査法＞サンプル+1Nまたは2N HCl、あるいは濃塩酸+NH₄OH → 陽性であれば六角形の結

晶析出

5) キサンチン石

<特 徴>Murexide反応を呈する。

<検査法>サンプル+10% HNO₃ 2~3滴 → 蒸発乾固、陽性であれば橙赤色に変色 → 蒸発乾固したものにNH₃塗布 → 陽性であれば紫青色に変色 → 加熱で褪色

結果：

	試薬	鑑定試料 1		鑑定試料 2	
		50mg	100mg	50mg	100mg
尿酸塩石	10% NaOH	+++	NT	(+) ¹⁾	(+) ¹⁾
	50% NaOH	NT	NT	NT	(++) ¹⁾
シュウ酸塩石	2N HCl	++	NT	±	NT
	1NHCl	-	-	-	-
	c-HCl	NT	NT	NT	NT
炭酸塩石	2N HCl	+	NT	-	NT
	1NHCl	-	NT	-	-
	c-HCl	NT	NT	NT	±
シスチン石	2N HCl	+*	NT	+*	NT
	1NHCl	-	NT	-	+*
	c-HCl	NT	+*	NT	+*
キサンチン石	蒸発乾固後	+++	NT	-	-
	アンモニア塗布後	+	NT	-	-
	加熱	+	NT	-	-

++、+++:陽性 -:陰性 ±:判定不能 NT:未検査

¹⁾リトマス試験紙は陽性だが、アンモニア臭はなし。

* 結晶は観察されるがシスチン石で見られる六角形ではなかった。

2、分光分析

各試料小量を採取し、濃塩酸または10%水酸化ナトリウム溶液に溶解し、2日間放置後、200nm~330nmの紫外外部吸収スペクトルを判定した。

	濃塩酸	10% NaOH
鑑定物件 1	211.5nm 281.5nm	250nm付近
鑑定物件 2	210.5nm	269.5nm

スペクトルの形状は濃塩酸に溶解したものが、水酸化ナトリウムに溶解したものより明瞭であった。

3、高速液体クロマトグラフィ（HPLC）

カラム：Inertsil ODS-3 (4.6mm×150mm)

移動相：0.01M酢酸ナトリウムバッファ（pH 2）

流速：1.0ml/min

検出器：ダイオードアレイ分光検出器（測定波長200nm～320nm）

各試料を移動相（pH 2）と同一溶液で溶解し、1日放置後0.22μmミリポアフィルタにより濾過後、HPLCへ100μl注入した。

測定結果は図1～6のようである。鑑定物件1は短波長側で数個の吸収ピーク（①4.17分、②4.52分、③5.50分、④6.27分、⑤6.77分、⑥8.71分、⑦10.37分）が観察された（図1）。図2は等高線表示、図3は三次元クロマトグラムである。鑑定物件2は①3.88分と②6.64分に同じく短波長側に吸収ピークが観察された（図4）。図5は等高線表示、図6は三次元クロマトグラムである。

鑑定物件1のピーク①(4.17分)と鑑定物件2のピーク①(3.88分)、鑑定物件1のピーク④(6.77分)と鑑定物件2のピーク②(6.64分)は、それぞれ同一か非常に近似した物質によるピークと推定できる。

考察と結論

- 1、尿石の反応を調べたが、鑑定試料2の結果は古トイレ由来のものの（確定資料1）反応とは異なっていた。
- 2、HPLCによる検査で、鑑定物件1の4.17分と鑑定物件2の3.88分、鑑定物件1の6.77分と鑑定物件2の6.64分は、それぞれ同一か非常に近似した物質によるピークと推定できる。しかし、一般に220nm以下の短波長側では多くの物質が吸収を示すため、本結果のみでは異同は論じられない。
- 3、今後の方針として、原子吸光分析、赤外分光分析を行う予定である。当方で、実施はしているが、X線解析法も1つの有力な手段と考える。
- 4、以上の成績より、現時点では、依頼鑑定試料が尿成分を含むかどうかの判断は困難である。

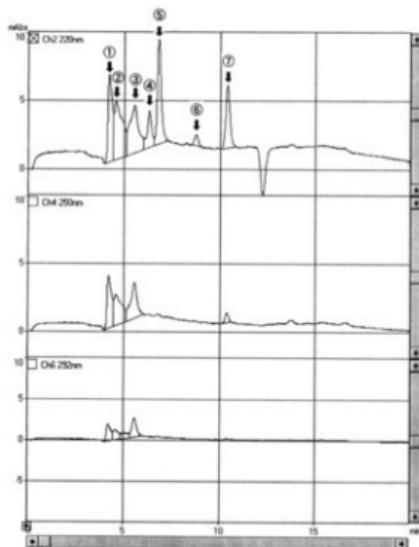


図 1

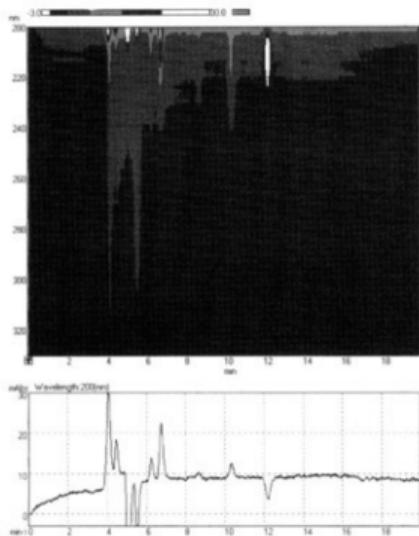


図 2

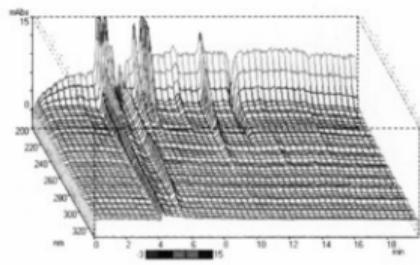


图 3

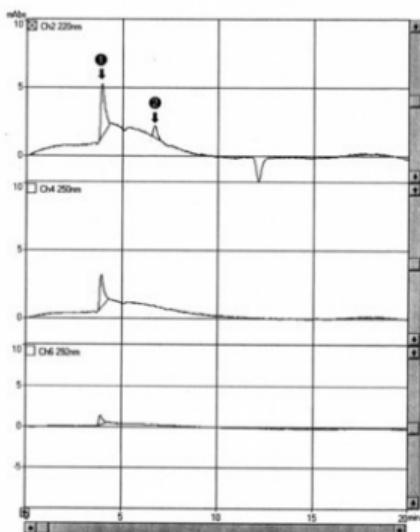


图 4

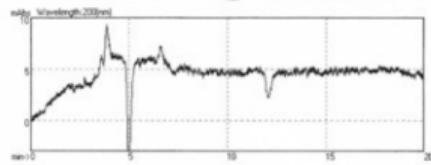
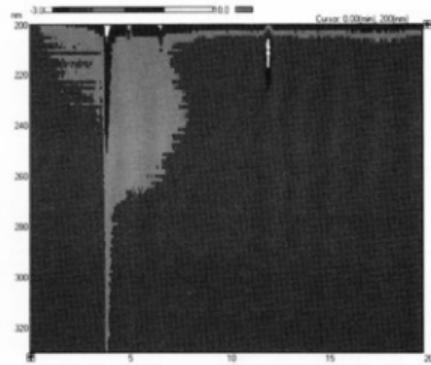


图 5

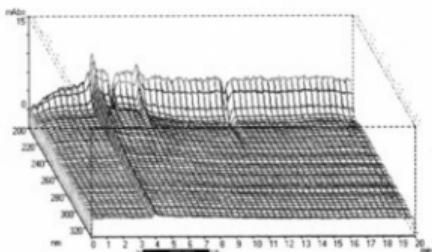


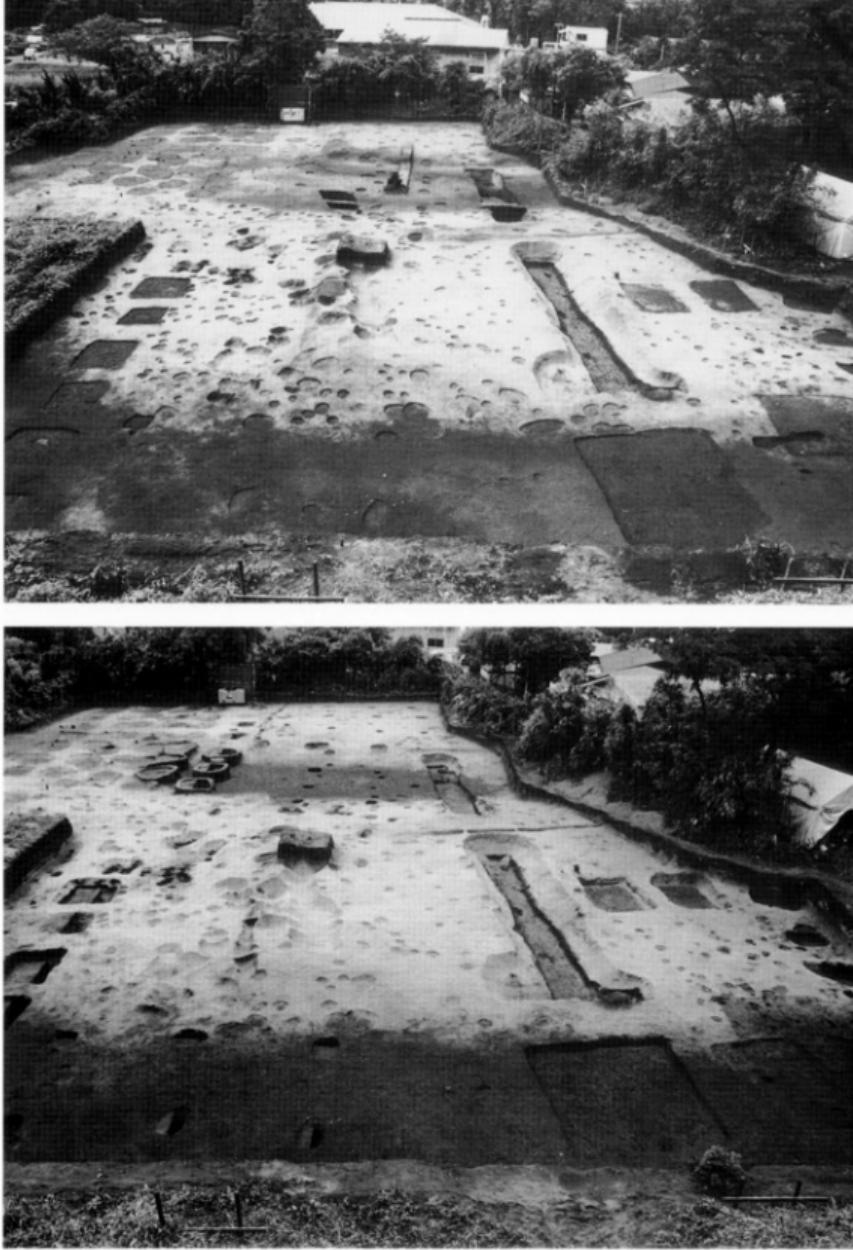
图 6



図版1 第66次調査航空写真（北から）



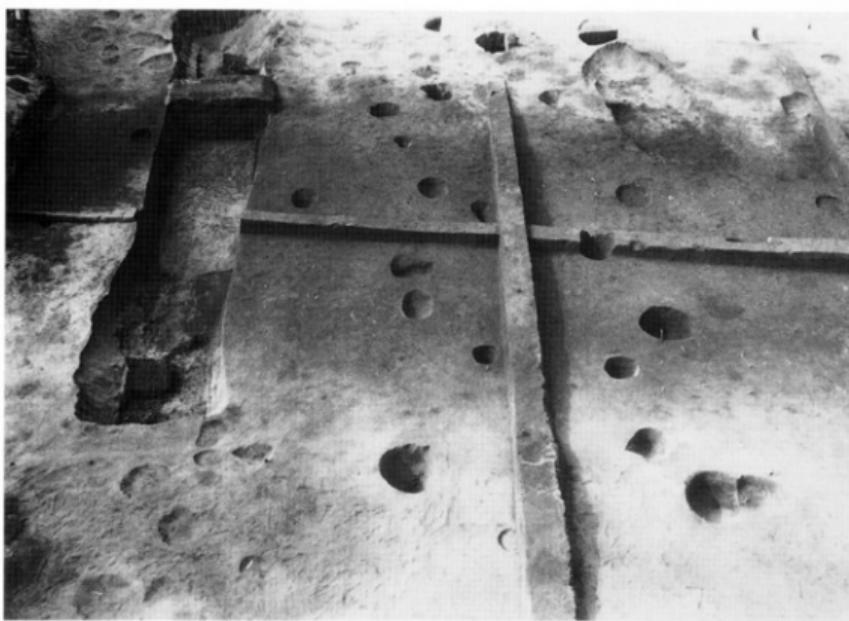
図版2 第67次調査航空写真（西から）



図版3 上：第66次調査遺構全景（検出状況）（北から）
下：第66次調査遺構全景（掘り下げ後）（北から）



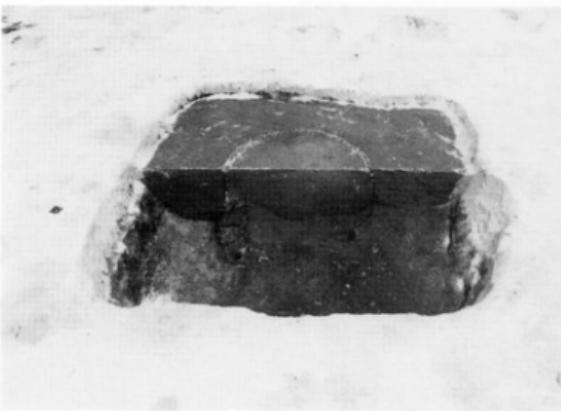
図版4 上：調査区中央第3層褐色砂層堆積状況（東から）
下：調査区中央第3層褐色砂層掘り下げ後状況（東から）



図版5 上：調査区中央第3層褐色砂層・土層堆積状況（西から）
下：調査区中央第3層褐色砂層下層面造構検出状況（南から）



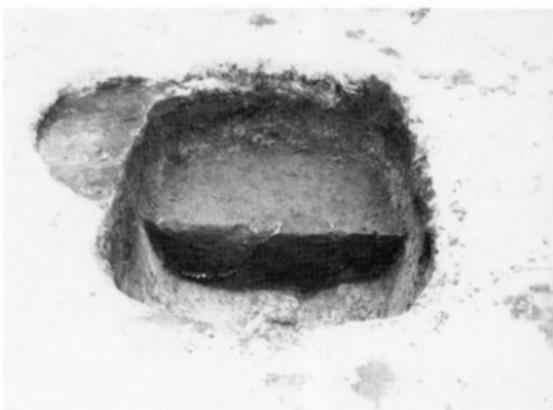
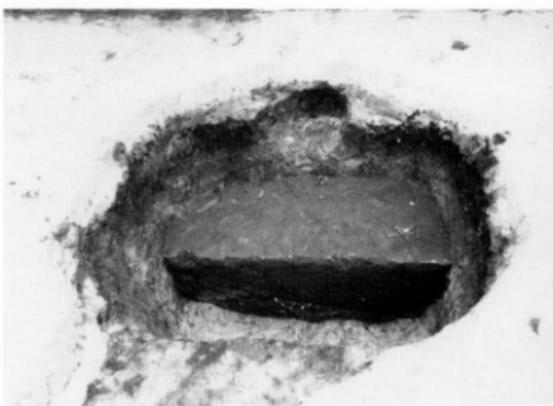
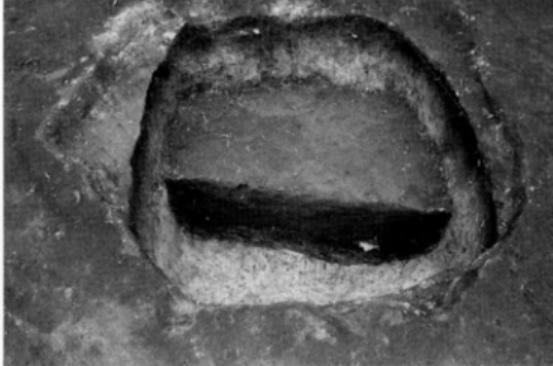
図版6 上：SB022掘立柱建物跡（北から）
下：SB022掘立柱建物跡柱掘り方断面



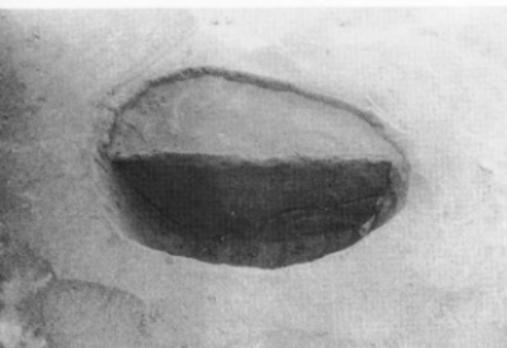
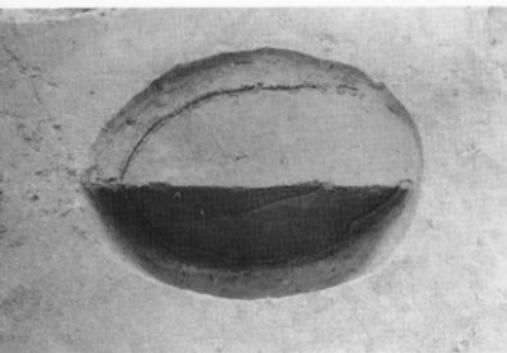
図版 7 SB022掘立柱建物跡柱掘り方断面



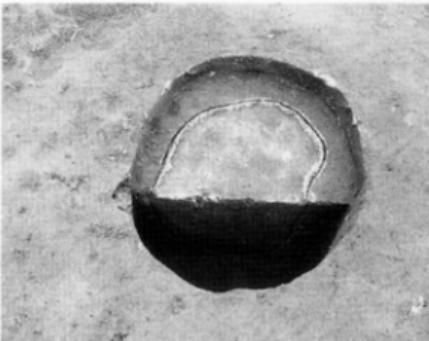
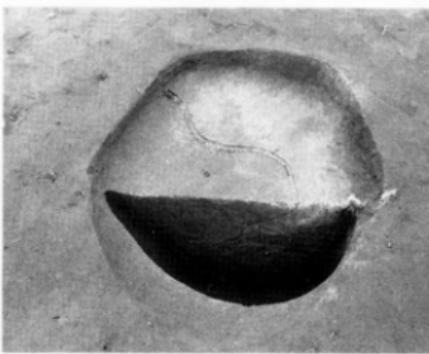
図版8 上：SB023掘立柱建物跡（北から）
下：SB023掘立柱建物跡柱掘り方断面



図版9 SB023掘立柱建物跡柱掘り方断面



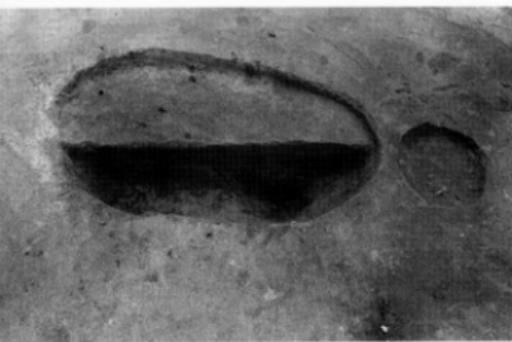
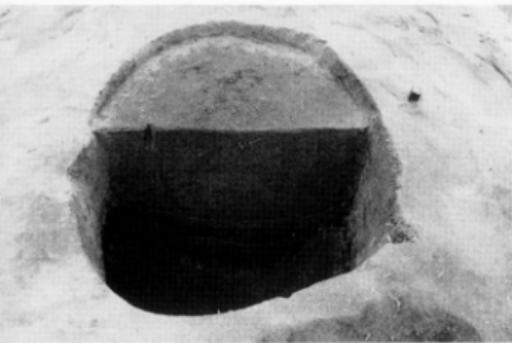
上：SB1448掘立柱建物跡
(東から)
中：SB1448掘立柱建物跡
柱掘り方断面
図版10 下： 同 上



上：SB1449掘立柱建物跡
(南から)

中：SB1449掘立柱建物跡
柱掘り方断面

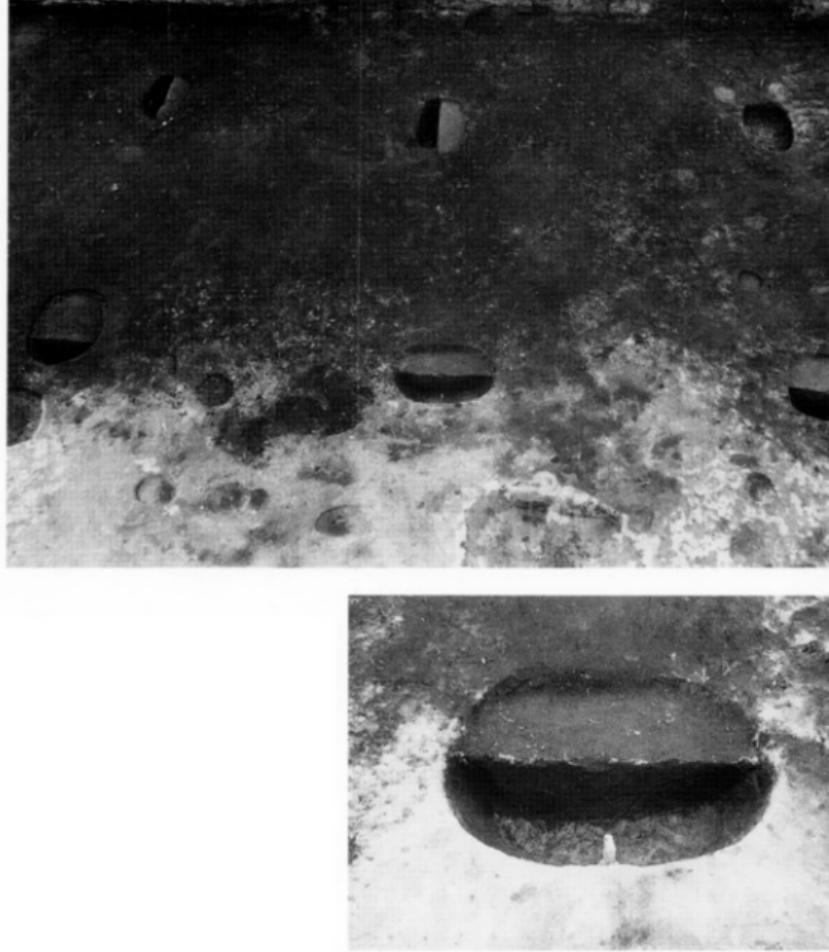
図版11 下： 同 上



上：SB1450掘立柱建物跡
(南から)

中：SB1450掘立柱建物跡
柱掘り方断面

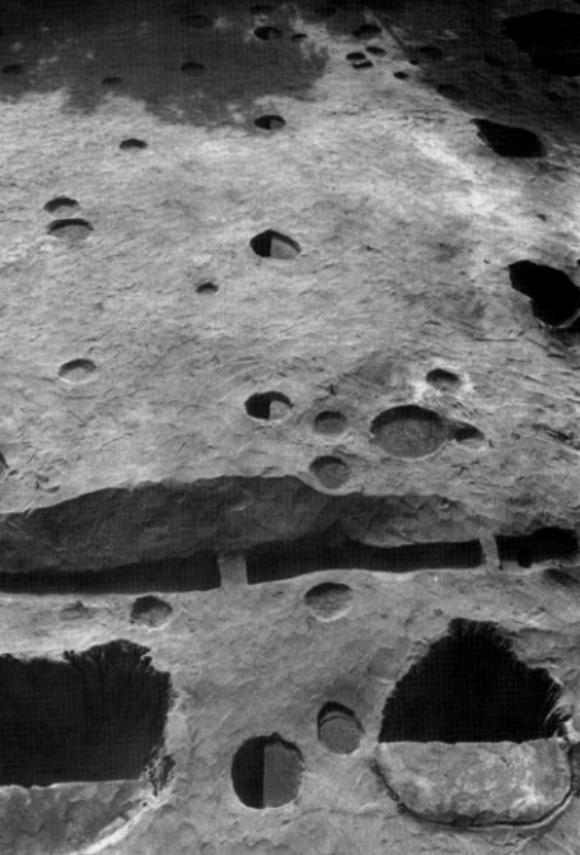
図版12 下： 同 上



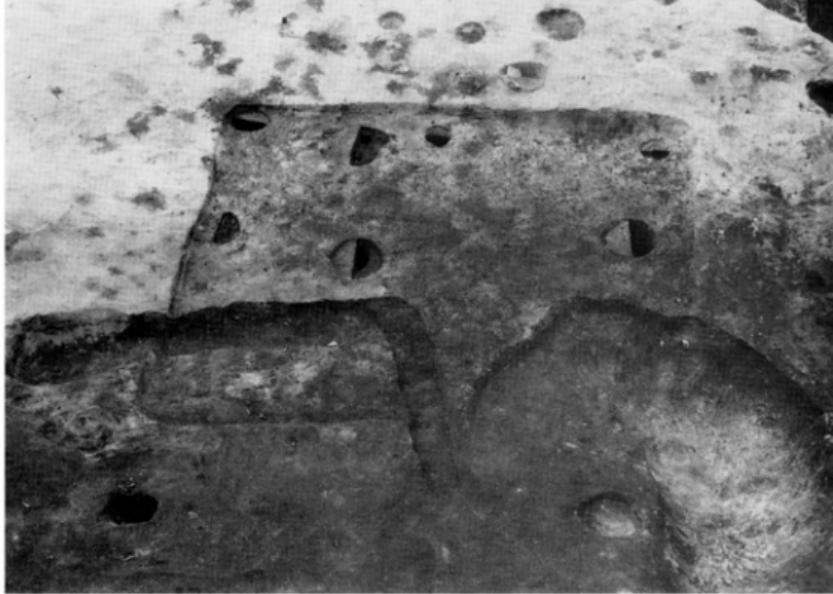
上：SB1451掘立柱建物跡
(南から)

中：SB1451掘立柱建物跡
柱振り方断面

図版13 下： 同 上



図版14 上：SA1453柱列（東から）
下：SA1453柱列柱掘り方断面



図版15 上：SI1456竪穴住居跡（北から）
下：SI1457竪穴住居跡（西から）



図版16 上：SD1458溝跡（北から）
下：SD1458溝跡断面



図版17 上：SD1459溝跡（北から）
下：SD1459溝跡断面

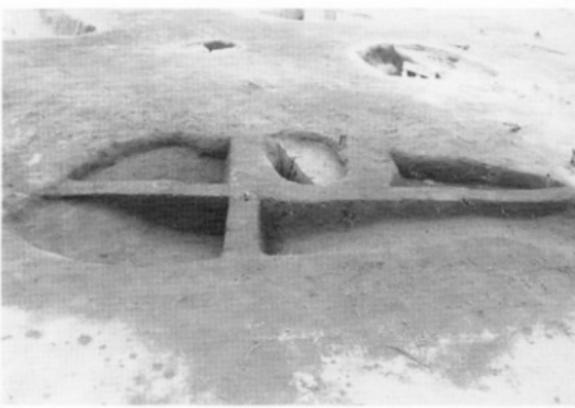


図版18 上：SD1460溝跡（西から）
下：SD1460溝跡断面

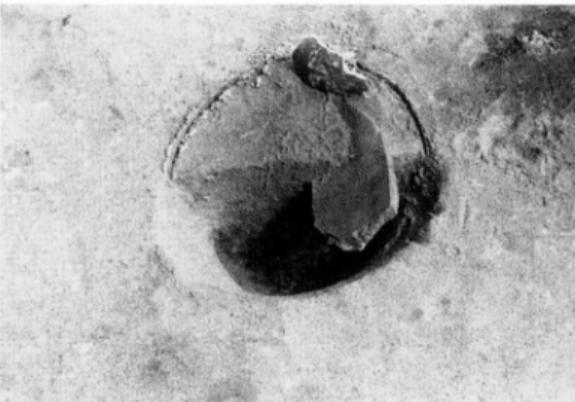
SK1461土壤（西から）



SK1462土壤（南から）

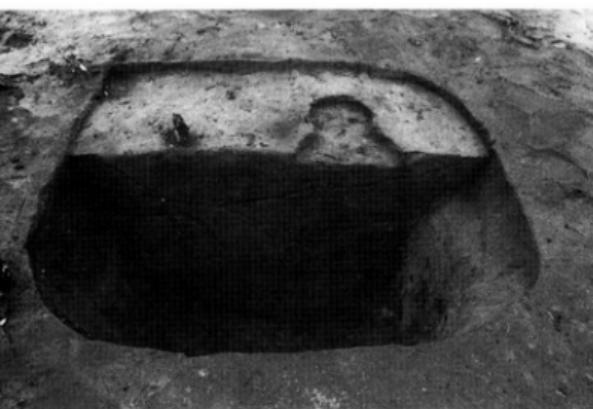


SK1463土壤（南から）

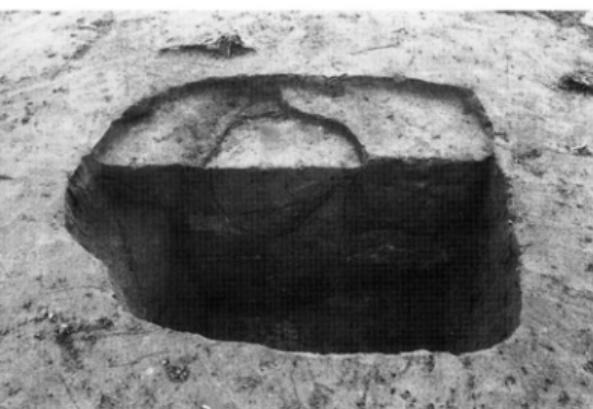




SK1464土壤（南から）



SB1207掘立柱建物路
柱掘り方断面



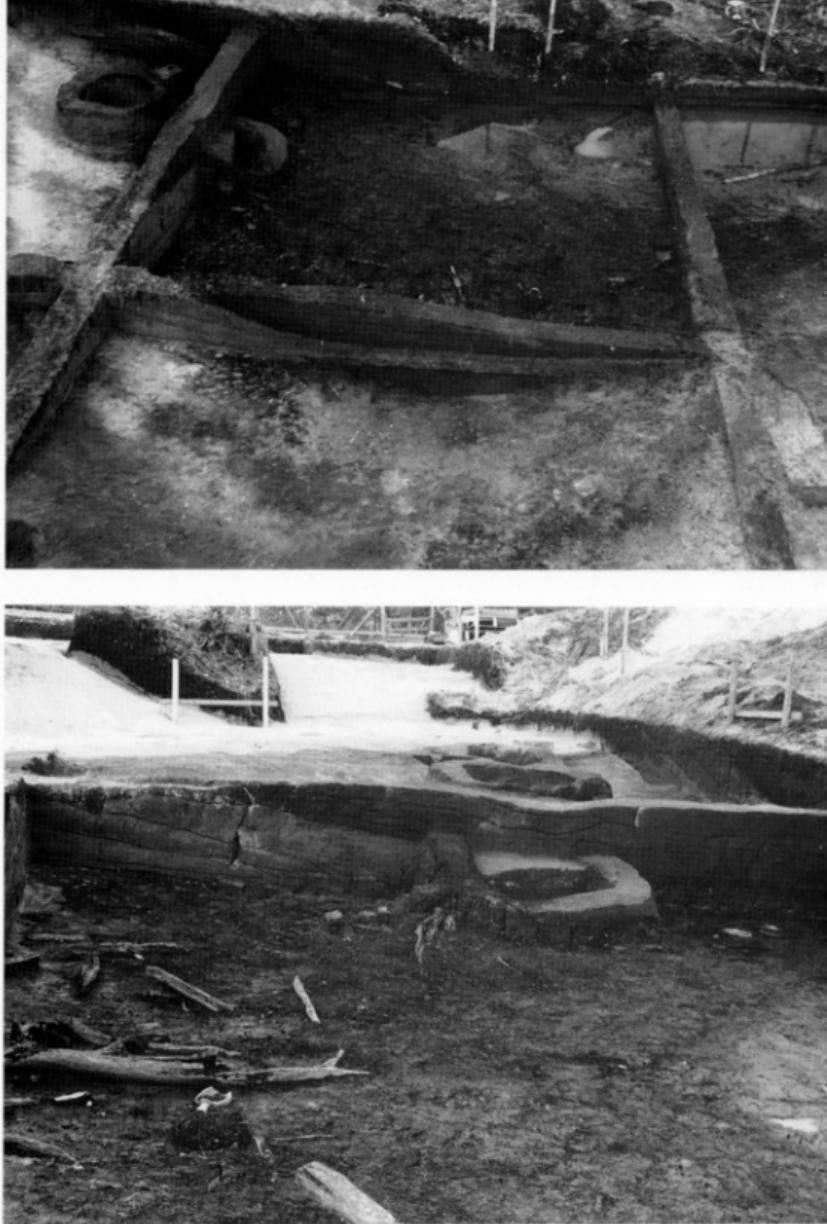
同 上



図版21 上：第67次調査遺構全景（検出状況）（北から）
下：第67次調査調査区中央～南側遺構全景（上層面検出状況）
（西から）



図版22 上：第67次調査遺構全景（掘り下げ後状況）（北から）
下：第67次調査調査区中央～南側遺構全景（沼地跡・地山面検出状況）
（西から）



図版23 上：SG1206沼地跡（西から）

下：調査区中央付近S42ラインベルト土層堆積状況（南から）



図版24 上：調査区中央付近東壁及びE 390ラインベルト土層堆積状況（西から）
下：調査区中央付近東壁土層断面（西から）

第9層灰釉陶器多嘴壺
出土状況（西から）

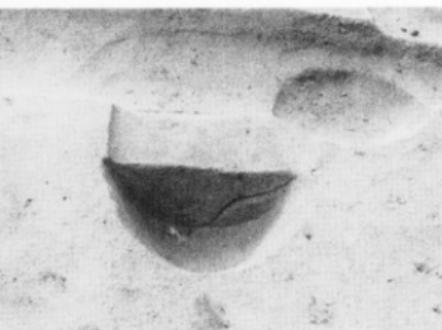
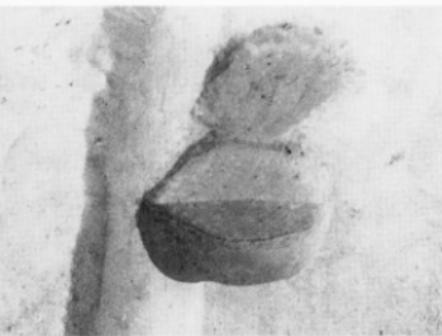


SG1206沼地路
木製品出土状況
(南から)

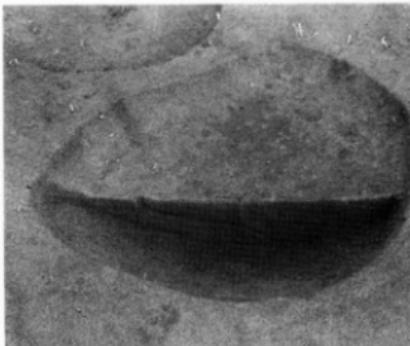
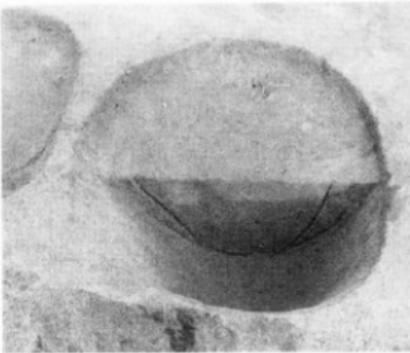


同上





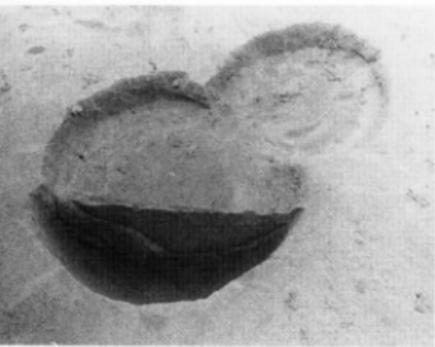
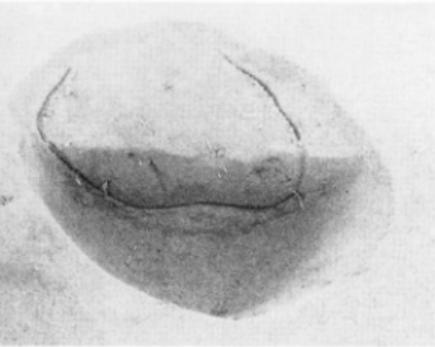
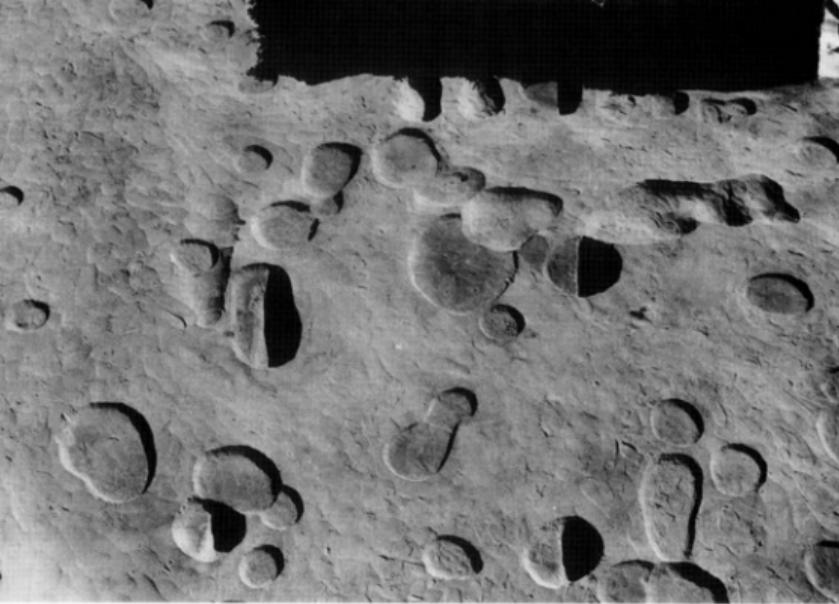
上：SB1465掘立柱建物跡（東から）
中：SB1465掘立柱建物跡
柱掘り方断面
図版26 下： 同 上



上：SB1466掘立柱建物跡
(北から)

中：SB1466掘立柱建物跡
柱掘り方断面

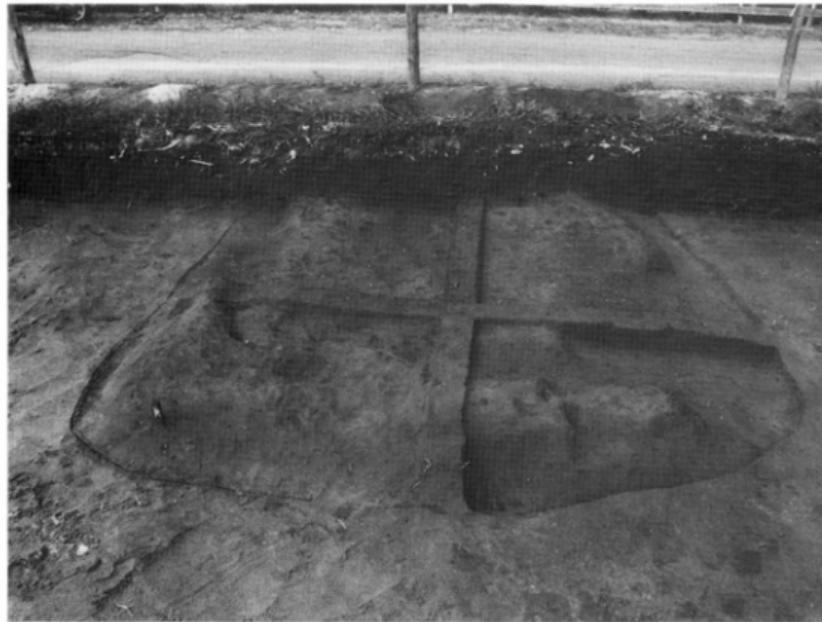
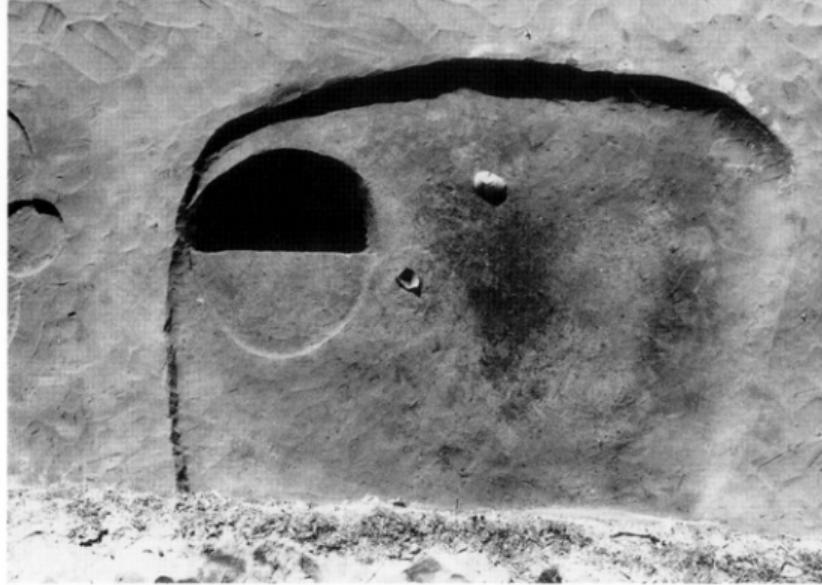
図版27 下： 同 上



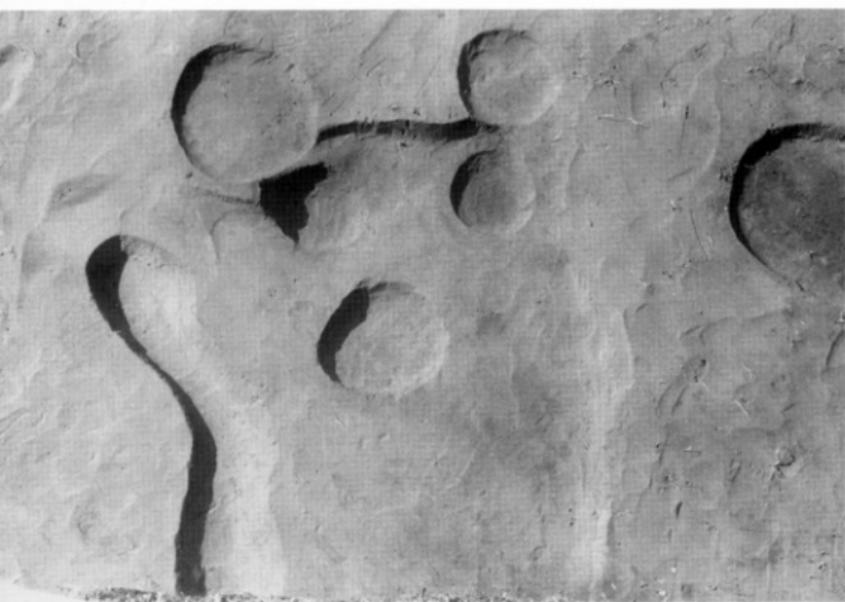
上：SB1467掘立柱建物跡
(西から)

中：SB1467掘立柱建物跡
柱掘り方断面

図版28 下： 同 上

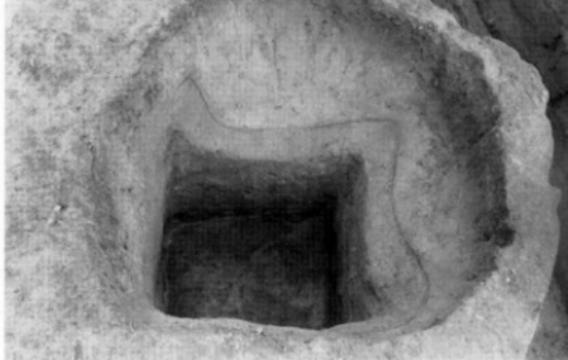


図版29 上：SI1468竪穴住居跡（北から）
下：SI1468竪穴住居跡検出状況（南から）



図版30 上：SI1469竪穴状造構（南から）
下：SI1470竪穴状造構（東から）

SE1471井戸跡(西から)



SE1472井戸跡(南から)



SE1473井戸跡(西から)





図版32 上：SE1474井戸跡（南から）
下：SD1475溝跡（西から）



図版33 上：SD1476溝跡（西から）
下：調査区南西側窪地検出状況（南から）



SK1478土壤(南から)



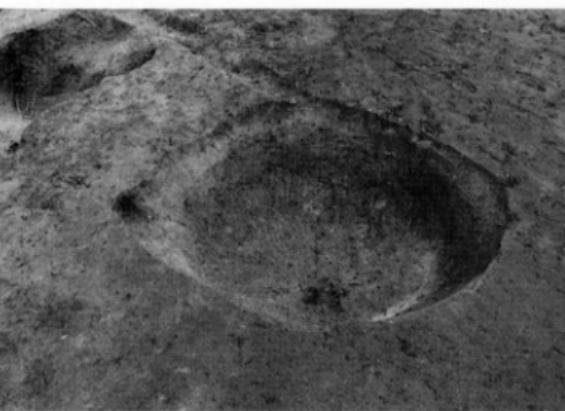
SK1479土壤(西から)



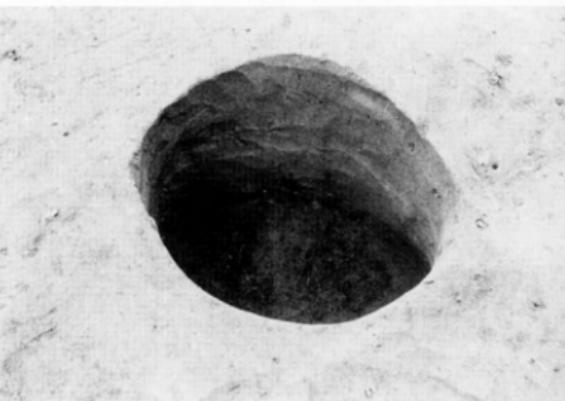
SK1480土壤(南から)



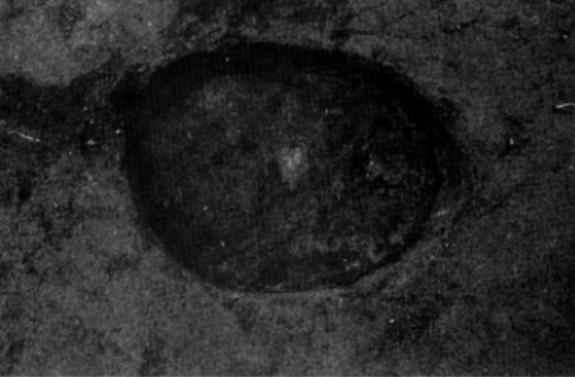
SK1481土壤(南から)



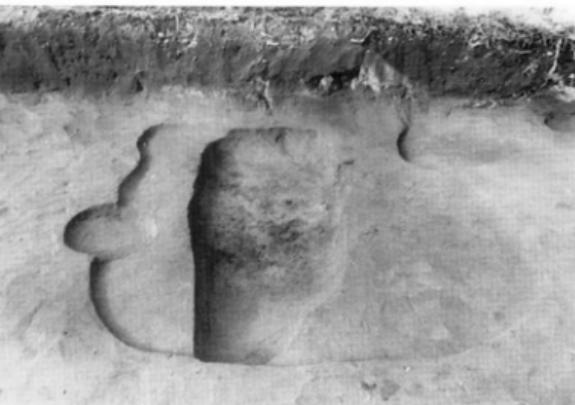
SK1482土壤(南から)



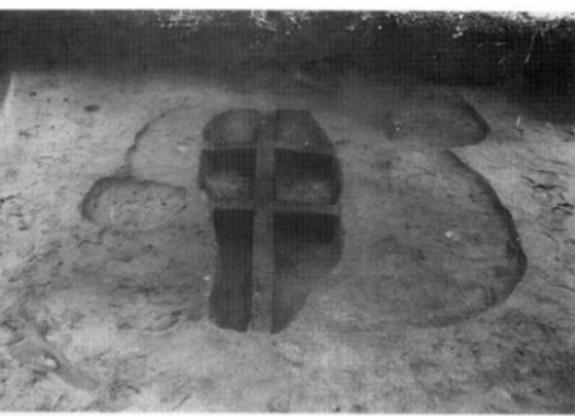
SK1483土壤(南から)



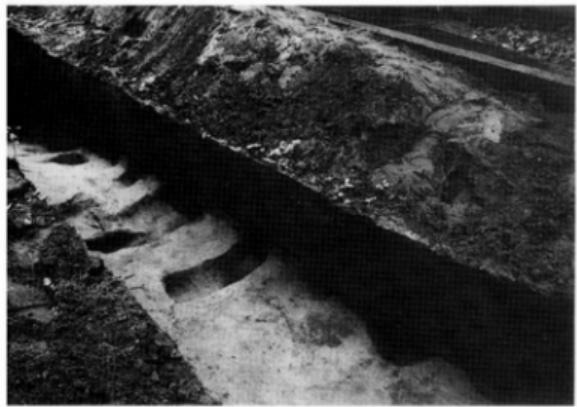
SK1484土壤(南から)



SK1485土壤(南から)



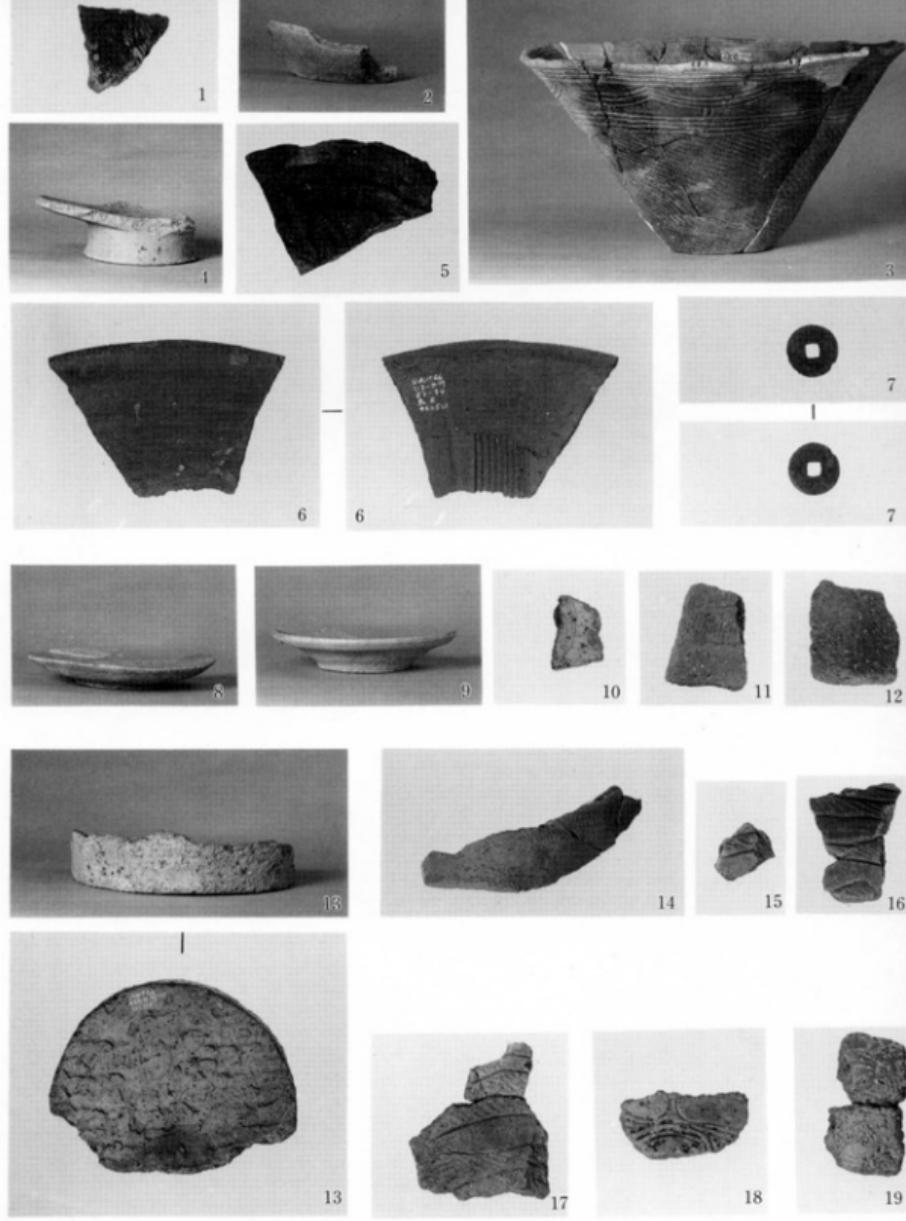
SK1486土壤土層断面(南から)



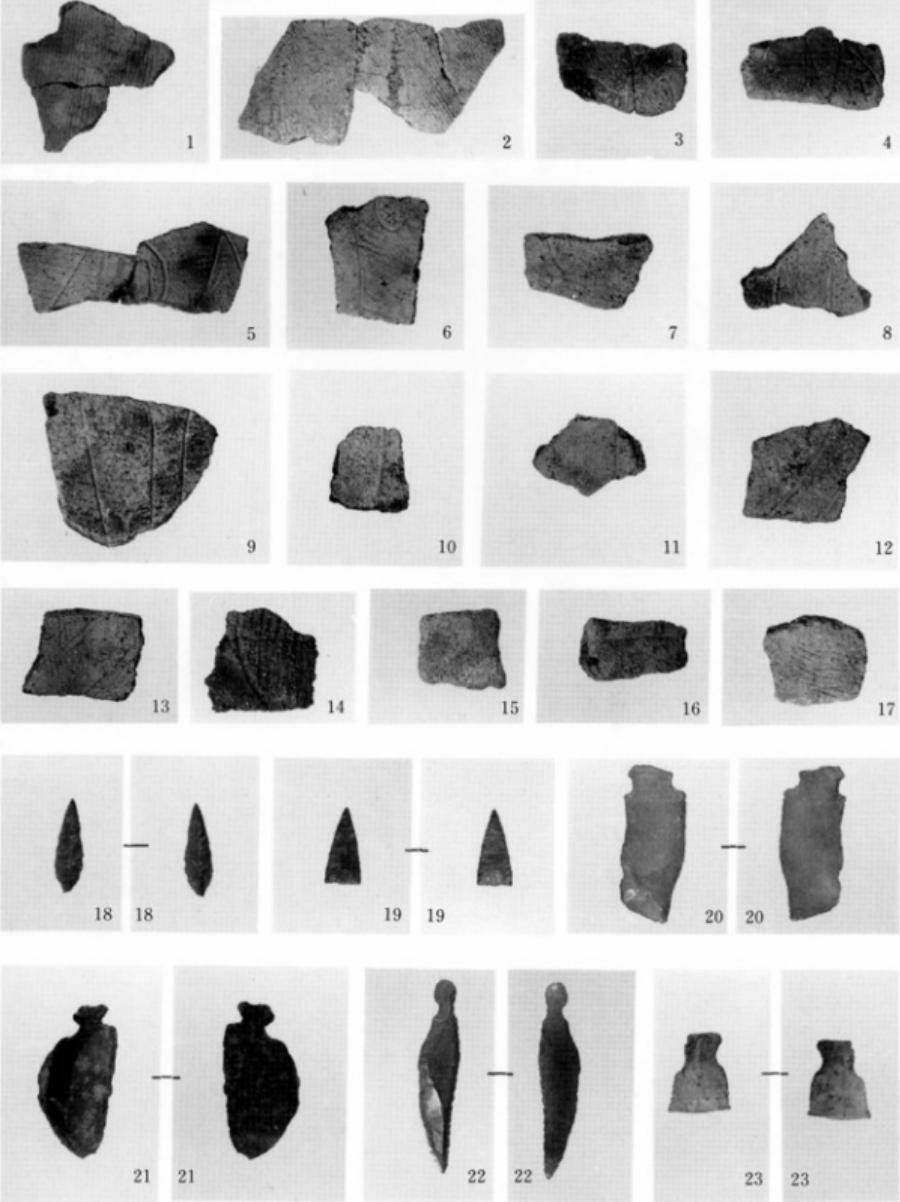
図版37 右上：第68次調査南北方向トレンチ全景
右下：第68次調査東西方向トレンチ全景
左下：第68次調査南北方向トレンチ土層断面



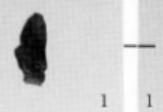
図版38 上：SI1487竪穴住居跡（南から）
下：SI1487竪穴住居跡遺物出土状況（南から）



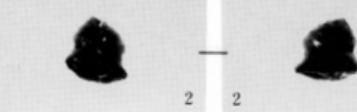
図版39 1 SB023、2 SI1456、3 SK1464、
4～7 表採・表土、8～12 旧耕作土、
13～19 第3層



図版40 1~23 第3層



2 2



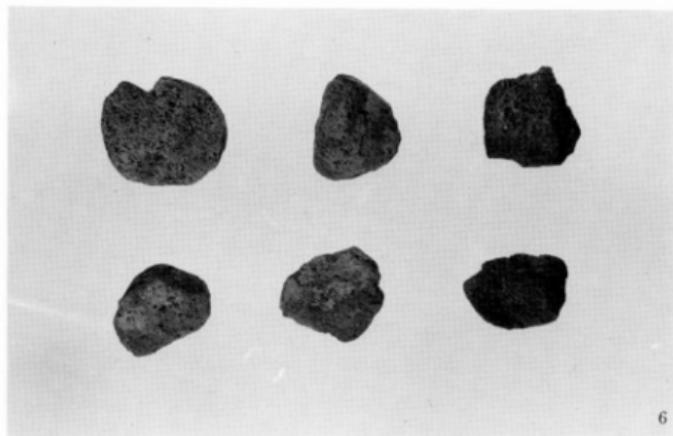
3



4

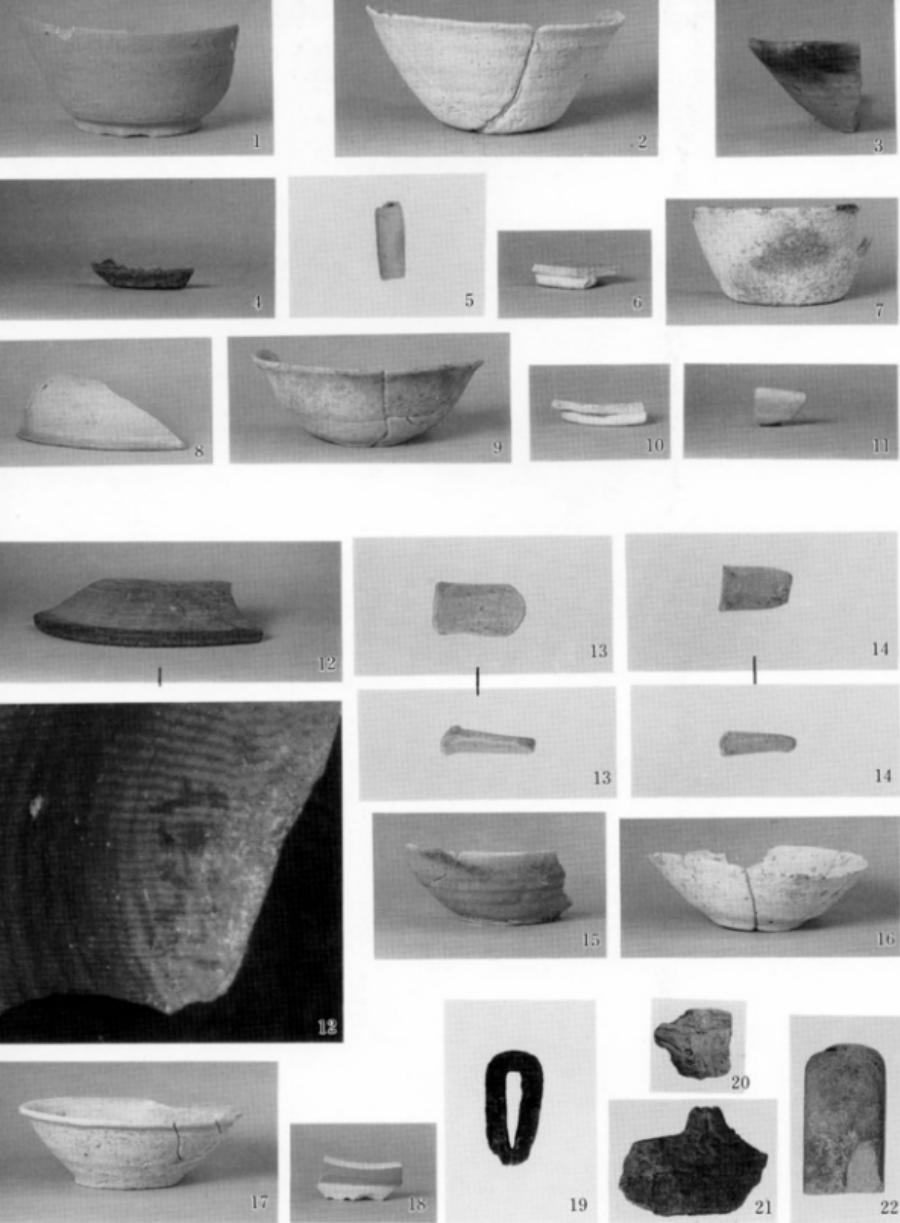


5

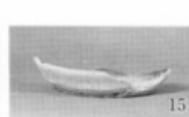
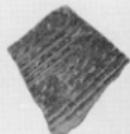
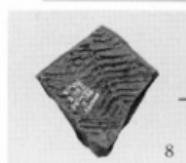
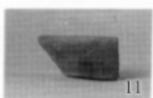
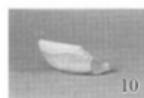
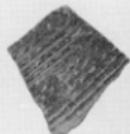
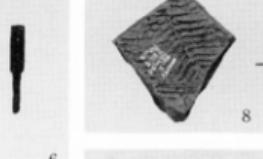
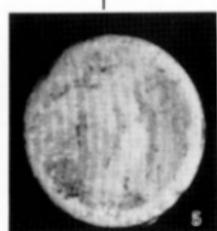
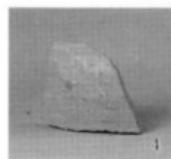
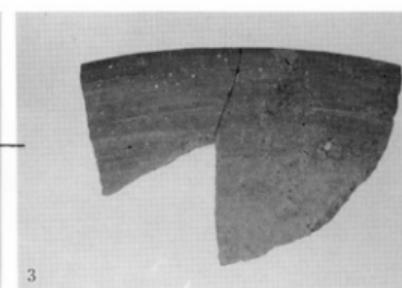
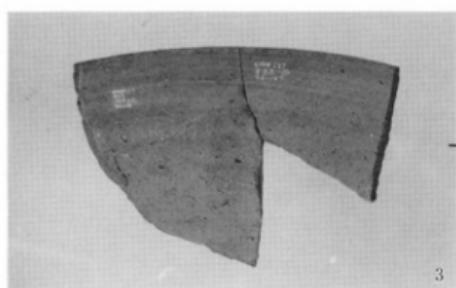
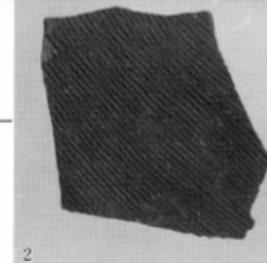


6

圖版41 1~6 第3層



図版42 1・2 SI1468、3 SI1469、4・5 SE1471、
6 SE1473、7 SE1474、8 SD1476、
9・10 SK1479、11 SK1482、12~22 表様・表土



図版43 1・2 第3層、3～6 第4層、7～17 第5層



図版44 1~12 第5層、13~20 第6層、21~23 第7層



1



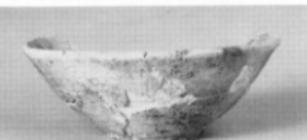
2



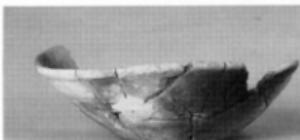
3



4



5



6



7



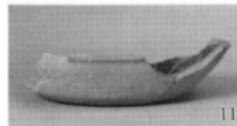
8



9



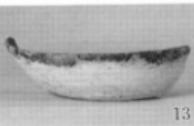
10



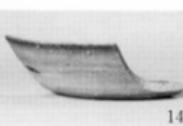
11



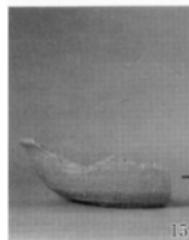
12



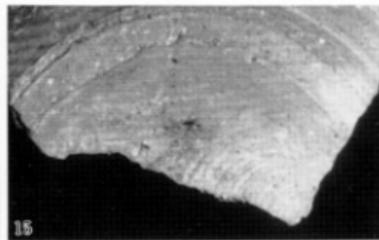
13



14



15



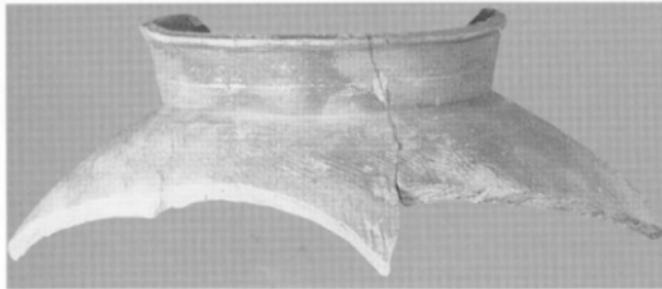
15



16

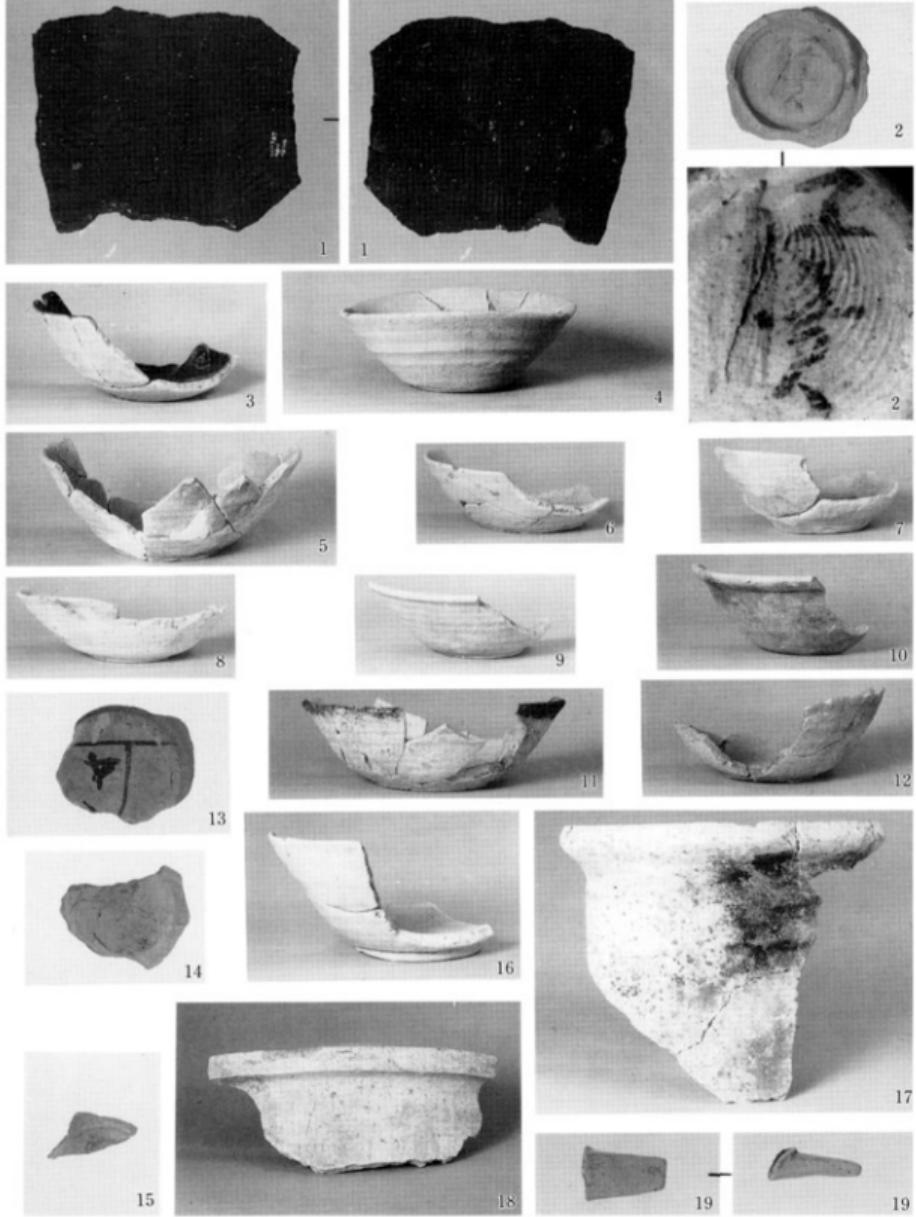


14

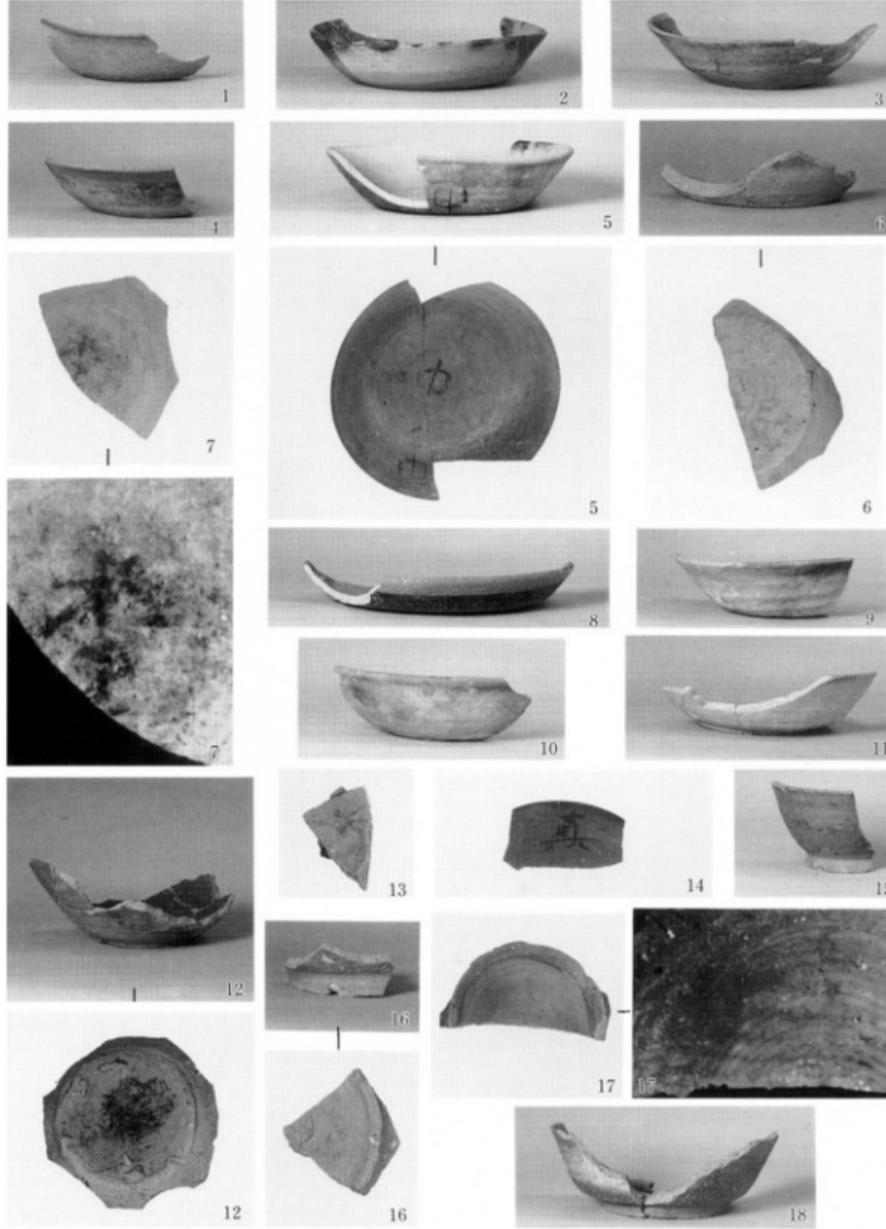


17

図版45 1~10 第7層、11~17 第8層



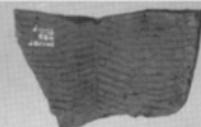
図版46 1~19 第8層



図版47 1~18 第9層



1



2



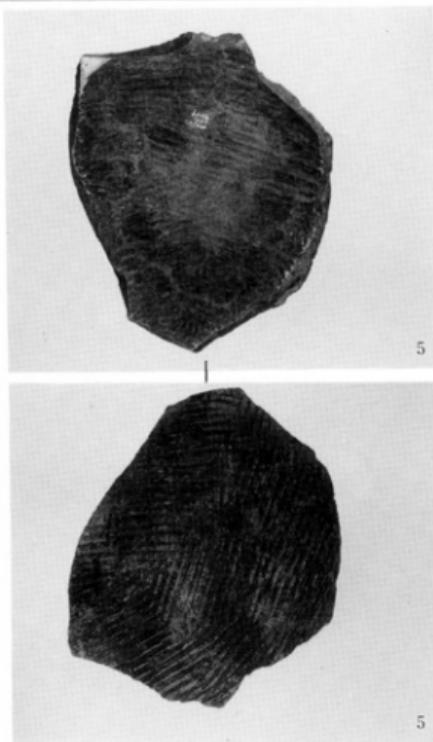
2



3



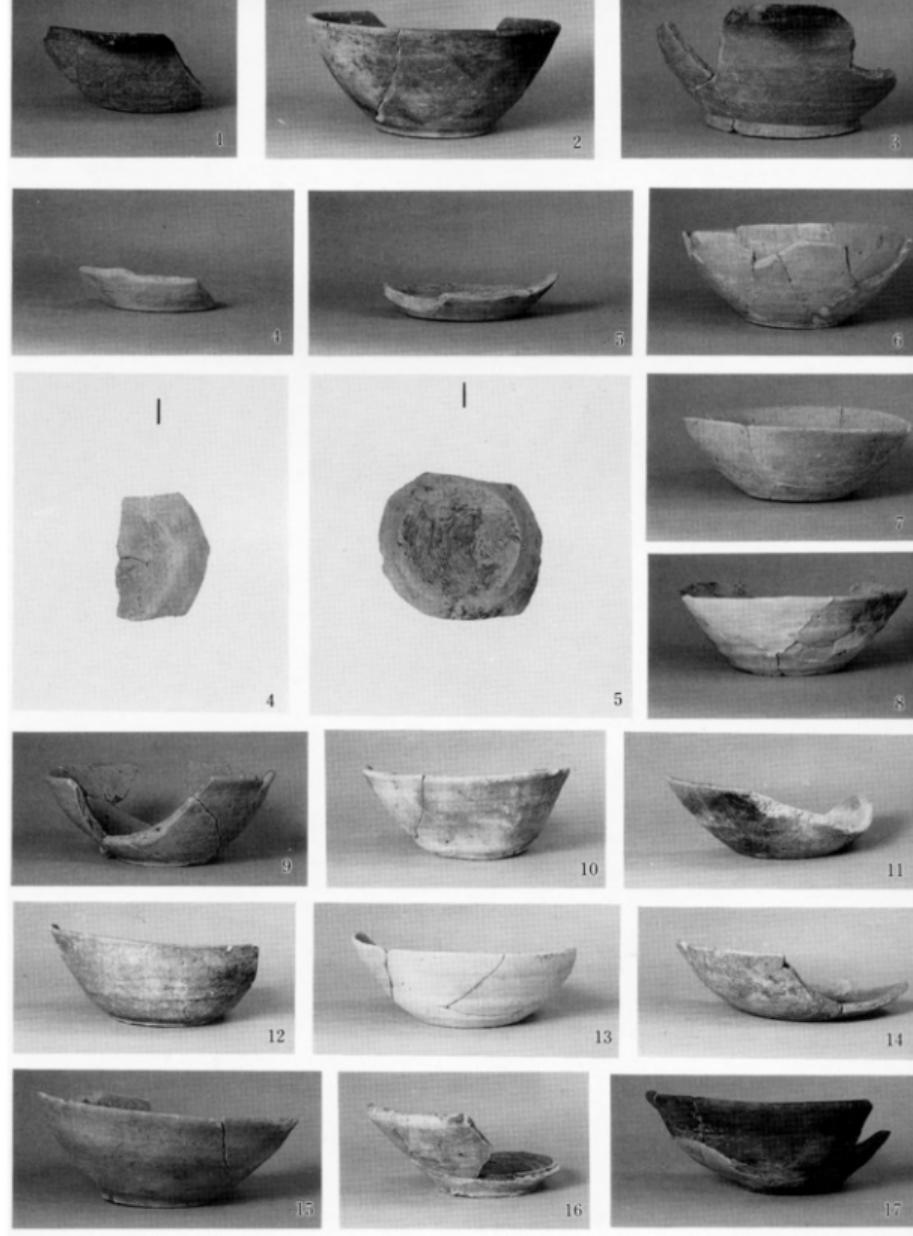
4



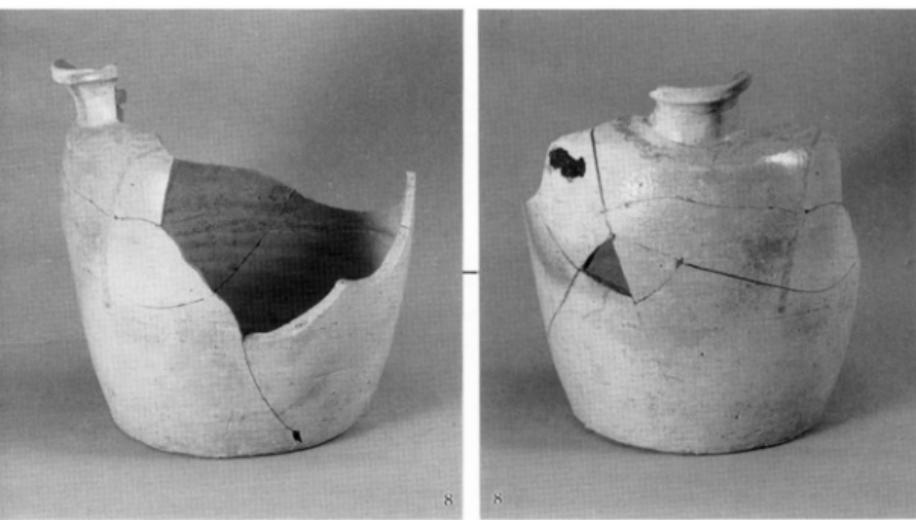
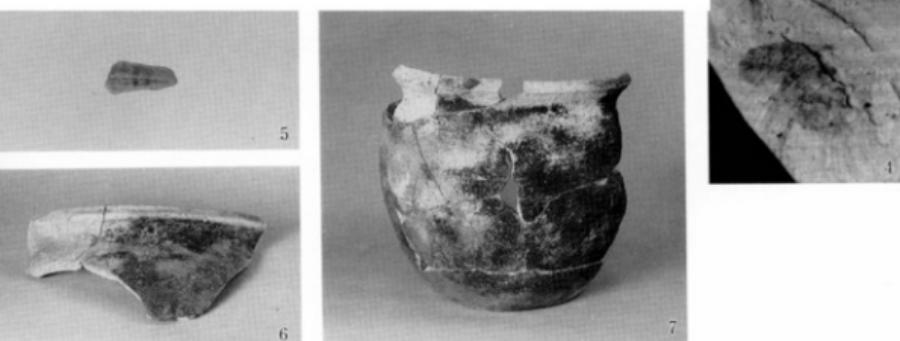
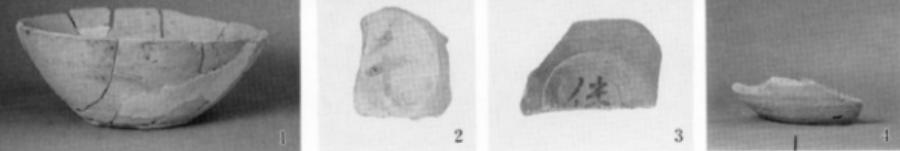
5

5

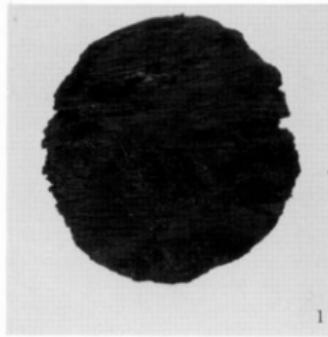
図版48 1~5 第9層



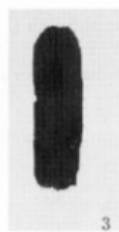
図版49 1~17 第9層



図版50 1~8 第9層



1



3



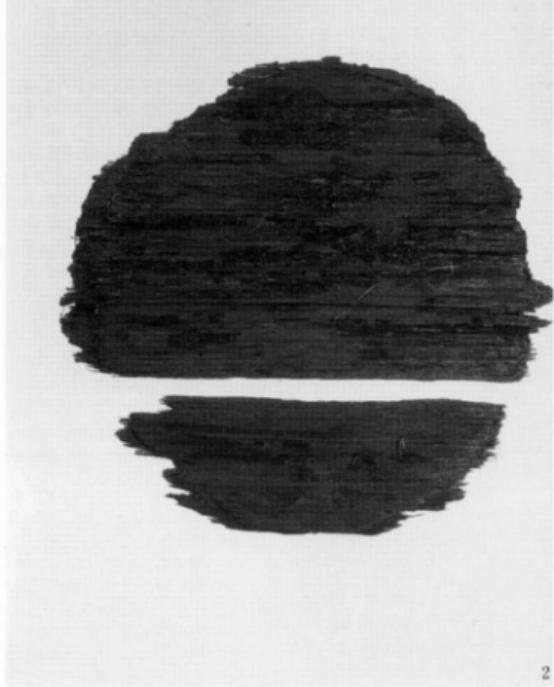
4



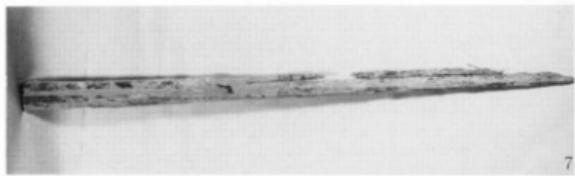
5



6



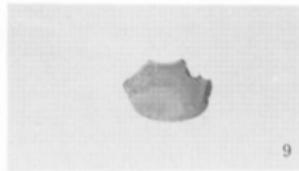
2



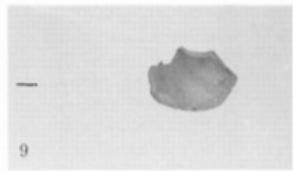
7



8

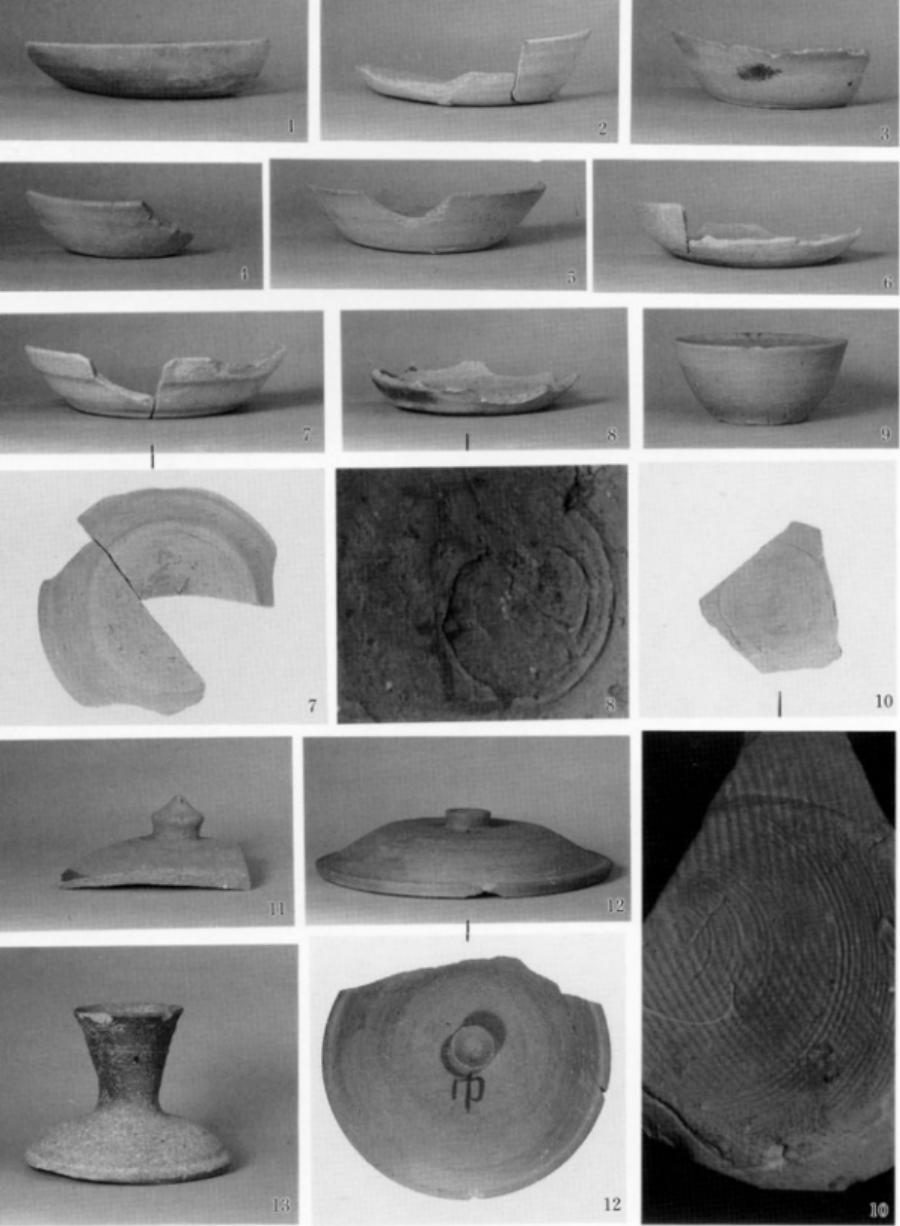


9



9

図版51 1～9 第9層



図版52 1~13 第10層



1



2



3



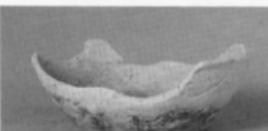
4



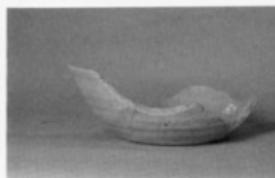
5



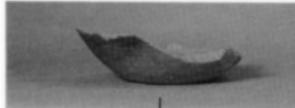
6



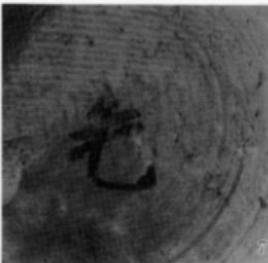
7



8



9

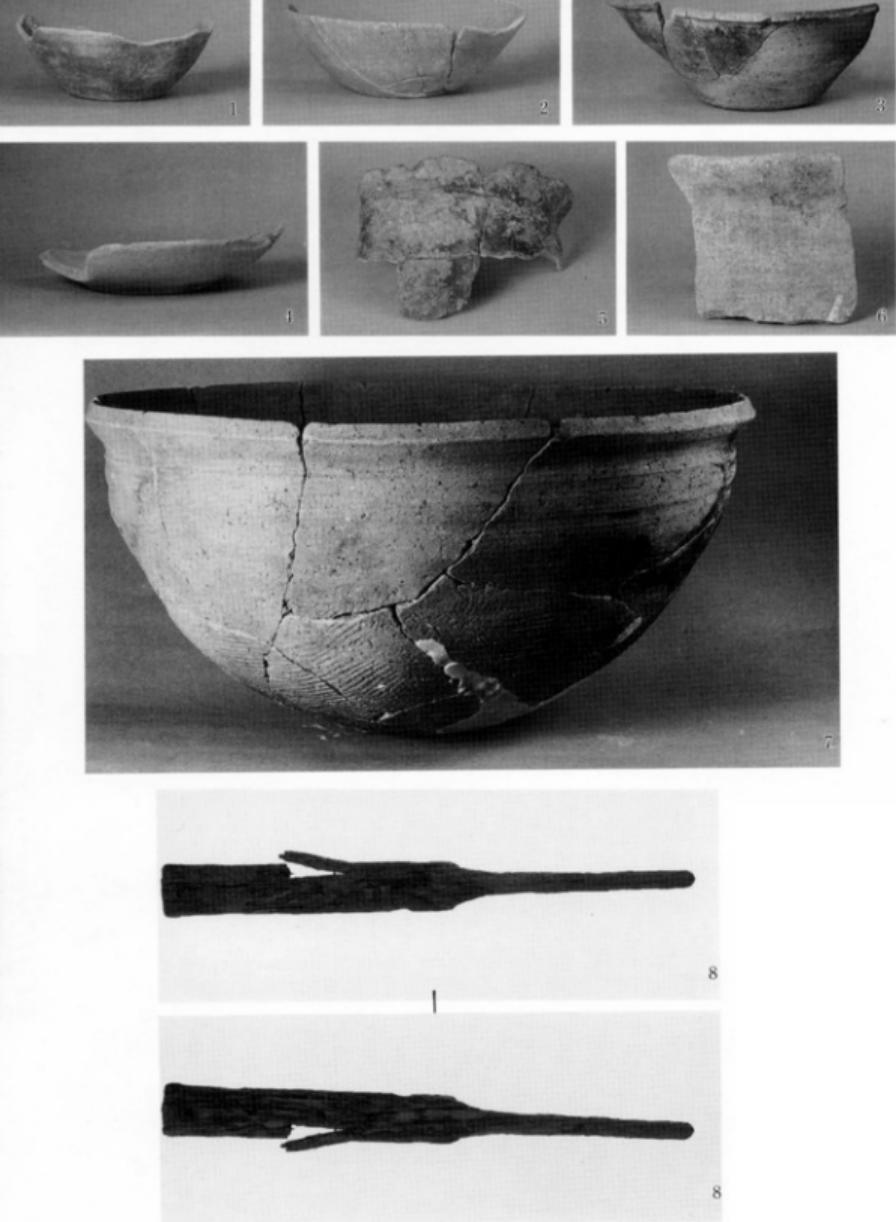


10

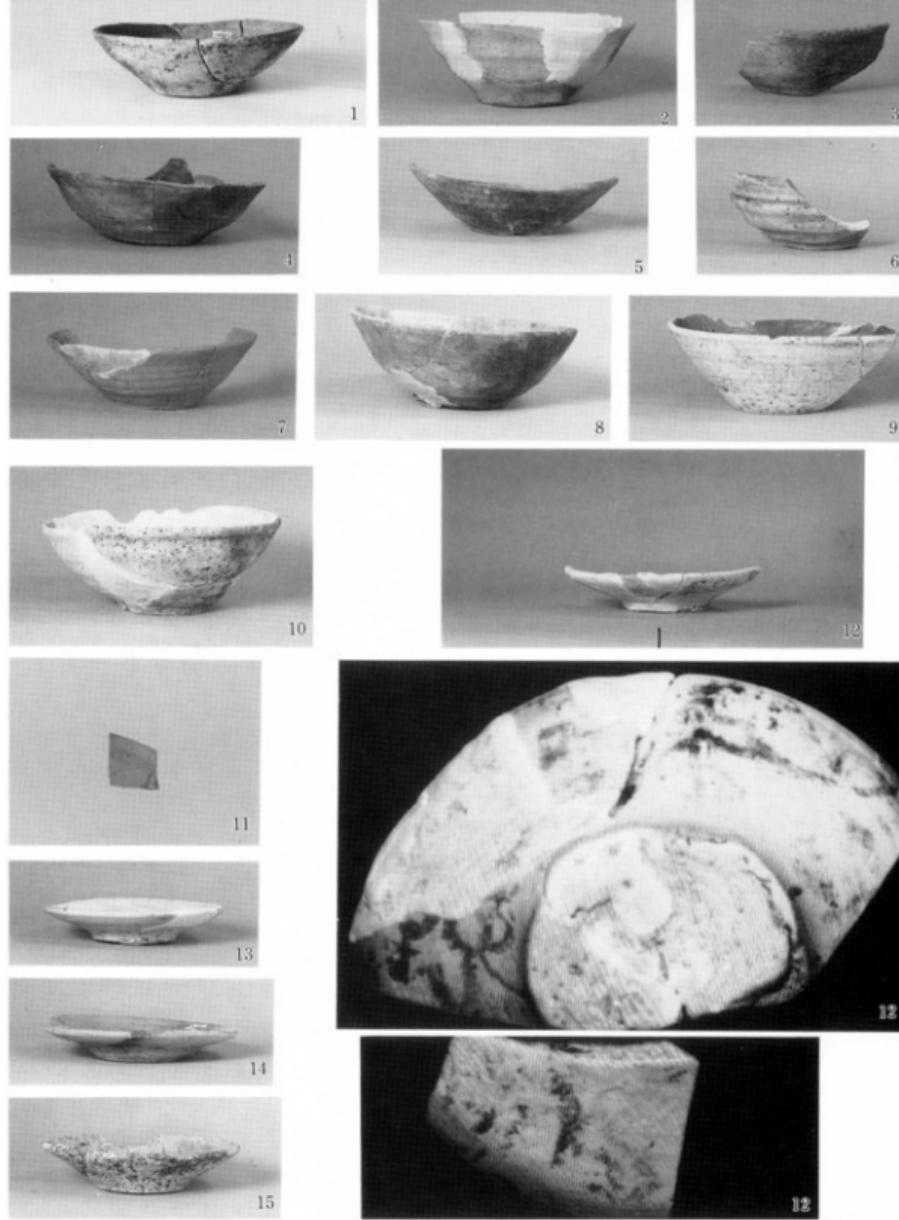


11

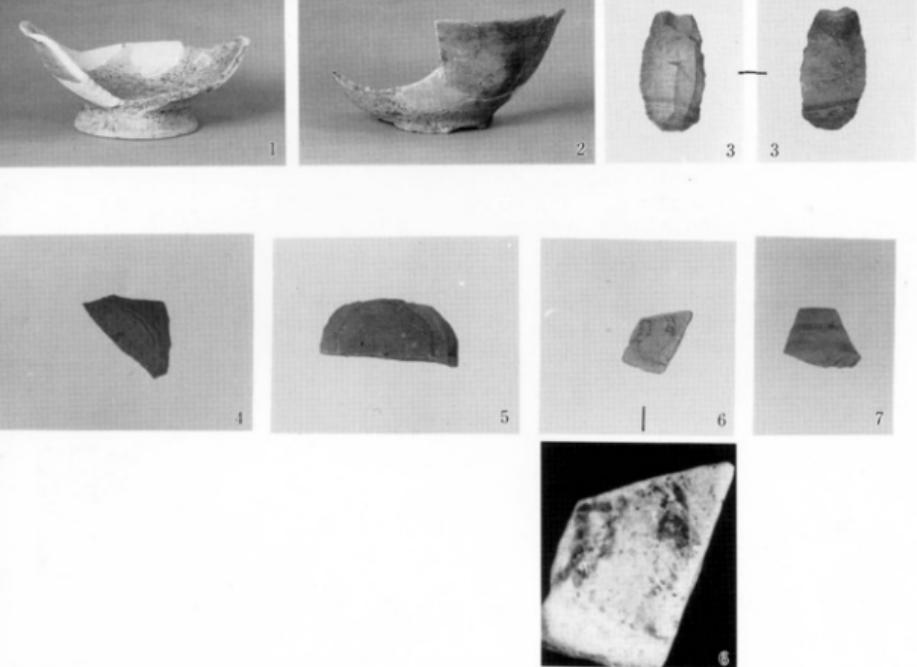
図版53 1~9 第10層



圖版54 1 ~ 8 第10層



图版55 1~15 SI1487



図版56 1~3 SI1487、4~7 表土

報告書抄録

ふりがな	あきたじょうあと						
書名	秋田城跡						
副書名	平成八年度秋田城跡発掘調査概報						
卷次							
シリーズ名	秋田城跡調査概報						
シリーズ番号							
編著者名	小松正夫、日野久、松下秀博、伊藤武士、進藤靖						
編集機関	秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所						
所在地	〒011 秋田県秋田市寺内字大畠111 TEL 0188-45-1837						
発行年月日	1997年3月						
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村:遺跡番号	北緯 度分秒	東經 度分秒	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
あきたじょうあと 秋田城跡	あきたし:てみうち 秋田市寺内	05201	186 44分 20秒	39度 05分 00秒	140度 第66次調査 19960410~ 19960828 第67次調査 19960829~ 19961211 第68次調査 19961028~ 19961030	1132 672 387	学術調査 保護管理
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
秋田城跡 第66次調査	城柵官衙 遺跡	奈良~平安 绳文、弥生	掘立柱建物跡 竪穴住居跡 柱列 溝跡 土壙	8棟 2軒 1列 3条 4基	土師器、須恵器、赤褐色土器、墨書き土器 中世陶器、瓦、錢貨 绳文土器、弥生土器、石器	焼山地区中央部の調査 城内西側の実務官衙地域に位置付けられると考えられる	
秋田城跡 第67次調査	同上	奈良~平安 鎌倉	掘立柱建物跡 竪穴住居跡 方形竪穴状遺構 井戸跡 溝跡 土壙	3棟 1軒 2基 4基 3条 9基	土師器、須恵器、赤褐色土器、灰釉陶器、墨書き土器、かわらけ、中世陶器、瓦、硯、土製品、石製品、鉄製品、木製品	鶴ノ木地区北部の調査 古代の水洗便所遺構が面する古代の沼地跡の北岸部分を検出	
秋田城跡 第68次調査	同上	平安	竪穴住居跡	1軒	土師器、須恵器、赤褐色土器、石器	住宅新築に伴う緊急調査である	

秋田城跡調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則 拠幹 昭和37年5月8日教育規則第3号
改正 昭和52年11月21日第11号

第1条

4. 第3条第4項に掲げる事務を分掌させるため、文化振興に所属する機関として、秋田城跡調査事務所を置く。

第3条

4. 秋田城跡調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりにする。
一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。
二、史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

II 発掘調査体制

1) 調査体制

秋田市教育委員会

教育長	石	黒	俊	郎
文化課長	菅	原	俊	行

調査機関

秋田城跡調査事務所

所長	小	松	正	夫
副所長	日	野	久	
主査	松	下	秀	博
主事	伊	藤	武	士
主事	進	藤	靖	

秋田城跡（平成 8 年度）

印刷・発行 平成 9 年 3 月
発 行 秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所
〒011 秋田市寺内字大畑111
秋田城跡調査事務所内
TEL 0188-45-1837
印 刷 秋田活版印刷株式会社

